統計資料編　目次

環境行政全般

1　平成16年度環境保全関連施策 …… 1
2　平成15年度環境保全関連施策の監視・測定結果 …… 11
3　酸性雨モニタリング調査結果 …… 18
4　環境アドバイザー名簿（平成16年度） …… 21
5　平成15年度環境関係調査研究一覧 …… 21

自然環境関係

6　ふくしまレッドリスト（植　物） …… 25
7　ふくしまレッドリスト（昆虫類） …… 27
8　ふくしまレッドリスト（鳥　類） …… 28
9　ふくしまレッドリスト（淡水魚類） …… 28
10　ふくしまレッドリスト（両生・爬虫類） …… 28
11　ふくしまレッドリスト（ほ乳類） …… 28
12　自然環境保全地域一覧 …… 29
13　緑地環境保全地域一覧 …… 30
14　野生動植物保護地区一覧 …… 30
15　自然公園等位置図 …… 31
16　自然公園の指定状況 …… 32
17　自然公園の利用状況 …… 33
18　自然公園等の許可・届出処理状況（平成15年度） …… 33
19　自然保護指導員等の配置状況 …… 33
20　県立自然公園指定植物一覧 …… 33
21　自然公園等施設整備状況（平成15年度） …… 34
22　風致地区一覧表 …… 35
23　都市公園整備状況表 …… 36
24　緑地協定締結状況表 …… 38

廃棄物関係

25　地方振興局及び郡山市・いわき市別浄化槽設置状況 …… 39
26　産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可
（法第14条第1項及び第2項、法第14条の4第1項及び第2項）
（平成14年4月1日現在） … 40
27　産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更許可
（法第14条の2第1項、法第14条の5第1項）（平成13年度実績） 40

28　産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出
（法第 14 条の 2 第 3 項、法第 15 条の 5 第 3 項）（平成 13 年度実績）　40
29　産業廃棄物処理施設の設置許可（法第 15 条第 1 項）・・・・・・・・・　41
30　産業廃棄物処理業者・処理施設設置者に対する
行政処分（許可取消し）件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
31　不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業実施状況・・・・・・・・・・・・・　43
32　都道府県別不法投棄件数・投棄量（平成 8 ～15 年度）　・・・・・・・・　44

化学物質関係

33　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）
及び土壌の汚染に係る環境基準について・・・・・・・・・・・・・・・・　45
34　環境ホルモン調査対象化学物質一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
35　平成 15 年度ダイオキシン類一般環境大気調査結果　・・・・・・・・・　47
36　平成 15 年度ダイオキシン類発生源周辺環境大気調査結果　・・・・・・　47
37-1　平成 15 年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（河川）調査結果　48
37-2　平成 15 年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（湖沼）調査結果　49
37-3　平成 15 年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（海域）調査結果　50
38　平成 15 年度ダイオキシン類地下水調査結果　・・・・・・・・・・・・　50
39　平成 15 年度ダイオキシン類一般環境土壌調査結果　・・・・・・・・・　51
40　平成 15 年度ダイオキシン類発生源周辺土壌調査結果　・・・・・・・・　53
41　平成 15 年度ダイオキシン類指標生物（水生生物）調査結果　・・・・・　54
42　平成 15 年度ダイオキシン類処分場周辺調査結果　・・・・・・・・・・　54
43　平成 15 年度ダイオキシン類煙道排ガス調査結果　・・・・・・・・・・　54
44　平成 15 年度ダイオキシン類廃棄物焼却炉等放流水調査結果　・・・・・　55
45-1　平成 15 年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場
（周縁地下水）調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
45-2　平成 15 年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場
（放流水）調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
45-3　平成 15 年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場
（搬入廃棄物）調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
46-1　平成 15 年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場
（放流水）調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
46-2　平成 15 年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場
（搬入廃棄物）調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　57
47　平成 15 年度排出ガスダイオキシン類自主測定実施状況　・・・・・・・　58
48　平成 15 年度排出水ダイオキシン類自主測定実施状況　・・・・・・・・　58
49　平成 15 年度ばいじん及び燃え殻等ダイオキシン類自主測定実施状況　・　58

大気関係

50　大気汚染に係る環境基準の概要・・・

86　海域の水質測定結果・・・

公害対策関係

114　工場立地件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
115　公害の種類別苦情件数の推移及び構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・ 119
116　典型７公害以外の種類別苦情件数の推移及び構成比 ・・・・・・・・・ 120
117　公害の発生源別苦情件数（平成 15 年度）・・・・・・・・・・・・・・ 120
118　典型７公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移 ・・・・ 121
119　典型７公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比 ・・・・・ 122
120　地区別公害苦情件数の推移及び構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・ 122
121　公害苦情処理係属件数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
122　市町村別公害苦情件数（平成 15 年度）・・・・・・・・・・・・・・・ 123

そ　の　他

123　用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124

環 境 行 政 全 般

1 平成16年度環境保全関連施策

環境基本計画の施策体系項目 大	環境基本計画の施策体系項目 中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
1 自然と人との共生						
	1 多様な自然環境の保全					
		1	自然公園美化清掃事業	県内の自然公園の清潔保持を図るため、美化清掃実施団体に応分の負担をする。	2,250	環境共生領域 自然保護G
		2	自然公園管理事業	自然公園法及び福島県立自然公園条例に基づき指定された自然公園の適正な管理を行う。	3,555	環境共生領域 自然保護G
		3	自然保護対策事業	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、福島県自然環境保全条例に基づき指定された保全地域等の保護管理、巡視指導、自然とのふれあいを通じた自然保護思想の普及啓発を行う。	11,622	環境共生領域 自然保護G
		4	湿地環境等保全事業	豊かな生物多様性を支え、すぐれた自然環境を形成する湿地について、その重要性を広く県民に伝え、保全活動の推進を図るため、重要湿地松川浦総合調査を実施し、保全対策の検討等を進める。	6,081	環境共生領域 自然保護G
		5	中山間ふるさと水と土保全基金事業	中山間地域の有する多面的機能を将来にわたり良好に発揮させるため、基金運用益により、多面的機能を維持保全する地域住民活動を活性化するための調査研究事業、指導者等の人材育成のための研修事業及び地域住民活動を啓発普及するための推進事業を実施する。	4,956	農村整備領域 農村環境整備G
		6	中山間地域等直接支払事業	中山間地域においては、他の地域に比べ過疎化・高齢化が急速に進行する中で、農業生産条件が不利な地域が多いことから、国土保全上重要な役割を果たしている農地等への管理が行き届かず、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている。このため、生産条件の不利性を直接的に補償し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・保全等を図るため、中山間地域等において適切な農業生産活動等を行う集落等に対して交付金を支払う。	1,463,267	農村整備領域 農山村整備G
		7	中山間地域等活性化総合支援事業	市町村が地域住民の意見や創意を取り入れて、地域活性化を図るための計画を策定し、その実現のため、地域住民の技術や能力を生かし、地域内の連携と協力の下、総合的に実施する地域活性化施策を支援する。	80,943	農村整備領域 農山村整備G
		8	遊休農地対策総合支援事業	農地の有する公益的機能を維持するため、遊休農地の活用や農地としての保全を推進する。	27,141	農村整備領域 農山村整備G
		9	中山間園芸産地育成事業	これまでの生産振興の取組みにより、花き・野菜・果樹等の新たな園芸作物の生産をかくだいしつつある高原産地の育成を図るため、ハウスなどの生産基盤の整備、省力化・分業化の推進、販売などの消費拡大の取組み等をモデルとして重点的に実施する。	13,500	生産流通領域 園芸振興G
		10	森林整備地域活動支援交付金事業	適切な森林施業を通じて森林の有する多面的機能を確保するため、県は国からの交付金を以て基金を造成するとともに、森林整備に不可欠な活動を行った森林所有者等に市町村を通じて交付金を交付する。	203,767	森林林業領域 森林計画G
		11	うつくしま21森林づくり推進事業	県民参加による森林づくりを推進するため、平成13年度に設立した「うつくしま21森林づくりネットワーク」及び「森林づくり地方推進組織」の運営活動の支援を行い、「循環の理念」の具体化を図る。	7,845	森林林業領域 担い手緑化G
		12	県営林管理事業	県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図ることを目的として、県営林(県有林、県行造林、部分林、水源林)を管理している。	128,341	森林林業領域 森林整備G
		13	森林病害虫等防除事業	森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除、薬剤による予防措置などを実施する。	317,412	森林林業領域 森林整備G
		14	一般造林事業	植栽、下刈り等の造林事業を計画的、適切に行うことで健全な森林の整備を図るとともに、安全で快適な森林空間の整備を行うことにより、県土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成等の公益的な機能の発揮や山村経済の振興等を図る。	1,294,300	森林林業領域 森林整備G
		15	福島県林業公社事業資金	森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、造林・育林等森林の整備事業を推進する。	894,420	森林林業領域 森林整備G
		16	共生保安林整備	復旧造成及び保育管理並びに保安林の機能を多面的に発揮させるため、荒廃地等の復旧整備、水土保全施設の整備及び森林整備を総合的に実施する。	99,573	森林林業領域 治山対策G
		17	山地治山事業	山地における自然現象等によって発生した崩壊地等の復旧整備を行う。	2,027,883	森林林業領域 治山対策G
		18	森林保全管理事業	森林の土地の適正な利用を確保するため、林地開発許可及び連絡調整を行う。	1,906	森林林業領域 治山対策G
		19	水源地域整備事業	水資源の確保上重要なダム等の水源地域で、水資源の確保と国土の保全のため、荒廃地等の復旧整備、水土保全施設の整備及び森林整備を総合的に実施する。	215,090	森林林業領域 治山対策G
		20	海の森づくり推進事業	藻場を再生し、浅海域の生産力や水質浄化機能を回復させるため、漁業者が行う海中造林や水産植物の管理等に対する取組みを支援する。	600	生産流通領域 水産G
		21	うつくしま"ふなっこふるさと川づくり事業"	それぞれの河川が持つ、あるいは持っていた特性の保全や再生、川を舞台とした地域の活動を支援するため、環境や生態系に配慮したワンドの保全や復元、一連区間の魚道の設置等の河川整備を行う。	80,000	河川港湾領域 河川整備管理G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
1 自然と人との共生						
	2 生物多様性の保全					
		22	きじやまどり放鳥事業	狩猟鳥であるキジ、ヤマドリの保護増殖を図るため、休猟区等に計画的に放鳥する。	10,710	環境共生領域 自然保護G
		23	狩猟行政事務事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟登録事務及び狩猟免許試験等を行う。	5,756	環境共生領域 自然保護G
		24	狩猟運営事業	狩猟事故及び狩猟違反の防止を図るため、社団法人福島県猟友会が行う研修会や広報活動等の事業について補助を行う。	1,750	環境共生領域 自然保護G
		25	傷病鳥獣保護事業	傷病野生鳥獣を保護・治療し野生復帰を行うため、鳥獣保護センターを委託により管理運営する。また、傷病鳥獣の救命率を向上させるため、（社）福島県獣医師会と連携し、ボランティア獣医師に対する研修会開催や普及啓発を行う。	23,599	環境共生領域 自然保護G
		26	野生生物管理事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の維持管理、狩猟指導取締り、鳥獣生息状況の把握等を行う鳥獣保護員を設置する。	31,089	環境共生領域 自然保護G
		27	鳥獣保護区等整備事業	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区の設定、休猟区、銃猟禁止区域等の設定、管理を行う。	3,232	環境共生領域 自然保護G
		28	野生動植物総合対策事業	福島県野生動植物の保護に関する条例に基づき、種の絶滅防止体制の整備及び調査等の総合的な保護対策を推進する。	13,696	環境共生領域 自然保護G
		29	特別天然記念物カモシカ保護対策事業	特別天然記念物カモシカ保護地域内においてカモシカの生息状況、生息環境、食害状況等を調査し、安定的維持繁殖を図る。	5,653	生涯学習領域 文化財G
		30	外来魚拡散防止対策事業	外来魚が生息する河川・湖沼を現在より拡大させないために、一部改正した内水面漁業調整規則により、移植制限を周知徹底させるとともに、生息状況の把握を行い、効果的な対策を講ずる。	6,133	生産流通領域 水産G
		31	カワウ被害防止対策事業	カワウによる被害を防止し、内水面漁業及び養殖業の健全化を図るため、関係者による対策協議を行うとともに効果的な被害対策を講じる。	4,350	生産流通領域 水産G
	3 自然との豊かなふれあいの推進					
		32	県設裏磐梯野鳥の森管理委託事業	北塩原村にある県設裏磐梯野鳥の森の管理を地元北塩原村に委託して行う。	603	環境共生領域 自然保護G
		33	国立公園等施設整備国庫補助事業	国立公園等の自然環境の保全及び適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、公園施設の整備を図る。	206,690	環境共生領域 自然保護G
		34	自然公園施設管理事業	自然公園内の公園施設を適正に維持管理し、自然環境を保護しつつ快適で安全な利用の促進を図る。	11,900	環境共生領域 自然保護G
		35	自然公園等施設整備事業	自然公園等における優れた自然の保護とその利用促進を図るため、施設の整備を行う市町村に対して補助を行う。	10,500	環境共生領域 自然保護G
		36	温泉源の保護適正利用対策	福島県自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進する。	773	健康衛生領域 薬務G
		37	うつくしま、ふくしま観光地さわやかトイレ普及事業	観光地の快適な公衆トイレの整備を促進するため、資金の貸付を行う。	361,920	地域経済領域 観光G
		38	地域用水環境整備事業	ダム、ため池等の農業水利施設を対象に、保全管理等と一体的に水辺空間を活用し、快適な生活環境の整備を行う。	199,500	農村整備領域 農業基盤整備G
		39	海岸環境整備事業	農地保全に係る海岸の区域において、休養の場としての利用に供するため海岸環境の整備を行う。	36,000	農村整備領域 農業基盤整備G
		40	ふくしま県民の森管理事業	県民に森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供し、自然との共生に関する理解の向上を図ることを目的として整備された「県民の森」（平成１０年オープンしたオートキャンプ場を含む）を管理運営する。	53,967	森林林業領域 担い手緑化G
		41	昭和の森施設管理事業	「昭和の森」は、昭和天皇の御在位50年を記念して、全国植樹祭地（猪苗代町天鏡台）に、県民が親しめるレクリエーションの場として整備され、施設の管理・運営を実施する。	16,525	森林林業領域 担い手緑化G
		42	漁港海岸環境整備費事業	国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備を行う。	21,000	河川港湾領域 港湾漁港G
		43	漁港環境整備費事業	漁港における景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するため、緑地等の整備を行う。	100,000	河川港湾領域 港湾漁港G
		44	都市公園整備事業	レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、うるおいある都市景観の形成、都市防災機能の向上など、公園緑地の多様な機能を活かし、安全で個性と魅力ある地域づくりを進めるため県営都市公園の整備を行う。	1,154,000	都市領域 都市整備G
		45	ふくしま海洋科学館費	「海を通じて『人と地球の未来』を考える」という基本理念のもとに、水族館の機能を中心として海をさまざまな視点から紹介し、海に関する文化・学習機会を提供する施設の維持・管理・運営を行う。	10,212	生涯学習領域 施設運営G
		46	「緑の輪」推進事業	緑の少年団の育成支援を行い、緑化思想の普及を図る。	1,180	森林林業領域 担い手緑化G
		47	もりの案内人養成事業	四季の森林にふれあい、県民と一緒に学ぶ指導者「もりの案内人」の養成を図る。	2,141	森林林業領域 担い手緑化G
		48	森林ボランティア県民活動推進事業	森林づくりへの県民参加を促進するため、参加者を公募して実施する森林整備活動に対し助成する。	3,558	森林林業領域 担い手緑化G
	4 良好な景観の保全と創造					
		49	景観条例の運用	福島県景観条例の適正かつ円滑な運用を図り、県土全域を対象とした本県の景観形成を総合的に推進する。	1,627	環境共生領域 環境評価景観G
		50	景観形成推進事業	福島県景観条例に基づき、行政機関、事業者、県民等に対し、技術的又は財政的な支援を行い、本県における景観形成を推進する。	5,419	環境共生領域 環境評価景観G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
1 自然と人との共生						
	4 良好な景観の保全と創造					
		51	景観形成普及啓発事業	福島県景観条例に基づき、景観形成に関する知識の普及や景観形成への意識啓発を行い、本県における景観形成を推進する。	2,195	環境共生領域 環境評価景観G
		52	磐梯高原広域サイン計画推進事業	景観形成重点地域の「屋外広告物条例」による第1種特別規制地域への指定により、民間案内板等の撤去が必要になったことに伴い、関係6市町村等が協働して新たなサインシステムの整備を目的とした磐梯高原広域サイン計画の策定を行った。広域サイン計画に基づき、関係市町村が行う広域誘導案内板等の整備及び地域住民等が行う新たなサイン類整備に対し支援をし、本県の貴重な財産である当該地域の優れた景観の保全と創造を図る。	41,900	環境共生領域 環境評価景観G
		53	工場緑化推進指導事業	工場立地法に基づく特定工場の緑化を推進するとともに、ニューファクトリーの普及啓発を図る。	43	地域経済領域 立地G
		54	企業立地促進補助金事業	環境配慮型の企業が立地する際に、緑地等環境施設の整備費及び環境負荷低減施設設置に係る費用の一部を補助する。	60,000	地域経済領域 立地G
		55	建築文化推進事業	地域の環境に調和し、景観上優れた建築物等を表彰し、魅力あるまちづくりに対する意識の高揚を図る。	957	建築領域 建築指導G
		56	電線共同溝整備事業	安全かつ円滑な道路交通空間の確保、良好な都市景観の形成等を図ることを目的として、電線共同溝方式により電線類の地中化整備を実施する。	441,945	道路領域 道路環境G
	5 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全					
		57	特殊植物等保全事業	日光国立公園尾瀬地区の優れた自然環境を厳正に保全するため、湿原植物の保護、荒廃した湿原植物の復元を図る。	2,017	環境共生領域 自然保護G
		58	尾瀬地区保護適正化対策事業	本州最大の高層湿原である日光国立公園尾瀬地区の自然環境を保全し、適正な利用の増進を図るため各種施策を実施する。	1,102	環境共生領域 自然保護G
		59	裏磐梯等自然環境保全事業	磐梯朝日国立公園裏磐梯地区の自然環境を保全するため、自然の遷移及び人為的な影響等についてモニタリング調査を実施するとともに、特に荒廃の著しい浄土平・鎌沼周辺の植生復元をボランティアの参加も得て実施する。	695	環境共生領域 自然保護G
		60	(財)尾瀬保護財団への職員派遣事業	平成7年8月に設立された(財)尾瀬保護財団を活用して、より良い尾瀬全体の保護と利活用を図っていくため、職員を派遣し、当該財団の運営に積極的に参画する。	8,778	環境共生領域 自然保護G
		61	裏磐梯自然体験活動推進事業	平成15年度開館予定の「裏磐梯ビジターセンター」(仮称)は、観光客等に自然保護思想の普及啓発を図るための拠点施設であるため、施設を運営する「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」(仮称)に負担金を支出し、優れた自然の保護と適正な利用の増進を図る。	6,000	環境共生領域 自然保護G
2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成						
	1 ごみゼロ社会形成の推進					
		62	循環型社会形成推進事業	循環型社会の形成を図るため、条例の制定に向けた検討や、グリーン購入推進キャンペーンの実施、うつくしま・エコショップ等の認定、主として県内から排出された廃棄物等を利用して製造された「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定など、各種事業を実施する。	4,984	環境共生領域 循環型社会推進G
		63	自動車リサイクル推進事業	自動車リサイクル法の本格施行に伴い、県民・関連事業者への普及啓発、許可・登録事業者に対する監視指導を実施し、法の円滑な施行及び運用を図る。	16,130	環境共生領域 循環型社会推進G
		64	ゼロエミッション推進総合対策事業	ゼロエミッションの実現に向け、食品廃棄物の再生利用に取り組む事業者への支援を行うとともに、推進検討会における支援事業の点検や新たな取組みの検討等を踏まえ、県民・事業者等への普及啓発を行うことにより、自主的・自発的な取組みの拡大・発展を図る。また、県民等から実践している活動等の募集を行い、表彰を行うとともに、活動報告会の開催等により、一層の普及啓発を図る。さらに、推進会議や市町村等を対象としたセミナーを開催し、ごみ減量化・リサイクルの促進を図る。	3,502	環境共生領域 循環型社会推進G、 環境保全領域 一般廃棄物対策G
		65	ごみ減量化・リサイクル推進事業	大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式から脱却し、循環型社会の構築を図るため、第2期福島県ごみ減量化・リサイクル推進計画に基づき、ごみの減量化・リサイクルを推進する。	634	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		66	廃棄物再生事業者登録指導事業	容器包装リサイクル法の施行において再生事業者が重要な役割を担うことから、廃棄物再生事業者登録制度を活用して優良な廃棄物再生事業者の育成を図る。	25	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		67	エコ観光地モデル事業	県内観光地において、廃棄物の18分類をモデル的に実施し、「ゼロエミッションの観光地」として廃棄物の減量化を図るとともに、その取り組みを広く県内外にPRし、本県観光地のイメージアップに繋げる。 事業実施：会津鶴ヶ城(会津若松市)	8,753	商工総務領域 観光G
		68	活力ある商店街支援事業 (商店街循環型社会推進事業)	商店街等が循環型社会を推進するとともに商店街活性化効果が期待される機器等(ラッキーチケット発券機能付き空き缶、ペットボトル回収機等)を取得する事業に対して補助を行う。	1,500	商工総務領域 商業まちづくりG
		69	廃棄物処理施設整備指導監督	市町村・一部事務組合が行う廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に関する指導、監督を行う。	756	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		70	(財)福島県いわき処分場保全センター指導監督事業	公共関与による最終処分事業を促進し、県内の産業廃棄物の適正処理を図る。	91	環境保全領域 一般廃棄物対策G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成						
	1 ごみゼロ社会形成の推進					
		71	一般廃棄物処理施設指導監督	市町村等における一般廃棄物処理の適正化を図るため、法に基づき、一般廃棄物処理施設の立入検査を行い、処理施設の維持管理の徹底を図る。	2,173	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		72	一般廃棄物適正処理指導事業	市町村等における一般廃棄物処理事業の状況を調査し、一般廃棄物の適正処理に係る普及啓発等を行い、今後の一般廃棄物の適正処理に資する。	649	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		73	県中地区環境整備センター（仮称）設置事業	県中地区における公共関与による廃棄物処理施設設置に向け、事業推進のための条件整備に努める。	1,993	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		74	PCB廃棄物処理基金への拠出	PCB廃棄物の早期処理を促進するため、国及び地方公共団体等の拠出により創設された基金に対して、拠出する。	34,000	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		75	産業廃棄物情報管理事業	産業廃棄物処理状況報告等を基に、パソコンにより処理状況等を把握し、今後の産業廃棄物行政の資料とする。	－	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		76	産業廃棄物適正処理監督指導事業	広野町の不適正保管事案に係る調査等を実施し、産業廃棄物の適正処理の一層の推進を図る。	4,485	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		77	産業廃棄物適正処理指導等経費	廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の適正処理を推進する。	－	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		78	処理業許可申請調査指導事業	産業廃棄物処理業許可申請、施設設置許可申請等に関する欠格要件照会等を実施し、適正処理の推進を図る。また、法的な問題について、弁護士に相談し指導を受ける。	1,221	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		79	多量排出事業者処理計画策定指導事業	産業廃棄物の適正処理並びに再生利用を推進するため、多量に産業廃棄物を排出する事業者に対して、廃棄物処理法第12条第7項に基づく「産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画」の策定に関する指導を行う。	76	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		80	廃棄物実態調査事業	福島県廃棄物処理計画の進行管理及び見直しをするため、廃棄物の実態調査を行う。	7,521	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		81	排出事業所産業廃棄物適正処理指導事業	廃棄物処理法及び産業廃棄物等の処理の適正化条例に従った産業廃棄物等の適正処理を推進するため、排出事業者にマニフェストの適正な使用等について指導を行う。	15,136	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		82	農業用使用済プラスチック適正処理地区支援事業	農業用使用済プラスチックのリサイクルシステム構築のため調査、検討、啓発及びリサイクルに係る経費に対して助成を実施する。	4,880	経営支援領域 循環型農業G
		83	"うつくしま、ふくしま。"不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業	県内5方部ごとに"うつくしま、ふくしま。"不法投棄廃棄物撤去エコトピア協議会を設置し、関係業界団体、関係行政機関、地域住民等が一体となって不法投棄廃棄物の撤去を行い、不法投棄防止意識の高揚と生活環境の保全を図り"うつくしま、ふくしま。"のイメージづくりに貢献する。	1,593	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		84	原状回復支援事業	いわき市が実施するいわき市沼部町の不法投棄事案及び四倉町の不適正保管廃棄物事案に係る原状回復事業に対し補助を行うことにより原状回復の促進を図る。	25,282	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		85	産業廃棄物収集運搬車両指導検査事業	マニフェスト制度や県外産業廃棄物の処分に係る事前届出制度の周知徹底を図り産業廃棄物の適正な運搬、処理を確保するため、路上において収集運搬車両の指導検査を実施する。	51	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		86	産業廃棄物不法投棄監視員設置事業	産業廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見及び不法投棄された産業廃棄物の適正な処理に資するため、各市町村に不法投棄監視員を設置する。	12,476	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		87	不法投棄監視業務委託	早朝、夜間、休日等に行われる悪質な不法投棄等に対して監視体制を強化するため、警備会社へ監視業務を委託する。	5,451	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		88	代執行費用求償事業	いわき市沼部町の不法投棄事案、四倉町の不適正保管廃棄物及び広野町の不適正保管廃棄物に係る代執行の費用について、滞納処分により徴収するため、財産調査、訪問督促、捜索、差押え等を行う。	285	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		89	不法投棄防止強調月間推進事業	産業廃棄物不法投棄の未然防止を図るため6月と9月を強調月間として、各種啓発やパトロールを一斉に展開し、生活環境の保全を図る。	73	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		90	不法投棄現場水質モニタリング事業	不法投棄された現場からの浸出水等により、下流への影響を把握するため、採水し、有害物質等の有無について調査を行い、周辺環境の保全を図る。	242	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		91	不法投棄現場応急対応事業	不法投棄の通報があった場合、現地調査を速やかに行い、必要に応じて場所の掘削を行うとともに、汚水が発生していれば、下流への影響を判断するため、採水し、有害物質等の有無について調査を行い、不法投棄廃棄物が流出するおそれがある場合には流出防止策を図る。	400	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		92	不法投棄防止普及啓発事業	悪質な産業廃棄物処理業者による不法投棄等の産業廃棄物不適正処理事件が多発しているため、広く県民及び産業廃棄物処理業者に対し、不法投棄防止の意識の普及啓発のための事業を実施する。	1,081	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		93	不法投棄防止監視体制強化事業	不法投棄が広域化、悪質化しており、不法投棄に対する監視体制の強化を図る必要があることから、監視指導専従職員の設置や携帯端末を利用するエコパトロールを導入し、既存の監視体制と相互補完しながら、効果的で恒常的な監視パトロール体制を確立する。	14,467	環境保全領域 産業廃棄物対策G
	2 環境と調和した事業活動の展開					
		94	環境負荷低減普及啓発事業（環境管理セミナー開催事業）	事業者による環境負荷低減活動を促進するため、ISO14000に関する講演や活動事例の紹介を行う環境管理セミナーを開催する。	469	環境共生領域 環境活動推進G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成						
	2 環境と調和した事業活動の展開					
		95	ゼロエミッション工業モデル事業	環境共生を目標とする工業団地又は企業が集積しているエリアにおいて、ゼロエミッションを達成するため自主的な取り組みを行う場合に、モデルとなる事業に対して補助する。	1,700	商工総務領域 立地G
		96	専門家派遣事業	ISO14001の認証取得等経営の向上を目指す中小企業の求めに応じて民間の専門家を派遣する。 実施主体：(財)福島県産業振興センター	13,232	地域経済領域 団体支援G
		97	うつくしま炭の里づくり推進事業	環境にやさしい資材である炭について県内に広くPRし、生産者と消費者との連携による需要拡大を図る。	2,355	森林林業領域 県産材特産G
		98	創造法認定事業	中小企業の創造的事業活動の促進に関する特別措置法に基づき、中小企業が創業や研究開発・事業化等を生み出そうとする取組みを認定・支援する。	55,475	地域経済領域 産業創出G
		99	高齢社会・循環型社会対応分野等新事業形成促進事業	「高齢社会対応分野」「循環型社会対応分野」等を対象とし、管理法人支援機関を中心に、コンソーシアム形成等の実態、可能性等を把握するとともに、県内企業、研究者、提携企業等とのコーディネート活動を積極的に進めることにより、国の産業クラスター形成事業等との活用連携等を図る。	1,158	地域経済領域 産業創出G
		100	環境にやさしい農業推進事業	たい肥等による土づくりと化学肥料及び農薬の使用削減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」を普及・推進する。	10,661	経営支援領域 循環型農業G
		101	農薬安全対策事業	農薬の適正な使用及び安全管理を推進指導し、農薬による危被害防止と安全な農作物の生産を図る。	7,351	経営支援領域 循環型農業G
		102	環境にやさしい米づくり推進事業	環境に配慮し、有機性資源を活用しながら、地域で独自性のある「持続性の高い農業生産方式」による稲作を推進するため、各地域にモデル地区を設置し、地域特性に応じた環境にやさしい稲作システムを確立する。	22,400	経営支援領域 循環型農業G
		103	畜産環境保全対策事業	家畜排せつ物法の円滑な運用を図り、法の周知徹底と県計画に基づき畜産農家における家畜排せつ物処理施設整備を促進するため、関係者の打合せ、現地における指導助言、立入検査、法対応状況の調査、啓発活動等を行う。	738	経営支援領域 循環型農業G
		104	うくつしま有機農産物生産システム確立事業	安全・安心な農産物を求める消費者ニーズが高まる中、有機農産物の生産技術確立のため、双葉地方に有機農産物栽培のモデル実証ほを設置し、生産システムを構築するとともに、有機農産物の販売戦略の展開により双葉地方、さらには本県の農業の活性化を図る。	23,755	経営支援領域 専門技術G 生産流通領域 農作物安全G
		105	園芸特産産地強化事業（エコ園芸産地育成対策）	環境に配慮した園芸産地のモデル的育成を図るため、取組みの意識醸成を図るとともに、環境と調和した生産・流通システムの整備に対して助成する。	5,616	生産流通領域 園芸振興G
		106	地域資源循環利用促進事業	家畜排せつ物の不適切な処理を行っている農家が、一次処理施設である堆肥舎等整備する場合に必要な経費のの整備と家畜排せつ物を有機資源として循環利用の促進を図る。	116,580	生産流通領域 衛生飼料G
		107	環境保全型自給飼料の増産技術試験費	環境への負荷軽減に配慮しながら家畜ふん尿を自給飼料生産に有効活用するためのたい肥化技術、液状物処理技術を開発する。	1,211	経営支援領域 研究開発G
		108	資源循環型畜産確立対策事業	畜産環境の保全及び家畜排せつ物の有効利用を図るため「家畜排せつ物の利用を図るための計画」に基づき、畜産排せつ物の適切な処理と堆きゅう肥の利用を促進する。	298,311	生産流通領域 衛生飼料G
	3 資源・エネルギーの有効利用					
		109	木質バイオマス利用推進事業	木質バイオマスの有効な利用を促進するため、ペレットストーブの公募モニターとPR活動を行うとともに木質バイオマス利用施設を整備する。	17,645	森林林業領域 県産材特産G
		110	地域新エネルギー導入・普及促進スケールアップ事業	「地球と握手！うつくしま新エネビジョン」に基づき、新エネルギーの積極的な導入を図るため、産学民官連携の下、推進方策の検討や各種普及啓発活動を展開するほか、住宅用太陽光発電システム設置に伴う補助事業を拡充する。	40,231	地域づくり領域 地域政策G
		111	農林業バイオマス利活用推進事業	農林業・農村等から発生するバイオマスの利活用を促進するため、情報収集、意識啓発等を実施する。また、油糧作物の生産とバイオディーゼル燃料利用の技術とモデルシステムを検討する。	5,557	経営支援領域 循環型農業G
		112	省資源・省エネルギー普及啓発事業	省資源・省エネルギー及び環境問題について広く県民の理解を図るため、環境家計簿や専門の展示コーナーにより、生活に根ざした省エネルギー意識の浸透を図る。	700	環境共生領域 環境活動推進G
		113	バイオマス利用による地域循環システム研究事業	微生物発酵層の利用について、モデル的に地域内での調査・実証化試験等を実施する。	13,000	地域経済領域 産業創出G
	4 ダイオキシン類・環境ホルモン等化学物質対策の推進					
		114	一般廃棄物最終処分場周辺環境調査事業	一般廃棄物最終処分場からの放流水、周辺地域地下水等に含まれる環境ホルモンの濃度を調査し、一般廃棄物最終処分場における排出実態を明らかにし、今後の環境ホルモンを考慮した適正管理の方策について検討する。	2,258	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		115	産業廃棄物最終処分場ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類行政検査事業	事業者及び処理業者の設置する産業廃棄物最終処分場及び焼却施設について、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められる排出基準が遵守されているかどうか確認するために、放流水、排水、埋め立てられるばいじん、焼却灰について行政検査を行う。	7,085	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		116	産業廃棄物最終処分場周辺環境調査事業	産業廃棄物最終処分場の放流水等に係る環境ホルモンの実態把握と削減のための手法を探る。	2,258	環境保全領域 産業廃棄物対策G
		117	ダイオキシン類環境モニタリング調査事業	環境中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準の適合状況を確認するとともに経年的な挙動を把握する。	54,596	環境保全領域 大気環境G

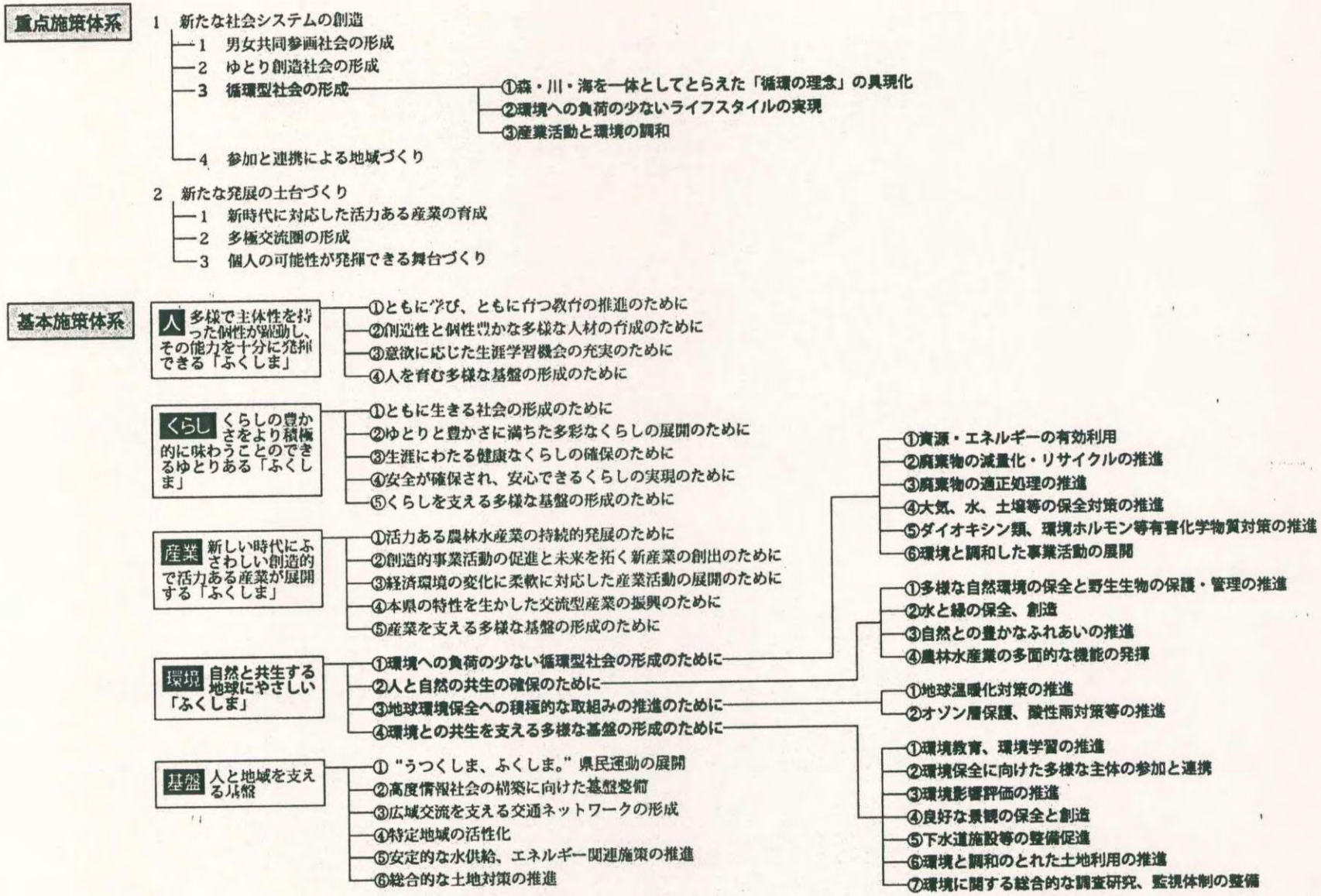
環境基本計画施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成						
	4 ダイオキシン類・環境ホルモン等化学物質対策の推進					
		118	ダイオキシン類排出状況調査事業	廃棄物焼却炉等の排出ガス及び放流水中のダイオキシン類濃度を調査し、排出基準の遵守状況を確認するとともに、届出内容の確認調査を行う。	4,473	環境保全領域 大気環境G
		119	化学物質環境汚染実態調査事業	非意図的に生成される有害化学物質等の環境中の実態調査を行う。	307	環境保全領域 大気環境G
		120	環境ホルモン環境モニタリング調査事業	環境ホルモン科学的知見が十分でないことから、環境中の濃度状況を測定し、経年的な挙動を把握する。	20,005	環境保全領域 大気環境G
		121	化学物質リスクコミュニケーション推進事業	化学物質の事業者によるリスクコミュニケーションを推進するため、普及啓発を目的としたセミナー等を開催する。	507	環境保全領域 大気環境G
		122	化学物質適正管理推進事業	福島県化学物質適正管理指針の対象工場・事業場について、化学物質の使用量等を調査するとともに、立入調査を実施し、指針の実施状況を確認する。	277	環境保全領域 大気環境G
	5 大気・水・土壌等の保全対策の推進					
		123	水・温故知新プロジェクト	環境と経済の好循環を具現化するため、産・学・民・官の「水」を視座とした環境保全に関する共通認識を培い産業創出のマッチングの場ともなる「フォーラム」の開催を支援する。	2,701	県民環境総務領域 総務企画G
		124	広野火力発電所周辺環境監視施設整備事業	広野火力発電所周辺の大気環境の常時監視に必要な測定機器の整備。	20,270	環境保全領域 大気環境G
		125	石炭火力発電所立地に伴う環境影響基礎調査事業	石炭火力発電所運転開始前後の周辺環境大気を調査する。	1,269	環境保全領域 大気環境G
		126	大気汚染常時監視事業	大気汚染の現況を一般環境大気測定局及び主要な大気発生源の工場局において、電話回線を利用した大気汚染常時監視システムにより監視を行う。	73,662	環境保全領域 大気環境G
		127	大気発生源監視調査事業 （大気環境保全運営事業）	大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙発生施設等又は特定粉じん発生施設等の届出、管理状況等を立入調査し、適切な指導を行う。	1,944	環境保全領域 大気環境G
		128	浜通り地方環境監視施設整備事業	火力発電所立地地域周辺の大気環境の常時監視に必要な測定機器の整備。	3,162	環境保全領域 大気環境G
		129	有害大気汚染物質調査事業 （大気環境保全運営事業）	有害大気汚染物質の濃度を測定し、大気の汚染状況を把握する。	3,645	環境保全領域 大気環境G
		130	ディーゼル微粒子除去装置装着促進事業	トラック・バス事業者等がディーゼル微粒子除去装置を導入する際に、その一部を補助することにより、事業者等のディーゼル車排出ガス対策への取組みを支援するとともに、県内におけるディーゼル車の低公害化を推進する。	67,074	環境保全領域 大気環境G
		131	浄化槽設置整備事業	市町村が行う浄化槽設置整備国庫補助事業の指導監督を行うとともに、浄化槽の設置を促進するため、浄化槽設置整備費県費補助事業を推進する。	656,312	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		132	浄化槽保守点検業者登録指導事業	浄化槽法及び福島県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく登録、指導を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進する。	97	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		133	高度処理型浄化槽設置整備事業	猪苗代湖流域において、窒素除去型高度処理型浄化槽を設置する場合に県費補助を行い、水環境の保全を図る。	5,890	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		134	公共用水域水質常時監視事業	水質汚濁の環境基準が設定されている公共用水域及び環境基準が未設定の主要水域について、公共用水域水質測定計画により水質汚濁状況を監視する。また、主要な水浴場の水質の状況を把握する。	35,960	環境保全領域 水環境G
		135	水質発生源監視事業	水質汚濁防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制対象工事等（ゴルフ場含む）の排出水の状況を監視する。	3,283	環境保全領域 水環境G
		136	生活排水対策事業	「うつくしま、ふくしま」の水環境を保全するため、公共用水域の水質汚濁の主な原因とされている生活排水について県・市町村・県民が一体となった総合的な対策を推進する。	241	環境保全領域 水環境G
		137	地下水の水質常時監視事業	トリクロロエチレン等の有害物質による地下水汚染の状況を監視するため地下水の水質測定計画に基づき「概況調査」として有害物質を使用している工場・事業場の井戸及び県内をメッシュに区分した地区の井戸を調査し、その結果によっては、「汚染井戸周辺地区調査」や「定期モニタリング調査」を行う。	4,392	環境保全領域 水環境G
		138	阿賀川－清流大河発見・実現事業	本県と新潟県を流れる阿賀川に清流を取り戻し、森・川・海を一体としてとらえた「循環型理念」の具現化を図るため、新潟県及び両県のNPOとの連携による水環境保全事業を実施する。	1,291	環境保全領域 水環境G
		139	休廃止鉱山坑廃水処理事業	休廃止された鉱山から排出された坑廃水を処理する事業者に対し、その経費の一部を補助する。	2,570	地域経済領域 地域産業G
		140	岩石採取場災害防止指導事業	採石場からの土砂の流出や水質汚濁等を未然に防止するため、安全指導の徹底を図る。	1,869	地域経済領域 地域産業G
		141	農業集落排水統合補助事業 農業集落排水資源循環統合補助事業	農村社会の混住化等、農村をとりまく状況の変化によって、農業用水の汚濁が進行していることから、農村の家庭雑排水、し尿等を処理する施設の整備を実施する。	6,354,764	農村整備領域 農村環境整備G
		142	漁場環境保全推進事業	突発的漁業被害を未然に防止するため、生物モニタリング調査及び水質調査を行う。	1,454	生産流通領域 水産G
		143	下水道調査費	公共用水域の水質環境基準が定められている地域の下水道整備のマスタープランとして、流域別下水道整備総合計画の策定を行う。	0	都市領域 下水道G
		144	市町村下水道事業費等補助金	県内の下水道の普及促進を図るため、市町村の下水道事業に財政支援を行う。	461,700	都市領域 下水道G
		145	市町村下水道整備代行事業費	過疎地域の下水道の整備促進を図るため、県が町村に代わって下水道の根幹的施設の整備を行う。	805,200	都市領域 下水道G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成						
	5 大気・水・土壌等の保全対策の推進					
		146	流域下水道費	流域下水道事業のうち国庫補助対象外の事業を実施する。	126,000	都市領域 下水道G
		147	流域下水道整備費	流域別下水道整備総合計画に基づき、阿武隈川の水質環境基準達成と都市の環境整備を図るため、阿武隈川上流流域下水道等の事業を実施する。	6,657,900	都市領域 下水道G
		148	共生のまち推進事業費	公共施設・駅など、人の多く集まる場所周辺を中心に、透水性舗装を実施することで、高齢者や身障者を含むすべての人が安全で歩きやすい歩道を整備するとともに、地下水のかん養を図る。	1,620,000	道路領域 道路環境G
		149	防雪事業（無散水消雪工）	道路における消雪を目的として、路面下の配管に地下水を流し、再び地下水を戻すことで地盤沈下を防ぎ、冬期間の交通の円滑化を図る。	335,000	道路領域 道路管理G
		150	悪臭発生源実態調査事業	悪臭発生源工場の実態を調査し、市町村とともに防止対策を推進する。	599	環境保全領域 大気環境G
		151	騒音常時監視事業	騒音に係る環境基準の類型指定地域内の幹線交通を担う道路について、自動車交通騒音を調査し、環境基準の達成状況を把握する。	6,518	環境保全領域 大気環境G
	6 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全					
		152	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全に係る条例推進事業	条例に基づく指導、普及啓発を図る。	470	環境保全領域 水環境G
		153	特定事業場等に対する高度処理施設整備事業	条例で規定する排水基準に適合させるため、特定事業場等が実施する高度処理施設整備に対して補助する。	6,768	環境保全領域 水環境G
		154	猪苗代湖等水辺環境保全整備促進事業	裏磐梯湖沼群における良好な水辺環境を形成している地域を対象として、動植物の植生や生息状況を実施するとともに、水環境保全区域の保全のための指針を策定する。	4,254	環境保全領域 水環境G
		155	猪苗代湖等湖沼水環境にやさしい農業推進事業	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質悪化を未然に防止するため、化学肥料・農薬の使用量の削減及び稲わらや雑草等の河川や湖沼への流入削減と水田の浄化機能を発揮させる生産方式の導入を推進する。	5,074	経営支援領域 循環型農業G
		156	湖沼水質保全高度処理施設整備事業費	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の良好な水質を長期的に維持するため、窒素・りんの排水基準を定めた条例を遵守するため、高度処理施設整備を実施する。	78,000	都市領域 下水道G
		157	猪苗代湖水環境保全対策調査事業	猪苗代湖を適切に管理するため、各種調査を実施し、水質等データの蓄積、解析を行う。	5,794	環境保全領域 水環境G
		158	猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全協議会運営事業	猪苗代湖等水環境保全の推進のため、地域住民団体、関係団体、市町村、国、県からなる当協議会の事業運営。	1,077	環境保全領域 水環境G
		159	裏磐梯水質自動モニタリングシステム管理運営事業	裏磐梯水質自動モニタリングシステムの管理運営。	7,096	環境保全領域 水環境G
	7 環境負荷の少ない交通への取組み					
		160	自動車排出ガス対策事業	自動車からの大気汚染物質の排出削減を図るため、主な発生源であるディーゼル自動車の低公害化を推進する。	6,586	環境保全領域 大気環境G
		161	低公害車普及事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	252	環境共生領域 環境活動推進G
		162	交通安全施設等整備事業	自転車歩行歩道、歩道、交差点改良、付加車線等の整備を行うことで、安心で安全な道路交通環境の確保を図るとともに、渋滞緩和による自動車排出ガスの削減に寄与する。	4,055,190	道路領域 道路環境G
	8 原子力発電所及び周辺地域の安全確保					
		163	原子力発電所安全確保対策事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、「安全確保協定」に基づき、原子力発電所への立入調査、状況確認、通報連絡担当者会議等を行う。	2,446	県民安全領域 原子力安全G
		164	環境放射能水準調査事業	諸外国の核実験等による環境放射能を調査し、原子力発電所周辺の放射能監視データとの比較検討を行うことにより、放射能の影響の正確な評価を行う。	3,514	県民安全領域 原子力安全G
		165	原子力センター福島支所運営事業	放射能に関する県民の不安等を払拭し、理解を得るため、また、放射能による風評被害防止を図るため、原子力センター福島支所において、分析調査事業を実施する。	33,423	県民安全領域 原子力安全G
		166	原子力発電所周辺監視事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、原子力発電所周辺環境放射能等の監視・測定を行う。	195,304	県民安全領域 原子力安全G
		167	原子力広報対策事業	各種広報媒体を通じて、広く県民に環境放射能測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行う。	197,043	県民安全領域 原子力安全G
3 地球環境保全への積極的な取組み						
	1 地球温暖化対策の推進					
		168	地球温暖化防止対策モデル事業	地球コミュニティーレベルで地球温暖化防止対策に取り組む主体をモデル事業の対象とし、活動支援を行う。	3,591	県民環境総務領域 総務企画G
		169	環境家計簿作成事業（環境保全推進員養成講座事業の一事業）	家庭における二酸化炭素の排出削減を推進するために環境家計簿を作成・配布する。	157	環境共生領域 環境活動推進G
		170	地球環境保全事業～ふくしまから地球へ～	地球温暖化防止月間（12月）に地球温暖化を考えるシンポジウムを開催するとともに、「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」の活動のレベルアップを図る研修会を開催する。	20,144	環境共生領域 環境活動推進G
		171	（再掲） 低公害車普及事業	電気自動車の維持管理を行い、併せてハイブリッド自動車等の低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	252	環境共生領域 環境活動推進G
		172	環境配慮型の県有施設の整備	二酸化炭素排出量抑制についての考え方を定めた「環境配慮型官庁施設（グリーン庁舎）計画指針（国土交通省）等を基に、県有施設の整備・改修を行う。 なお、県有施設に環境負荷低減技術を導入するにあたり、環境負荷低減技術を積極的かつ効率的に導入するため本県独自の環境配慮型県有施設の計画・設計指針を作成する。	3,000	建築領域 営繕設備G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
3 地球環境保全への積極的な取組み						
	1 地球温暖化対策の推進					
		173	県有施設の木造化、木質化の推進に関する指針	(1) 木材が再生産・再利用可能で二酸化炭素を長期間固定できる素材であるとともに、製品への加工時に必要とされるエネルギー消費が少なくて済むなど、環境の保全と循環型社会の形成への寄与が大いに期待できることから、新築、増・改築及び改修並びに屋外附帯施設の築造においては、法令や機能、性能等に支障のない限り、木造化、木質化を推進する。 (2)重点的に木造化、木質化を推進する施設 ①建築基準法により、耐火・準耐火建築物とすることが要求されない建築物（共同住宅においては準耐火建築物まで） ②上記以外で、施設のシンボル性や県産材・地域材の利用促進等の観点から木造化を推進することが適切な施設（建築基準法に基づく国土交通大臣の認定が必要） ③木造以外の県有施設整備（既存施設の改修工事も含む）においても、内外装の木質化を推進する。	－	建築領域 営繕G
	2 オゾン層保護・酸性雨対策の推進					
		174	酸性雨モニタリング調査事業	環境汚染の未然防止のため、継続的な調査を実施し、現況の把握・関係機関との協議等を行う。	403	環境保全領域 大気環境G
	3 アジェンダ21ふくしまの推進					
		175	エコライフ4つの心がけ作成事業（環境保全推進員養成講座事業の一事業）	「アジェンダ21ふくしま」に基づき、県民、事業者及び行政がそれぞれの立場で行う地球環境保全への取組みを推進するため、パンフレットによる普及・啓発を行う。	158	環境共生領域 環境活動推進G
4 環境教育・学習の推進						
	1 多様な場における環境教育・学習の充実					
		176	環境アドバイザー等派遣事業	市町村、各種団体等が開催する環境保全の講演会や学習会に環境アドバイザー等を派遣する。	571	環境共生領域 環境活動推進G
		177	うつくしまエコライフ実践校事業	学校内での環境にやさしい行動に取り組む小・中学校を広範囲に募集し、児童・生徒の環境問題に対する認識を高める。	341	環境共生領域 環境活動推進G
		178	教育のもり整備事業	森林体験活動フィールドや施設を整備し、森林の教育的利用の促進を図る。	13,940	森林林業領域 担い手緑化G
		179	環境教育コーディネーター派遣事業	環境と教育に詳しい講師を小・中学校に招き、環境教育のカリキュラムの構成等について指導助言を受けたり講演を依頼する。	223	教育指導領域 学習生活指導G
		180	体験的環境教育推進事業	児童・生徒に体験的環境学習のできる機会の増加を図るため、小・中学校の教員対象に環境教育指導者養成講習会を開催するとともに、小・中学校又は高等学校に対して環境学習資材の提供を行う。また、環境保全活動及び環境活動の推進に関する県の方針を策定する。	3,635	環境共生領域 環境活動推進G
		181	環境教育支援事業経費（「尾瀬子どもサミット」3県交流）	福島・群馬・新潟3県の児童生徒が尾瀬に集い、交流を深めるとともに、次世代を担う子どもたちの環境観を育成する。	2,217	教育指導領域 学習生活指導G
		182	ふくしま式環境教育モデル事業	小学校、中学校、高等学校が同じ視点のもとに、相互に交流を図りながら、地域の文化や伝統を踏まえて、自然探求的な学習や循環型社会に対応した学習を行う。	2,700	教育指導領域 学習生活指導G
	2 学校、地域等における指導者の育成					
		183	環境保全推進員養成講座事業	環境保全活動を行っている団体の指導者等を対象に養成講座を開催し、環境学習や環境活動のリーダーである環境保全推進員を養成・認定する。	1,123	環境共生領域 環境活動推進G
		184	森林環境教育活動の条件整備促進事業	森林・林業体験学習の受入れ体制を整備するため、地元指導者育成セミナーなどを行う。	600	森林林業領域 担い手緑化G
	3 環境教育・学習基盤の充実					
		185	エコサークルネットワーク事業	「ふくしまの環境」のホームページに、環境情報や各種お知らせ等を随時掲載し、ホームページの充実を図る。	0	環境共生領域 環境活動推進G
		186	環境教育副読本作成事業	学校教育の中で環境教育を推進していくため副読本を作成する。	3,898	環境共生領域 環境活動推進G
5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築						
	1 各主体の自発的な活動の促進と連携					
		187	うつくしまエコイベント推進事業	「うつくしまエコイベントマニュアル」に基づき、イベント開催に当たっての環境配慮を推進するとともに県民等への普及を図る。また、一定の要件を満たすイベントを「うつくしまエコイベント」として認定する。	0	環境共生領域 環境活動推進G
		188	うつくしま環境パートナーシップ会議運営事業	県民、事業者及び行政が一体になって環境保全活動を積極的に推進するための組織として設立され、意見・情報交換を行うとともに、相互の連携強化を図るため交流会等を開催する。	1,138	環境共生領域 環境活動推進G
	2 環境に配慮した消費活動の促進					
		189	（再掲） 循環型社会形成推進事業	循環型社会の形成を図るため、条例の制定に向けた検討や、グリーン購入推進キャンペーンの実施、うつくしま・エコショップ等の認定、主として県内から排出された廃棄物等を利用して生産された「うつくしま、エコ・リサイクル製品」の認定など、各種事業を実施する。	4,984	環境共生領域 循環型社会推進G
	3 環境マネジメント等の普及					
		190	（再掲） 環境負荷低減普及啓発事業	事業者による環境負荷低減活動を促進するため、ISO14000に関する講演や活動事例の紹介を行う環境管理セミナーを開催する。	469	環境共生領域 環境活動推進G
	4 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの推進					
		191	うつくしまエコオフィス推進事業	ISO14001に適合した環境マネジメントシステム及びふくしまエコオフィス実践計画に基づく取組みを進める。	1,713	環境共生領域 環境活動推進G

環境基本計画の施策体系項目 大	中	No.	事業名	事業の概要	予算額（千円）	担当領域・グループ名
5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築						
	5 県域を越えたネットワークによる取組みの推進					
		192	尾瀬保護財団運営事業	福島・群馬・新潟3県が中心となって尾瀬地域の一体的な保護と適正な利用の増進を図る団体として設置された（財）尾瀬保護財団に職員を派遣する。	9,069	環境共生領域 自然保護G
	6 国際的な取組みの推進					
		193	うつくしま県民の翼循環型社会推進コース	環境先進国と言われるドイツに県民を派遣し、ごみの減量化、地球温暖化対策、地域住民の活動等について視察・研修を行う。	6,098	環境共生領域 環境活動推進G
6 共通的・基盤的な施策の推進						
	1 環境配慮の推進・普及					
		194	環境影響評価推進事業	環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の適切な運用を行う。また、計画策定段階での環境影響評価（戦略的環境アセスメント）及び環境影響評価制度の対象とならない事業における環境配慮についての手法・推進方策等の調査・研究を行う。	5,247	環境共生領域 環境評価景観G
		195	環境影響評価対策事業	大規模な土地の形状の変更等による環境へ及ぼす影響について、環境影響評価法等に基づいて調査及び審査を行い事業者を指導する。	35	環境保全領域 大気環境G
	2 環境と調和のとれた土地利用の推進					
		196	国土利用計画管理事業	県土のあるべき土地利用の方向を明確にし、有効かつ適正な土地利用を図る。	－	交通土地領域 土地調整G
		197	土地利用基本計画管理事業	個別の土地利用に関する諸計画の総合的な調整を行い、地域の諸条件に応じた適正かつ合理的な土地利用を図る。	3,671	交通土地領域 土地調整G
		198	土地利用適正化推進事業	適正な土地利用を誘導するため、大規模な開発を行おうとする事業者に対して事前協議を求め、助言等を行う。	140	交通土地領域 土地調整G
	3 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成					
		199	緑の文化財保全対策事業	地域の巨木・名木として受け継いできた「緑の文化財」が枯損の危機に瀕しているため、外科的治療及び環境整備の対策を講じる。	2,400	森林林業領域 担い手緑化G
		200	緑化センター施設管理事業	県民に緑地施設を提供する「福島県総合緑化センター」を管理運営する。	46,230	森林林業領域 担い手緑化G
		201	緑の文化財樹勢診断事業	鎮守の森に代表される緑の文化財を未来に引き継ぐため、樹木医による樹勢診断を行い、その保全に努める。	6,632	森林林業領域 担い手緑化G
		202	福島県クリーンふくしま運動推進協議会助成事業	"うつくしま、ふくしま。"の実現に向けて、空き缶等散乱ごみのないきれいな県土の形成を目指して県民の環境美化意識向上のための啓発活動や地域の美化清掃活動を推進する福島県クリーンふくしま運動推進協議会に対し補助金を交付する。	1,400	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		203	河川環境整備費	河川愛護団体の育成、クリーンアップ作戦	4,170	河川港湾領域 河川企画G
	4 総合的な調査研究、監視体制の整備					
		204	温排水調査事業	原子力発電所等から排出される温排水が、漁業資源に与える影響について検討するための調査を実施する。	2,925	県民安全領域 原子力安全G
		205	環境センター管理運営事業	環境行政に係る調査分析の中心機関である環境センターを円滑・適正に運営する。	50,750	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		206	環境放射能等測定機器整備事業	原子力発電所周辺地域住民の安全確保を図るため、分析・測定機器の計画的な更新・整備を行う。	78,390	県民安全領域 原子力安全G
		207	環境監視機器整備事業	環境センター等の環境監視機器、検査・分析機器等の整備。	21,675	環境保全領域 一般廃棄物対策G
		208	（再掲） 公共用水域・地下水常時監視事	公共用水域・地下水等の水質汚濁状況を把握する。	40,352	環境保全領域 水環境G
		209	工場等公害未然防止指導事業	公害の未然防止を図るため、工場・事業場のパトロールを行い、監視指導する。	194	環境保全領域 大気環境G
	5 環境保全に関する情報の収集と提供					
		210	環境白書の作成	環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、報告書（白書）を作成する。	1,733	県民環境総務領域 総務企画G
	6 各種政策的手法の活用					
		211	環境創造資金融資事業	環境保全対策に取り組む中小企業者等を支援するため、環境保全等に必要な資金の融資をあっせんする。	150,000	環境共生領域 環境活動推進G
		212	中小企業機械貸与事業 （環境関連設備枠）	中小企業者に対し、環境負荷の低減に必要な設備を通常より低い損料で貸与する。	200,000	商工総務領域 金融G
		213	畜産環境特別融通事業（うつくしま、ふくしま。畜産環境保全施設整備資金利子助成事業）	畜産農家が、環境保全を目的として、設備投資を行うための制度資金の借入をする場合に、畜産農家の負担が通常の借入利率よりも低利となるよう上乗せ利子助成を行う。	3,213	経営支援領域 金融共済G
	7 環境汚染防止体制					
		214	公害審査会の運営 （大気環境保全運営事業）	公害紛争のあっせん、調停及び仲裁を行う。	190	環境保全領域 大気環境G
		215	公害苦情調査事業 （大気環境保全運営事業）	公害苦情について、適切な処理を図るために、調査指導を行う。	910	環境保全領域 大気環境G

○福島県新長期総合計画「うつくしま21」における環境関連施策の位置づけ



環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
自然と人との共生	多様な自然環境を保全する。	自然公園等の優れた自然環境を保全する。	自然公園の適正な管理を行う。	自然公園保護管理適正化事業	自然公園面積	168,170ha	数値目標と僅差の数値で推移しており、達成される見込みである。	環境共生領域・自然保護G
					自然公園内の各種行為の規制・指導状況	235件		
			自然環境保全地域の保護管理、巡視指導を行う。	自然公園指導員設置事業	自然環境保全地域箇所数	47ヵ所	自然保護指導員の計画的な巡視・指導により、大きな事故や違反行為等もなく、適正な保全が図られた。	環境共生領域・自然保護G
					自然環境保全地域面積	4,867.41ha		
					自然保護指導員の設置状況	117名		
		身近な自然環境を保全する。	河川改修に併せて、緑地、公園等を整備し、地域の水辺のふれあいの場を創出する。	ふなっこふるさと川づくり事業	ふなっこふるさと川づくり整備箇所数	5箇所。累計37箇所	計画的に事業進捗が図られている。	河川港湾領域・河川整備管理G
		水と緑の保全と創造を推進する。	中山間地域等において、農業者等に対する直接支払いを実施する。	中山間地域等直接支払事業	中山間地域等直接支払交付金の交付面積	14,977ha	5カ年の事業期間の終期にあたるため、新たに取り組む面積は少ないことから、目標の達成は困難。	農村整備領域・農山村整備G
			遊休農地の活用支援体制を強化し、遊休農地の活用と発生防止のための対策及び実践活動への支援を行う。	遊休農地対策総合支援事業	遊休農地解消総合支援事業による耕作放棄地の解消面積	65.3ha	年間解消面積目標60haを上回っており、遊休農地の解消が図られた。	農村整備領域・農山村整備G
			県民参加による森林づくり運動を推進する。	うつくしま21森林づくり推進事業	森林づくりボランティア参加人数	8,000人	次の各種事業を目標どおり実施した。 ・森林林業体験学習ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ作成 ・検討会の開催（4回） ・HPによる情報提供（ｱｸｾｽ4,500件） ・森林づくり体験交流会開催（7月19日、300人） ・森林づくり交流会開催（11月8,9日、100人）	森林林業領域・担い手緑化G
			漁業者が行うコンブ・アラメ等大型海藻の海中造林等の取組みを支援し、浅海域の生産力向上・水質浄化を図る。	海の森づくり推進事業	海の森づくり推進事業に取り組む漁業協同組合数	3組合	相双漁協、いわき市漁協等においてアラメの人工採苗とコンブ養殖を実施した。	生産流通領域・水産G
			上下流域連携による源流域保全活動を推進する。	阿賀川流域連携交流モデル事業	上下流域連携による源流域保全活動事例数	15件〔累計〕	阿賀川流域において自治体間あるいは民間団体における流域連携の意識醸成を図り、今後の自立的な流域連携活動を誘導した。 ・事業実施回数　4回 ・保全活動事例数　5件	地域づくり領域・地域振興G
	生物の多様性を保全する。	野生生物の保護・管理を推進する。	希少野生生物を保護するため、条例制定を含む具体的な保護対策を検討する。	希少野生生物保護対策事業	レッドデータブックの掲載種の数	1,024種	前年と同様の数値である。	環境共生領域・自然保護G
			外来魚の拡散防止を行い、外来魚の非生息水域における生態系保全を図る。	外来魚拡散防止対策事業	外来魚の駆除実績（尾数）	5,000尾	県内の外来魚が生息する河川において、県、市町村、漁業協同組合により刺し網や池干し等により5,000尾を駆除し、当該区域での生態系の保全が図られた。	生産流通領域・水産G

環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
自然と人との共生	自然との豊かなふれあいを推進する。	自然とのふれあいの場を整備する。	自然公園施設の整備を推進する。	国立公園等施設整備事業	国立・国定・県立自然公園利用者数	16,314千人	前年と比較して464千人の利用者数の増となった。公園利用者数は増加しており、グリーンツーリズム、エコツーリズム等新たなニーズもあることから、達成が見込まれる。	環境共生領域・自然保護G
				自然公園等施設整備事業	自然公園施設整備箇所数	6箇所		
			温泉を活用して自然とふれあう施設の整備を推進する。	ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業	国民保養温泉地（土湯・高湯温泉郷）宿泊者数	599,117人	土湯・高湯温泉郷について、福島市の行う公共施設の整備に対し助成を行い、もって温泉を活用して人々が自然とふれあう施設の整備を図ったが、予定どおり工事が進捗・完了しない状況となっている。 ・階段改修　2箇所 ・案内板等設置　15基	健康衛生領域・薬務G
			都市公園の整備を推進する。	都市公園整備事業	緑地等面積	21.0㎡	県市町村営の都市公園整備の進捗が図られ、供用面積が増えている。	都市領域・都市整備G
		自然とのふれあい活動を推進する。	四季の森林にふれあい、県民と一緒に学ぶ指導者「もりの案内人」の養成を図る。	みんなが支える森林づくり推進事業	もりの案内人認定者数	216人（累計）	もりの案内人養成講座の開催により、平成15年度は新たに29人を認定するなど、目標のとおり事業が実施された。	森林林業領域・担い手緑化G
	良好な景観を保全し創造する。	地域における自主的な景観形成活動を促進する。	景観形成住民協定の締結等による県民の自主的な景観形成活動を促進する。	景観形成推進事業、	優良景観形成住民協定の締結件数	7件（累計）（うちH15年度：3件）	住民協定の締結件数が年度毎に1件という数値目標を上回っている。	環境共生領域・環境評価景観G
				景観形成重点地域広域ｻｲﾝ計画策定・推進事業	住民による新たな地区案内ｻｲﾝの整備地区数	なし（本年度は計画策定が主で、計画に基づく実際のサイン整備は16年度からとなる。）		
	尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境を保全する。	尾瀬地区及び裏磐梯地区の優れた自然環境を保全する。	尾瀬地区の自然環境の保全と適正な利用を推進する。	尾瀬地区保護適正化対策事業	尾瀬の全入山者数に対する土・日曜日の割合	47.10%	前年に比較して2.2%の率の低下となり、改善の傾向を示した。尾瀬地域の交通対策が定着しつつあり、同様の傾向で推移することにより土日利用の分散化が達成される見込みである。	環境共生領域・自然保護G
			裏磐梯地区の自然環境調査を実施する。	裏磐梯等自然環境保全事業	自然環境調査内容 磐梯朝日国立公園利用者数	7,257千人	前年に比較して332千人の利用者の増となった。	環境共生領域・自然保護G
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	ごみゼロ社会の形成を推進する。	廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進する。	ｴｺ・ｼｮｯﾌﾟ等の認定を行い、ごみの減量化・リサイクルを推進する。	ｾﾞﾛｴﾐｯｼｮﾝ推進総合対策事業、ごみ減量化・再生利用推進事業	ごみ排出量（1人1日当たり）	1,055g/人・日	「うつくしま、ごみ減量化・リサイクル推進大会」の開催等ごみ減量化・リサイクルの普及啓発を行った。また、エコショップ等認定制度については、平成15年12月末現在、2,302件の認定件数であり、HPによる情報提供、県政広報番組等によりPR等を行った。ごみ排出量は増加したが、リサイクル率は着実に伸びている。	環境共生領域・循環型社会推進G、環境保全領域・一般廃棄物対策G
				循環型社会形成推進事業	リサイクル率	13.80%		
			優良な廃棄物再生事業者を育成する。	廃棄物再生事業者登録指導事業	廃棄物再生事業者登録制度の登録事業者数	26（累計）（H15年度新規登録0）	登録事業者への指導を行った。今後、登録制度の広報を拡充する必要がある。	環境保全領域・一般廃棄物対策G

環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	ごみゼロ社会の形成を推進する。	廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理を推進する。	産業廃棄物の減量化・適正処理を推進する。	産業廃棄物適正処理監督指導事業、多量排出事業者処理計画策定指導事業、不法投棄現場水質ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ事業、不法投棄現場応急対応事業、不法投棄防止普及啓発事業	不法投棄防止総決起大会の参加者数	約420名	産業廃棄物適正処理監督指導事業では、産業廃棄物処理施設等への立入検査を実施するなど適正に執行した。 多量排出事業者処理計画策定指導事業では、産業廃棄物処理計画及び実績報告書作成の指導を実施した。 不法投棄現場水質モニタリング事業では、船引町及び河東町の不法投棄現場の水質調査を10検体実施し、いずれも有害物質等の異常はなかった。 不法投棄現場応急対応事業では、小高町の硫酸ピッチ不法投棄事案における流出防止の緊急対策を実施した。 不法投棄防止普及啓発事業では「不法投棄防止福島県総決起大会」を福島市で開催し約420名の参加者があり、また、普及啓発用ポスターを2000部作成し関係機関に配布した。いずれの事業とも適正に執行され、不法投棄防止の普及啓発として効果が得られた。	環境保全領域・産業廃棄物対策G
					不法投棄発見件数	61件		
			県内のモデル観光地において、廃棄物を18分類により分別収集を行う。	エコ観光地モデル事業	モデル事業対象観光地の観光客数	あぶくま洞 507,600人 伊佐須美神社 689,500人	観光地におけるゼロエミッションのモデル事業として十分なPRが行えた。 雇用基金事業として雇用の確保が図られた。 ・雇用人員 実人員　20人 延べ1，025人 ・リサイクル処理量 あぶくま洞　6,646kg 伊佐須美神社　318.1kg	商工総務領域・総務企画G
			農業用使用済みプラスチックの適正処理回収システムの構築を推進する。	農業用使用済プラスチック適正処理地区支援事業	農業用使用済みプラスチックの適正処理率	53.40%	排出者への意識の徹底が不十分であること、また回収体制未整備の地区がある。このため、適正処理量は増加傾向にあるが、目標値には及ばない見込み。	経営支援領域・循環型農業G
	環境と調和した事業活動を展開する。	環境保全に向けた企業活動の促進を図る。	県内の事業者における環境負荷低減活動を	環境負荷低減普及啓発事業	環境負荷普及啓発セミナー開催回数	2回	ISO14001認証取得・更新に係る環境管理セミナーを実施し、県内事業者における環境負荷低減活動の促進を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
					環境負荷普及啓発セミナー参加者数	189人(累計2,612人)		
		環境関連産業の育成・創出を図る	中小企業者による環境負荷低減に資する創造的事業活動を推進する	創造法認定事業	創造法認定企業(環境関連)累計数	26(累計)	本年度の環境関連の認定企業数は現時点では申請実績なし。本事業は環境関連産業のみを支援するものでは無いため、環境関連企業が認定企業とならない場合もある。	地域経済領域・産業創出G
		工業界における、環境に配慮した事業活動の促進を図る。	県内のモデル工業地域において、有機剰余汚泥及び食品加工残さ等のリサイクル等の取組みを支援する。	ｾﾞﾛｴﾐｯｼｮﾝ工業ﾓﾃﾞﾙ事業	ネットワーク構築に関する会議等開催回数、研究開発参加企業における直接従事人員数	・有機性資源分科会開催　4回 ・研究開発専任職員　延べ60人	食品残渣や有機性汚泥のゼロエミッションについて計画どおり実施している。	商工総務領域・総務企画G

環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	環境と調和した事業活動を展開する。	環境にやさしい、持続性の高い農業生産方式の導入を進める。	化学肥料や農薬の使用量を削減した環境負荷軽減型の農業を普及・推進する。	環境にやさしい農業推進事業	化学肥料使用量	84.2kg/ha:平成13肥料年度（5月）	たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画の認定を受けた農業者（エコファーマー）が増加し、農業者の意識も向上している。 1 環境にやさしい農業推進研修会の開催（11月） 2 ｴｺﾌｧｰﾏｰ実証ほの設置（水稲、キュウリ、トマト、ナシ） 3 持続性の高い農業生産方式導入指針（3月改訂予定） ◎ｴｺﾌｧｰﾏｰ認定者数の推移 H13.3月末:　38人 H14.3月末:　446人 H16.1月末:1，023人	経営支援領域・循環型農業G
					化学農薬使用量	9.7kg/ha平成13農薬年度（5月）		
					エコファーマー認定数	1,023人		
			家畜排せつ物処理施設の整備を支援し、有機資源としての利用を促進する。	地域資源循環利用促進事業	家畜排せつ物処理施設整備率	44.50%	25件の整備予定が、事業費の圧縮等により、32件の整備が可能となった。	生産流通領域・衛生飼料G
	資源・エネルギーの有効利用を推進する。	太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進する。	新エネルギーの普及啓発を推進する。	地域新ｴﾈﾙｷﾞｰ導入・普及促進ｽｹｰﾙｱｯﾌﾟ事業	県有施設への新エネルギー率先導入数	9箇所（平成6年度からの累計）	県有施設に対する新エネ導入が進んでいる。また、現行ビジョンを肉付けした新エネルギー詳細ビジョン（仮称）策定を年度内に策定し、産学民官連携の下、新エネルギー導入方策の推進や連携体制の強化を図ることとしている。	地域づくり領域・地域政策G
		省資源・省エネルギーを推進する。	省資源・省エネルギーの普及啓発を図る。	省資源・省エネルギー促進普及啓発事業	一般家庭等における年間電力使用量	1867kWh	地球にやさしい省資源・省エネルギーセミナー、展示コーナー（消費生活センターに設置）により普及啓発を図った。セミナー参加者が増加（H14:82名→H15:153名に増加）し一定の成果はあったが、今後も環境家計簿等のツールを活用しながらより多くの人々への普及啓発を進める必要がある。	環境共生領域・環境活動推進G
	ダイオキシン類・環境ホルモン等化学物質の対策を推進する。	ダイオキシン類・環境ホルモン等化学物質の監視測定を行うとともに、ダイオキシン類の発生抑制対策を講じる。	環境中のダイオキシン類の濃度を測定し、環境基準の適合状況を把握する。	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査事業	ダイオキシン類環境基準達成率	100%	事業計画に基づき、大気・水質・土壌など環境中のダイオキシン類濃度を調査した。	環境保全領域・大気環境G
			廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類の調査・指導を行う。	ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類排出状況調査事業	廃棄物焼却炉等から排出されるダイオキシン類の量	3.9g-TEQ/年（産業廃棄物焼却施設（200kg/h以上）からのダイオキシン類排出量）	事業計画に基づき、排出ガス及び排出水中のﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の調査を実施した。	環境保全領域・大気環境G
			産業廃棄物最終処分場の放流水等の行政検査を行う。	産業廃棄物最終処分場ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類行政検査事業	行政検査件数	放流水:17検体 搬入廃棄物:20検体	放流水17検体、搬入廃棄物20検体を調査実施中。現在、調査検体を分析中で結果が得られていないため、現時点で目標の達成度は記入できない。	環境保全領域・産業廃棄物対策G
			環境ホルモンの環境中の濃度状況を把握する。	環境ﾎﾙﾓﾝ環境ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ調査事業	環境中の環境ホルモン濃度調査検体数	74検体	事業計画に基づき、大気・水質等環境中の濃度を調査し、現在分析中。	環境保全領域・大気環境G

環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	大気、水等の保全対策を推進する。	大気保全対策を推進する。	ばい煙発生施設の立入調査・指導等を行う。	大気発生源監視調査事業	大気環境基準達成率	69.60%	事業計画に基づき、効率的に立入調査を実施したが、大気環境基準達成率が環境目標を達成できない見込みであるため。	環境保全領域・大気環境G
					立入調査件数	538施設		
			低公害車の普及促進に関する啓発を行う。	低公害車普及促進事業（再掲）	県内の低公害車の普及台数（ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス車及びメタノール車のうち軽自動車を除いた普及台数）	1,730台	電気自動車「エコ太郎」の運行及びホームページでの情報提供により低公害車の普及啓発を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
			ディーゼル自動車の低公害化を推進する。	ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ微粒子除去装置装着促進事業、自動車排出ガス対策事業	使用過程車へのDPF装着台数	1,854台（内県補助1,208台）	事業計画に基づき、DPF等を装着する事業者に対し県単補助を実施した。また、「福島県ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ車排出ｶﾞｽ対策推進会議」の中でﾃﾞｨｰｾﾞﾙ車排ガス対策への取り組みを推進した。	環境保全領域・大気環境G
		水質保全対策を推進する。	水質発生源工場等の立入調査・指導を行う。	水質発生源監視事業	水質環境基準達成率	87.40%	公共用水域の水質環境基準達成状況は、1年間の調査結果を踏まえ判断される。工場・事業場には2・3月にも立入調査を実施する。	環境保全領域・水環境G
					立入調査件数	693件		
			下水道の整備を推進する。	市町村下水道事業費等補助金、市町村下水道整備代行事業費、流域下水道費、流域下水道整備費	下水道等普及率	汚水処理人口普及率（下水道等普及率）56.0%	下水道の整備を推進した。平成15年度は5町村で供用開始を予定している。	都市領域・下水道G
					下水道普及率	下水道処理人口普及率（下水道普及率）37.1%		
		水質保全対策を推進する。	農村における農業集落排水処理施設の整備を推進する。	農業集落排水事業	農業集落排水処理施設による普及率	4.30%	H14末までに141処理で供用開始、H15は53地区で事業実施中。	農村整備領域・農村環境整備G
			合併処理浄化槽の設置を推進する。	合併処理浄化槽設置整備事業、高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置基数、高度処理型合併処理浄化槽設置基数	34,008基。窒素除去型浄化槽設置基数は139基	市町村が浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成する場合に、その一部を補助した。	環境保全領域・一般廃棄物対策G
	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境を保全する。	猪苗代湖及び裏磐梯の水環境の悪化を未然に防止する。	国、市町村、関係団体及び地域住民と共同して猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全対策を推進する。	猪苗代湖水環境保全対策調査事業	猪苗代湖の水質保全目標達成率、裏磐梯湖沼群の水質保全目標達成率	猪苗代湖 COD 0％ 全窒素 33.3％ 全りん 66.7％ 裏磐梯湖沼 COD 40.0％ 全窒素 20.0％ 全りん 80.0％	猪苗代湖及び流入河川の詳細な水質調査等を実施し、計画した調査をほぼ予定どおり実施した。	環境保全領域・水環境G
				猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全協議会運営事業			流域の水環境保全のために普及啓発を行った。また、湖美来基金では湖美来クラブ会員を広く募るとともに、流域の情報発信、流域の水環境保全団体等に支援を行った。	
				猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全に関する条例			規制対象事業場等に対する他立入指導・水質検査等を行った。また、キャンプ場等に対し水環境保全の普及啓発を行った。	
				特定事業所等に対する高度処理施設整備事業			流域の特定事業場が行う高度処理施設整備に対する支援制度を設けたが、照会はあったものの制度利用までには至らなかった。	
				猪苗代湖水辺環境保全整備促進事業			猪苗代湖北岸部の水辺環境を調査し、調査結果等を踏まえ、条例に基づき水環境保全区域を指定した。	

環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
環境への負荷の少ない循環型社会の形成	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境を保全する。	猪苗代湖及び裏磐梯の水環境の悪化を未然に防止する。	国、市町村、関係団体及び地域住民と共同して猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全対策を推進する。	猪苗代湖等湖沼水環境にやさしい農業推進事業			以下の内容を実施した。モデル実証地区のある町村では環境にやさしい農業に対する意識が高く、技術普及が図られてきているが、条例地区全体にはまだ及ばない状況である。 1　モデル実証地区の設置 2　モデル実証ほ現地検討会（11月）及び成績検討会（2月）の開催 3　研修会の開催（3月） 4　啓発資料の配布	経営支援領域・循環型農業G
				湖沼水質保全高度処理施設整備事業			高度処理施設整備に必要な基本設計及び認可設計（変更）を策定した。	都市領域・下水道G
	環境負荷の少ない交通への取組を推進する。	低公害車の導入を促進する。	低公害車の普及促進に関する啓発を行う。（再掲）	低公害車普及促進事業（再掲）	県内の低公害車の普及台数（ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス車及びメタノール車のうち軽自動車を除いた普及台数）	1,730台	電気自動車「エコ太郎」の運行及びホームページでの情報提供により低公害車の普及啓発を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
地球環境保全への積極的な取組み	地球温暖化対策を推進する。	地球温暖化対策の多様な取組みを推進する。	環境家計簿等の充実と4つの心がけの普及を図り、家庭等における二酸化炭素の削減を推進する。	環境家計簿作成事業・エコライフ4つの心がけ作成事業（環境保全推進員養成講座の一事業）	環境家計簿の普及状況	環境家計簿の配布部数6,021部	環境家計簿を作成し、講座や各種研修会等において配布し普及を図るとともに、エコライフ4つの心がけを作成し、講座や各種研修会等において配付し、普及啓発を図った。しかし、直近のデータ(平成13年度)における民生家庭部門における二酸化炭素排出量は減少していない。（平成15年度のデータは平成17年12月頃に判明すると予想されるが、民生家庭部門における二酸化炭素排出量は基準年に比べ減少していないと思われる。）	環境共生領域・環境活動推進G
					エコライフ4つの心がけパンフレットの配布部数	3,381部		
					二酸化炭素排出量（H2=100とした指数）	121		
			低公害車の普及促進に関する啓発を行う。（再掲）	低公害車普及促進事業（再掲）	県内の低公害車の普及台数（ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス車及びメタノール車のうち軽自動車を除いた普及台数）	1,730台	電気自動車「エコ太郎」の運行及びホームページでの情報提供により低公害車の普及啓発を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
			県有施設の新設・改修に当たっては、環境負荷の低減に配慮した施設づくりを推進する。	環境配慮型の県有施設の整備	県有施設における自然エネルギーの導入件数	8件〔累計〕	目標どおり導入が図られている。 8件内訳：男女共生ｾﾝﾀｰ、県営青木団地、ﾊｲﾃｸﾌﾟﾗｻﾞ会津若松、橘高校、相馬高校、大野病院、消防学校、いわき光洋高校	建築領域・営繕G
環境教育・学習の推進	多様な場における環境教育・学習の充実を図る。	あらゆる場、年齢層における環境教育・学習機会の充実を図る。	市町村、各種団体等が開催する環境に関する講演会に環境アドバイザー等を派遣する。	環境アドバイザー等派遣事業	環境アドバイザー等派遣事業の受講者数（累計）	1,921人（累計14,204人）	環境に関する講演会の講師として、環境アドバイザー26回、県職員14回、計40回（H16.1末現在）派遣し、環境教育・学習の推進を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
			児童、生徒の体験的環境学習を推進するため、環境学習資材の提供を行う。	体験的環境教育推進事業	こどもエコクラブ登録数、人数、	登録：58団体 会員：1,337人	こどもエコクラブへの参加の呼びかけを行うとともに、せせらぎスクールに申込みのあった205団体、7,489人に対し、調査資材の提供を行い、環境教育・学習を推進した。	環境共生領域・環境活動推進G
					せせらぎスクール参加者数	参加者：4,977人（延べ7,624人）		

環境側面	環境目的	環境目標（平成15年度）	取組内容	監視測定項目			構成事業の評価	担当領域・ｸﾞﾙｰﾌﾟ名
				事業名	項目名	実績	事業実績	
環境教育・学習の推進	多様な場における環境教育・学習の充実を図る。	あらゆる場、年齢層における環境教育・学習機会の充実を図る。	モデル地区市町村内での小学校・中学校・高等学校が、同じ視点のもとに相互に連携し環境教育を実施する。	ふくしま式環境教育モデル事業	指定地域での取組みを自校の環境教育に生かした学校の割合	（平成15年度からの事業）	モデル地区市町村内で小学校・中学校・高等学校が、同じ視点のもとに相互に連携し環境教育を実施している。	教育指導領域・学習生活指導G
	学校、地域等における指導者を育成する。	学校や地域における環境教育・学習の指導者を養成する。	環境学習や環境活動のリーダーとなる環境保全推進員（エコリーダー）等を養成する。	環境保全推進員養成講座事業	エコリーダー認定者数（累計）	認定者数（累計）1,260人、	9月3日に福島市において開催し、163人を認定。地域における環境保全活動を積極的に進めるエコリーダーの養成は、環境保全の取組の推進に大きく寄与している。	環境共生領域・環境活動推進G
					体験的学習環境教育指導員トレーニング講座受講者数	受講者数（累計）166人		
			教育の現場において体験的環境教育・学習を推進する指導者を育成する。	体験的環境教育推進事業（再掲）	体験的環境教育指導者養成数（累計）	体験的環境教育指導員トレーニング講座受講者数（累計）166人	8月から11月にかけて県内6会場においてトレーニング講座を開催。受講者数実績は未達であるが、子どもたちの環境保全意識を自らの体験を通して高めていくことを目的としたこの事業は、学校教育の中で活用されている。	環境共生領域・環境活動推進G
			環境教育についての指導・助言等を受けるため、小・中学校に環境の専門家を派遣する。	環境教育コーディネーター派遣事業	環境コーディネーターの派遣件数	19件（19校に環境コーディネーターを派遣）	児童生徒が環境に対する意識や理解を深めることができるよう指導を行ったが、実施予定校との日程が合わず、コーディネーターの派遣ができない状況が生じ、派遣件数は当初の予定件数に満たなかった。	教育指導領域・学習生活指導G
	環境教育・学習基盤の充実を図る。	環境教育・学習のための教材等の充実を図る。	環境学習のための教材等の内容の充実を図る。	環境保全ハンドブック作成事業（環境保全推進員養成講座の一事業）	環境保全ハンドブック等の作成実績	環境ハンドブックを2,800部印刷し、配布	エコリーダーをはじめとして、県民、団体、小・中学校等に配布。環境学習のテキストとして各方面にわたり活用されている。	環境共生領域・環境活動推進G
参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築	各主体の自発的な活動の促進と連携を図る。	環境保全活動に当たっての各主体の連携の促進を図る。	うつくしま環境パートナーシップ会議を運営する。	うつくしま環境パートナーシップ会議運営事業	うつくしま環境パートナーシップ会議の開催実績	企画員会議2回、全体会議1回、交流会1回	交流会において7団体から取組事例の発表があったほか、情報・意見交換を行い、環境保全活動の促進を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
	環境に配慮した消費活動の促進を図る。	環境に配慮した消費活動の促進を図る。	グリーン購入推進キャンペーンの実施等により、グリーン購入を普及・啓発する。	循環型社会形成推進事業（再掲）	グリーン購入推進キャンペーン協力店数	1,461店舗	平成14年度の協力店数1,066店。キャンペーンについての認知度は上がってきている。 また、キャンペーンに併せてグリーン購入セミナーを開催し約100名の参加を得た。	環境共生領域・循環型社会推進G
	環境マネジメントの普及を図る。	環境マネジメントをシステムを普及し、事業者による自主的な環境保全活動を促進する。	事業活動における環境負荷低減や環境保全活動を推進するため、セミナーを開催する。	環境負荷低減普及啓発事業（再掲）	県内企業におけるISO14001認証取得件数、	認証取得件数207件	環境管理セミナーにおいて、ISO14001を認証取得した2企業における取組事例の発表を行い、情報提供を行うことにより、事業者における自主的な環境保全活動の促進を図った。	環境共生領域・環境活動推進G
					環境管理セミナー参加者数（累計）	参加者数（累計）2,612人		
	イベント開催に当たっての環境配慮を推進する。	イベント開催に当たっての環境配慮を推進する。	うつくしまエコイベントマニュアルを普及し、イベント開催に当たっての環境配慮を推進する。	うつくしまエコイベント推進事業	うつくしまエコイベント認定件数	36件	認定を受けたイベントにおいて積極的な環境負荷低減活動が行われ、また、エコイベントを通してイベント参加者に対する普及啓発が行われた。認定件数が目標値を若干下回ったことから、今後、民間団体へのPRに更に力を入れるとともに、県の機関が実施するイベントは原則として認定を受けるように一層の徹底を図る必要がある。	環境共生領域・環境活動推進G

3 酸性雨モニタリング調査結果

(1) 梅雨期(6月～7月)における降雨のpHの推移

調査地点 / 年度	福島 初期降水 1mm	福島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡山 初期降水 1mm	郡山 一降水全量	いわき 初期降水 1mm	いわき 一降水全量
昭和58	—	—	—	4.1～5.4 4.4	—	—	—
昭和59	—	—	—	3.9～6.3 4.5	—	—	—
昭和60	—	—	—	4.0～4.6 4.3	—	—	—
昭和61	(3.5～5.3) (4.0)	(3.9～5.8) (4.8)	—	4.6～5.2 4.8	4.7～5.3 4.8	—	—
昭和62	3.4～4.9 3.9	3.7～5.0 4.6	—	3.6～6.5 4.6	4.4～5.1 4.7	〔4.4〕	—
昭和63	4.9～6.6 5.7	4.2～6.0 4.7	—	4.3～5.1 4.7	4.3～6.2 5.0	5.9～6.5 6.1	4.2～6.8 5.1
平成元	4.1～5.5 4.3	4.4～6.2 4.6	—	3.9～5.8 4.4	4.0～5.7 4.5	3.8～5.5 4.3	3.9～5.6 4.3
平成2	3.9～5.6 4.4	4.3～6.4 4.8	—	4.7～6.2 5.2	4.3～5.9 5.0	3.8～4.8 4.1	3.8～5.9 4.7
平成3	4.2～5.3 4.6	4.2～5.9 4.8	—	4.0～7.5 4.5	4.0～5.9 4.8	3.6～4.6 4.1	3.9～4.9 4.6
平成4	—	4.3～5.4 5.0	—	4.0～6.9 4.4	4.2～5.7 4.7	3.9～4.9 4.3	4.0～5.7 5.0
平成5	—	4.0～6.1 4.5	4.4～5.4 4.9	3.5～5.0 4.0	3.9～5.1 4.8	3.5～5.0 4.1	3.8～5.4 4.7
平成6	—	4.7～6.0 5.0	4.6～6.5 4.9	3.8～5.4 4.1	4.1～5.1 4.3	4.3～5.5 4.5	3.8～4.8 4.5
平成7	—	4.1～6.6 5.1	4.1～5.8 4.7	3.5～5.8 4.4	4.2～5.7 4.8	4.1～4.6 4.2	4.0～4.9 4.6
平成8	—	4.5～6.2 4.8	4.4～6.4 4.8	3.7～6.6 4.5	3.8～5.3 4.6	3.8～6.0 4.2	4.2～5.5 4.6
平成9	—	3.8～5.3 4.4	3.9～5.9 4.7	4.0～5.9 4.6	4.4～5.4 4.8	3.7～4.8 4.0	4.1～5.2 4.5
平成10	—	4.3～5.8 4.6	4.7～5.4 4.9	4.2～5.4 4.5	4.2～5.3 4.8	3.6～4.8 3.9	3.5～4.6 4.2
平成11	—	—	4.3～5.9 4.9	3.8～6.4 4.2	4.0～5.6 5.1	3.5～5.0 4.1	3.6～6.2 4.9
平成12	—	—	4.3～4.8 4.5	3.8～5.9 4.6	4.2～5.9 4.7	4.1～6.0 4.4	4.5～5.8 4.8
平成13	—	—	4.5～5.5 4.8	3.5～5.0 4.2	4.2～4.9 4.5	4.0～4.3 4.2	4.1～4.7 4.5
平成14	—	—	4.0～5.0 4.5	3.7～6.0 4.1	4.1～5.1 4.7	3.5～4.4 3.9	4.1～4.8 4.7
平成15	—	—	4.2～5.6 4.7	3.8～5.0 4.1	4.0～5.1 4.5	3.5～4.7 3.9	3.8～4.7 4.4

環境保全領域調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

3 ( )内の数値は、7月～10月のデータを示します。

4 〔 〕内の数値は、参考値です。

(2) 降雪期(1月～2月)における降雨(雪)のpHの推移

調査地点 / 年度	福　島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡　山 一降水全量	い わ き 一降水全量
平成元	4.0～6.4 4.5	—	4.8～6.9 5.0	3.9～6.3 4.3
平成2	4.2～6.4 4.8	—	4.6～6.0 5.2	4.0～5.8 5.0
平成3	4.0～7.5 4.8	—	4.3～4.9 4.4	4.0～5.0 4.6
平成4	4.3～5.7 4.7	—	4.6～4.9 4.8	4.1～6.0 4.9
平成5	4.1～5.8 4.9	4.3～5.5 4.6	4.3～5.5 4.9	4.1～5.7 4.5
平成6	4.1～5.8 4.9	4.2～5.4 4.7	4.2～5.1 4.6	3.9～4.2 4.6
平成7	4.1～6.6 5.1	4.0～4.8 4.5	4.2～6.6 5.2	4.5～7.1 5.1
平成8	4.6～5.8 4.9	3.8～5.2 4.4	4.4～5.6 4.9	4.1～4.9 4.6
平成9	3.9～5.9 4.4	4.4～5.1 4.7	4.4～5.7 5.1	5.3～6.1 5.5
平成10	5.2～6.1 5.3	4.2～5.1 4.6	4.6～5.6 4.9	4.4～6.6 4.8
平成11	—	4.0～5.3 4.6	4.4～6.2 5.0	4.3～5.3 4.5
平成12	—	4.9～6.4 5.5	4.4～6.6 5.3	4.5～4.9 4.7
平成13	—	4.1～6.0 4.6	4.7～5.7 5.1	5.0 5.0
平成14	—	4.2～6.8 4.8	3.7～6.0 4.8	4.1～4.8 4.7
平成15	—	4.4～4.9 4.6	4.5～5.6 5.2	4.1～4.7 4.4

環境保全領域調べ

(注)　1 調査場所　福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)

2 調査主体　平成9年度以降の「いわき」の値は、いわき市が調査したものです。

(3) ろ過式酸雨採取装置による降雨のpHの推移(通年(4月～翌年3月))

調査地点 年度	福　島 一降水全量	会津若松 一降水全量	郡　山 一降水全量	い わ き 一降水全量	羽　鳥 一降水全量
平　成　3	4.3～6.6 5.0	4.6～7.0 5.2	4.7～7.0 5.4	4.0～6.2 4.7	4.6～6.9 5.1
平　成　4	4.3～6.3 4.9	3.9～5.6 4.6	4.7～6.4 5.1	3.9～6.6 4.7	4.6～6.3 5.0
平　成　5	4.5～6.2 5.2	4.3～6.5 5.1	4.6～6.6 5	4.1～5.4 4.8	4.8～6.2 5.2
平　成　6	4.9～6.5 5.4	4.5～6.5 4.8	4.4～6.2 5.0	4.1～5.3 4.7	4.2～5.9 4.7
平　成　7	4.9～6.5 5.4	4.4～6.3 4.7	4.3～5.6 5.3	—	4.6～6.3 5.0
平　成　8	4.3～6.8 5.0	4.4～6.0 4.8	4.5～6.6 5.1	4.5～6.1 5.1	4.5～5.0 4.8
平　成　9	4.3～6.7 4.9	4.6～6.4 4.9	4.7～6.9 5.1	4.1～6.1 4.7	4.6～5.3 4.9
平　成　10	4.4～6.9 5.4	4.6～6.4 5.1	5.0～6.6 5.3	4.3～7.8 4.7	4.6～5.7 5.0
平　成　11	—	※4.5～6.8 5.1	4.8～6.2 5.3	4.3～6.9 5.1	4.4～5.5 4.9
平　成　12	—	4.4～6.5 5.0	4.2～6.3 4.8	4.0～5.7 4.7	4.3～5.7 4.7
平　成　13	—	4.1～7.1 4.6	4.7～5.7 4.6	4.1～6.4 4.7	4.3～5.1 4.6
平　成　14	—	4.2～7.1 4.9	4.3～6.4 4.7	4.4～6.6 4.7	4.1～5.2 4.6
平　成　15	—	4.4～6.5 4.8	4.4～6.9 4.7	4.2～6.3 4.8	4.5～6.0 4.8

環境保全領域調べ

(注) 1 調査場所 福島:衛生研究所屋上(福島市)、会津若松:会津保健福祉事務所屋上(会津若松市)、
郡山:環境センター屋上(郡山市)、いわき:いわき市公害対策センター屋上(いわき市)
羽鳥:羽鳥湖付近〔天栄村〕

2 調査主体 平成9年度以降の「いわき」の値はいわき市が、平成12年度以降の「郡山」は郡山市が調査したものです。

3 ろ過式酸性雨採取装置の採取期間は、原則として2週間です。羽鳥の採取期間は、原則として1ヶ月です。

4 ろ過式酸性雨採取装置は、雨水の長期モニタリングの装置で、DG(デポジットゲージ)にろ紙によるろ過機能を取り付け、原則として2週間に1回の割合で雨水を採取しています。

4 環境アドバイザー名簿(平成16年度)

項目		氏名	役職等	専門分野	講演内容等
地球環境	大気	落合 良二	医療法人落合会理事	化学	大気汚染・化学物質など
		渡邊 明	福島大学共生システム理工学類教授	地球物理学	地球温暖化など
	水	伊藤 宏	東日本国際大学教授	環境工学	海洋汚染、河川水質保全など
		千葉 茂	福島大学名誉教授	地球化学	猪苗代湖や裏磐梯の湖沼水質など
		手代木 渉	弘前大学名誉教授	発生生物学	ホタルやプラナリアの研究など
		中村 玄正	日本大学工学部教授	衛生工学	河川の水質汚濁・自浄作用など
		橋本 孝一	福島工業高等専門学校 建設環境工学科教授	衛生工学	河川汚濁物質の解析、 河川空間の創造など
	自然	弦間 一郎	(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 森林交流推進課長	野鳥観察	野鳥観察、自然観察など
		小荒井 実	NPO法人わかば自然楽校理事長	自然観察	自然保護、植物観察など
		関口 武司	いわき明星大学理工学部教授	生物化学	海洋生物、微生物など
		樋口 利雄	福島県植物研究会会長	植物	尾瀬、吾妻山などの植生復元など
		星 一彰	福島県自然保護協会会長	自然観察	動植物の保護、環境学習など
		溝口 俊夫	(財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 理事兼鳥獣保護センター所長	自然観察・ 野生動物	野生動物の保護など
ゴミ問題・リサイクル		阿部 成治	福島大学人間発達文化学類教授	住居学	循環型社会形成など
		阿部美野子	福島県消費者団体連絡協議会事務局長	家庭ごみ	家庭のごみなど
		川村 吉郎	(社)福島県産業廃棄物協会監事	産業廃棄物	産業廃棄物の適正処理など
		工藤 浩之	三春町住民税務課・住民グループ長(主幹)	一般廃棄物	ごみの分別・減量化など
		長澤 利枝	ごみとくらしを考える市民の会事務局長	一般廃棄物	ごみのリサイクルなど
星空観察		大野 裕明	滝根町・星の村天文台台長	星空観察	天体観測など
		桂 伸夫	いわき天文同好会会長	星空観察	天体観測、光害など
		佐藤 誠一	福島県教育センター指導主事	星空観察	地学、天体観測全般など
		佐藤 光	福島天文同好会事務局長	星空観察	天体観測(彗星観測)など

(敬称略・五十音順)

5 平成15年度環境関係調査研究一覧

調査研究名等	目的	実施機関名
1 亜鉛めっきのクロムフリー化成処理技術 2 環境材料の利用技術	中小企業が共通に直面している課題を研究テーマとして取り上げ、研究を実施し、その成果を企業等に普及・移転しています。 亜鉛めっきは、耐食性確保のため六価クロムを主成分とする化成処理剤で、表面被覆されています。しかし、六価クロムは環境汚染の問題で法的規制の動きがあり、欧米諸国では特に顕著となっています。また現在実用化されているクロムフリー化成処理法は、耐食性・耐候性の点で問題があることから、室内環境での使用に限定されています。そこで、クロムフリーでありながら、耐食性・耐候性の優れた化成処理法について、自然界に存在する天然素材の利用等も含めて研究開発を行いました。 県内において、これまであまり取り組まれてこなかった環境負荷の少ない衛生機器の開発に着目し、生態環境への金属材料の利用や役割を調査して、これらの関連製品の製造加工工程における必要課題について研究を行いました。	ハイテクプラザ

調査研究名等	目的	実施機関名
3 小規模プラントによる有機質廃棄物の高速堆肥化技術の開発と発酵生成物の製品化(試験研究機関ネットワーク共同研究事業)	環境保全の観点から問題とされている魚介類加工時に発生する魚介類のアラ、生ゴミ等の食品廃棄物、及び家畜の糞尿等について小規模の発酵プラントを活用して、高速発酵にて堆肥化する技術を確立するとともに、利用特性評価試験を実施し、園芸用あるいは、農業用肥料としての製品化を推進しました。	ハイテクプラザ
4 自然浄化作用のある水生植物と太陽光によって有機物を分解できる酸化チタン光触媒を併用した水質保全技術の開発(試験研究機関ネットワーク共同研究事業)	急激な都市化等に伴って、市街地郊外に取り残された潅漑用のため池や沼は、家庭や工場等から排出される汚水や汚泥等の流入により、水質の汚濁が進行しています。このため水生生物が有する酸素供給機能と光触媒が有する有機物分解機能を融合させることによって、自然生態系を再生・回復させるための手法について検討しました。	
5 生分解性プラスチックの適正使用のための分解菌データベース作成に関する研究(地球環境保全等試験研究費産業技術総合研究所からの受託研究)	生分解性プラスチックを分解する微生物を見つけ、この微生物を利用して効率よく生分解性プラスチックを分解させる技術を確立するため、土の中にプラスチックを埋め、プラスチックの腐り加減や土の中に住んでいる微生物の種類などを調査しました。	
1 施設キュウリ・トマトの灌水同時施肥等の技術の確立	施設野菜栽培では、窒素施用量が多い傾向にあるため、施肥窒素を削減し、窒素利用効率の高い灌水同時施肥技術及び隔離ベッド利用技術を確立します。	農業試験場
2 水田・畑地における生態系利用による雑草防除技術の確立	水田における除草剤削減に向けた除草機の利用技術や畑地におけるリビングマルチ技術を確立します。	
3 農薬依存度軽減のための病害虫防除技術の確立	水稲では、病害虫の発生予察技術の高精度化を進め、適時・適正な農薬散布による農薬の散布回数・量を削減する技術を確立します。また、野菜や花きについては、重要病害虫の発生生態を解明し、適正な防除技術を確立します。	
4 農業用水の合理的な管理、水質保全技術の確立	農業用水及び地下水の水質実態を明らかにし、その合理的な水管理・水質保全技術を確立します。	
5 農耕地からのメタン発生制御技術の確立	水田から発生する温室効果ガスのメタンを、水管理により抑制する技術を確立します。	
6 農業生産現場における残留農薬検査キット使用のための技術開発	イムノアッセイ分析法を利用した野菜の残留農薬の簡易分析における農薬の安定検出法を確立します。	
7 水環境にやさしい農業モデル実証事業	湖沼群の水質悪化を未然に防ぐため、水田から稲わらや肥料成分等の流出を防ぎ、水田等の水質浄化機能を発揮させる水稲生産技術を確立します。	
8 うつくしま有機農産物栽培技術の確立	環境にやさしい農業の推進と、安全・安心な農産物の生産が求められています。しかし、有機農産物等の生産については、施肥や病害虫防除及び栽培体系等技術的な課題が多いため、科学的根拠に基づく水稲と野菜の有機栽培等の生産技術を確立します。	
1 性フェロモン及び天敵利用によるモモ、リンゴ、ナシ害虫の殺虫剤削減防除技術の開発	我が国の果樹農業は、化学肥料や農薬など化学資材への依存度の強い技術体系となっていました。 最近、環境汚染や健康・安全志向が強まる中で、化学肥料や農薬の投下量を削減した栽培技術が求められています。	果樹試験場
2 殺菌剤削減防除体系確立に関する試験	そのため、果樹の主要害虫に対する雄と雌との交信攪乱技術(交尾阻害)を普及し、殺虫剤を削減した害虫防除を実施していますが、さらに天敵・微生物を利用した防除技術の確立を展開しています。また、殺菌剤削減技術確立の試験を実施中です。	
3 果樹園における環境保全型土壌管理技術の開発	また、果樹園での施用窒素等による環境負荷を軽減しつつ、高品質果実生産が持続できる施肥技術の開発に取り組んでいます。	
4 剪定枝の堆肥化等に関する試験	さらに、剪定枝を燃やさずに堆肥等で有効に利用できる研究に取り組んでいます。	

調査研究名等	目　　的	実施機関名
1　生分解性マルチ及び生分解性ポットを使用した環境保全型葉たばこ栽培技術の確立	有機廃棄物の再資源化、ゼロエミッションシステムや資源循環型社会の形成が求められています。農業分野におけるマルチフィルムや育苗ポットに使用されているポリエチレン等の資材は、使用後の回収が義務付けられています。しかし、非分解性のポリエチレンやポリプロピレン等が素材であるため再資源化されたとしても最終的には環境に負荷を与えてしまいます。 本課題では、微生物により高分子(ポリエステル)を水溶性のモノマーまで分解される資材(生分解性マルチ及び生分解性ポット)を使用することにより、環境負荷の小さい葉たばこ栽培の技術体系を確立します。	たばこ試験場
1　飼養規模拡大方法及び省力管理技術の体系化 (1)省力的低コストふん尿処理利用技術の確立	酪農経営においては、家畜排せつ物を適正に処理するうえで、水分調整材としての敷料の確保と作業の省力化が求められています。そこで、新しい敷料資材を探索し、省力的で低コストなふん尿資材利用技術を検討します。	畜産試験場
2　畜産環境保全技術の開発 (1)環境負荷低減技術の確立	養豚経営における汚水処理については、環境負荷物質である窒素やリン、重金属の低減が求められています。また、養豚経営に起因する環境問題では悪臭対策が大きな位置を占めています。そこで、簡易な汚水処理技術及び悪臭対策技術について検討します。	
3　家畜ふん尿を活用した環境保全型自給飼料生産技術の確立 (1)草地等への還元利用のための尿等液状物の処理・利用技術の確立 (2)堆肥の簡易品質評価法の確立	家畜排せつ物の野積み処理による硝酸態窒素等による地下水汚染を防止するため、ふん尿の適正処理が求められています。また、堆肥の流通促進により、生産者及び利用者にとって、堆肥の品質評価が重要になっています。そこで、簡易な家畜排せつ物の堆肥化方法及び品質評価法について検討します。	
4　自然浄化能力を応用した尿・汚水処理技術の調査 (1)段階式ラグーン及び人工湿地による尿・汚水処理能力の調査	ラグーンや人工湿地による水処理は、労力及び経費が少ないという利点があります。そこで、ラグーン及び人工湿地による尿汚水処理能力を調査します。	
1　低コスト養鶏処理技術の開発 (1)悪臭防止技術の開発 (2)低コスト完熟堆肥化技術の確立	畜産経営に起因する環境汚染公害発生の増加により、畜産環境保全に係る法規制が強化され平成16年11月から本格施行になった。養鶏においても鶏糞発酵の低コスト技術の開発が求められ、次の2課題について試験を実施している。 (1)平成13年度に水洗とロックウール(微生物)を組み合わせた脱臭で、アンモニアを99%以上除去の成績を得たが、ロックウールは単体で入手困難なため、代替微生物脱臭資材として腐葉土での試験を平成14・15年度に実施した。しかし、半地下式に設備したので、高い地下水位に浸漬したため劣化が早く、高い脱臭効果は短期間しか続かなかった。平成16年度は地上に微生物脱臭槽を設備した。また、鶏糞発酵槽を開放して撹拌しているため、撹拌中にでるアンモニア濃度が30～200ppmと低いので、微生物脱臭(腐葉土＋チップ)のみで約2ヶ月試験を実施しているが、脱臭槽に地下水の浸漬がないので、100%の脱臭率を保っている。 (2)コンパネ・間伐材で有効容積約8m(縦×横×高=1.8×1.8×2.5m)の発酵槽を作成した。排気だけの発酵試験の結果は、中心部の最高温度は63.2℃まで上がり、水分も69.1→54.1% に下がったことで、通気だけでも良好な発酵は可能であることが示唆された。また、投入は上部から、排出は下部からと考えて、最下部中央に固定式スクリューコンベヤを水平に設置し、そこに鶏糞が集まるように45度にコンパネをセットしたが、鶏糞はブリッジを形成し排出できなかった。ブリッジの形状から推察し、スクリューコンベアーを最下部全面を平行・水平移動させること着想し実施したところ、ブリッジを形成しないで排出することができた。この成果で特許出願を行った(受付番号 50400694160、出願番号2004-127549)。	養鶏試験場

調査研究名等	目　　的	実施機関名
(森林保護関係) 1　ヒノキ漏脂病の防除	ヒノキ漏脂病は枝の付け根から樹脂が激しく流出するとともに、形成層が壊死して縦長の溝が出来ることです。溝が出来ている樹の樹脂流出状況を調査して発生要因を検討します。また、主な発生誘因が枯れ枝の巻込と考えられるので、生枝打ちの方法と被害発生の関係も明らかにします。	林業研究センター
2　ナラ類の集団枯損に関する防除技術の開発	ナラ類の集団枯損はカシノナガキクイムシによって運ばれるナラ菌(通称)によって引き起こされる病気です。被害形態の解明を行い、より簡便で効果的な新たな防除方法の解明を行います。	
3　希少樹種を含む樹木の遺伝資源の保全に関する研究	県内には希少樹種が多数あります。これらの遺伝的な多様性や特性を調査し、優良な形質を持つ遺伝資源を検索します。遺伝資源の収集・保存・増殖方法を検討して、保存・増殖技術を開発します。	
(酸性雨関連) 4　酸性雨等森林衰退モニタリング事業	平成2年度より5箇年計画で実施した「酸性雨等森林被害モニタリング事業」の結果を受け、第3期(平成12年～16年度)として先に設定した調査点において再調査を行い、森林の衰退状況の有無の経時的把握を図ります。	
5　森林施業の温室効果ガス吸収排出影響評価	森林施業のメタン、亜酸化窒素の吸収・排出量への影響を解明します。	
1　漁場環境保全推進事業	水質汚濁等に起因する突発的な漁業被害を未然に防止するため、漁場における長期的な環境変化を把握する必要があるので、水質調査(水温、塩分、溶在酸素、透明度)と生物モニタリング調査(藻場、底生生物)、底質モニタリング調査(粒度組成、強熱減量、COD、全硫化物)を行います。	水産試験場
1　漁場環境保全対策研究	生物指標を用いて調査水域(会津大川、猪苗代湖、檜原湖)の環境の変化を監視します。 河川魚類の増殖事業を推進するため、魚の遡上を妨げている河川横断物(取水堰など)について、魚道の機能や実態調査及び指導を行います。	内水面水産試験場
2　外来魚拡散防止対策事業	県内における外来魚(コクチバス)の生息状況を調査しています。また、生息する魚種の変化と食性から生態系に与える影響の評価を行っています。	

自 然 環 境 関 係

6 ふくしまレッドリスト(植物)

※「注意」及び「未評価」は略

絶　　滅	ヌカイタチシダモドキ、ノコギリシダ、イワヤシダ、ガガブダ、ネコノシタ、リュウノヒゲモ、イワキアブラガヤ、ミカワスブタ
絶滅危惧Ⅰ類	ミガワイクビゴケ、カシミールクマノゴケ、クマノゴケ、ジョウレンホウオウゴケ、キヌシッポゴケモドキ、サンカクキヌシッポゴケ、コキヌシッポゴケ、トガリバハマキゴケ、ヒカリゴケ、テヅカチョチンゴケ、クロカワゴケ、カワゴケ、マツムラゴケ、ヒメタチヒラゴケ、レイシゴケ、ササオカゴケ、オオサナダゴケ、コウライイチイゴケ、ケスジヤバネゴケ、ヒラウロコゴケ、ミヤジマヒメゴヘイゴケ、カビゴケ、ウニバヨウジョウゴケ、ミヤマミズゼニゴケ、ウキゴケ、イチョウウキゴケ、マツバラン、コケスギラン、ミヤマハナワラビ、ヒメハイホラゴケ、カラフトメンマ、デンジソウ、オオマカラキクサ、ウミミドリ、ヒメナエ、アイナエ、ハマゴウ、アブノメ、オオアブノメ、ハマウツボ、エゾノコギリソウ、コゴメヤナギ、サクラバハンノキ、ツクバネガシ、オヤマソバ、ハママツナ、カゴノキ、レイジンソウ、サンリンソウ、カザグルマ、ヒメバイカモ、イトキンポウゲ、ナンブソウ、トガクシソウ、ケナシベニバナヤマシャクヤク、オクヤマオトギリ、ミヤコオトギリ、コモウセンゴケ、ツルケマン、コマクサ、ミヤママンネングサ、アラシグサ、イワネコノメソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ザリコミ、カラフトダイコンソウ、リンボク、オオタカネバラ、タカネバラ、ホロムイイチゴ、ミヤマフユイチゴ、イワシモツケ、グンナイフウロ、アサマフウロ、マツバニンジン、マルミノウルシ、センダイタイゲキ、ヒナノキンチャク、クロビイタヤ、シバタカエデ、アンドンマユミ、ナガバノスミレサイシン、オオバタチツボスミレ、ミズマツバ、ヒメアカバナ、スギナモ、ミヤマウド、ミヤマトウキ、トウゴクヘラオモダカ、スブタ、コバノヒルムシロ、ササバモ、カワツルモ、コアマモ、アズマホシクサ、シバナ、タチドジョウツナギ、ヒンジモ、ダケスゲ、ヒロハイッポンスゲ、ヒロハオゼヌマスゲ、イセウキヤガラ、ビャッコイ、シラン、マメヅタラン、キンセイラン、キソエビネ、サルメンエビネ、クゲヌマラン、コアツモリソウ、クマガイソウ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、セッコク、キリガミネアサヒラン、トラキチラン、サワトンボ、フガクスズムシソウ、セイタカスズムシソウ、スズムシソウ、コクラン、アオフタバラン、ヤチラン、カモメラン、ニョホウチドリ、マツラン、モミラン、クモラン
絶滅危惧Ⅱ類	ホソベリミズゴケ、オオミズゴケ、タチサヤスギゴケ、ハネホウオウゴケ、ヒロスジツリバリゴケ、ヤリカツギ、コゴメイトサワゴケ、カサゴケモドキ、モミゴケ、ムジナゴケ、フクラゴケ、サイコクサガリゴケ、コメリンスゴケ、イボエチャボシノブゴケ、オニシメリゴケ、ミヤマハイゴケ、チチブハイゴケ、フサアイバゴケ、ウルシハネゴケ、クロヤスデゴケ、ウネリヤスデゴケ、カゴシマヤスデゴケ、ヨシナガクロウロコゴケ、ツボゼニゴケ、カタヒバ、ヒメミズニラ、コヒロハハナヤスリ、オニゼンマイ、オオキジノオ、キジノオシダ、チチブホラゴケ、コバノイシカグマ、フモトシダ、タチシノブ、シシラン、オオバノハチジョウシダ、イチョウシダ、イワヤシダ、イワオモダカ、サジラン、オオクボシダ、サンショウモ、サツキ、アサザ、スズメノトウガラシ、エゾノカワジシャ、タヌキモ、ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ヒメタヌキモ、ヤチコタヌキモ、コウリンカ、ミヤマツチトリモチ、ヤナギヌカボ、ヌカボタデ、ナンブワチガイ、チョウセンゴミシ、フクジュソウ、レンゲショウマ、ミヤマハンショウヅル、アズマハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバノバイカオウレン、ヒキノカサ、ツルキツネノボタン、ハルカラマツ、シキンカラマツ、ノカラマツ、シナノキンバイ、ムベ、ネムロコウホネ、オゼコウホネ、マツモ、ハンゲショウ、ミチノクサイシン、コシノカンアオイ、ヤマシャクヤク、ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、ミチノクエンゴサク、オサバグサ、エゾハタザオ、イワハタザオ、ミヤマタネツケバナ、タコノアシ、ヤシャビシャク、クロクモソウ、フキユキノシタ、ザイフリボク、シロバナノヘビイチゴ、クロバナロウゲ、チシマザクラ、シャリンバイ、ハマナシ、コガネイチゴ、モメンヅル、フジキ、タヌキマメ、イヌハギ、ツガルフジ

環境省レッドリスト　＿＿絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)　＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU)

絶滅危惧Ⅱ類	ノウルシ、フユザンショウ、クロツバラ、ニッコウナツグミ、アワガタケスミレ、キバナノコマノツメ、テリハタチツボスミレ、オオアカバナ、ホザキノフサモ、タチモ、ホタルサイコ、ミシマサイコ、ツボクサ、ハマボウフウ、ウリカワ、マルバオモダカ、アギナシ、トチカガミ、セキショウモ、ホソバノシバナ、エゾノヒルムシロ、センニンモ、ミズヒキモ、ヒロハノエビモ、サガミトリゲモ、イトトリゲモ、イバラモ、シロウマアサツキ、オオチゴユリ、ヤマスカシユリ、ヒメマイヅルソウ、チシマゼキショウ、ヒメイワショウブ、ミズアオイ、タマミクリ、エゾミクリ、ヒメミクリ、ハイドジョウツナギ、オオタマツリスゲ、ミヤマクロスゲ、キンチャクスゲ、ヌマクロボスゲ、キリガミネスゲ、ヌカスゲ、ノゲヌカスゲ、ホソバオゼヌマスゲ、エゾツリスゲ、タカネハリスゲ、オオクグ、イワスゲ、オノエスゲ、エゾハリスゲ、ヌイオスゲ、スジヌマハリイ、コホタルイ、マツカサススキ、エゾウキヤガラ、コアニチドリ、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、ギンラン、ユウシュンラン、トケンラン、サワラン、ハマカキラン、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ムヨウラン、コフタバラン、ヒメフタバラン、ホザキイチヨウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ヤマトキソウ、カヤラン、ヒトツボクロ、ヒロハトンボソウ、ハクウンラ
準絶滅危惧	ナメリオウムゴケ、トサノオウゴンゴケ、ハクチョウゴケ、マルバスナゴケ、アツバチョウチンゴケ、コシノヤバネゴケ、キヨスミイトゴケ、キダチヒラゴケ、ツガゴケ、モミシノブゴケ、ヤリノホゴケ、ナミスジヤナギゴケ、アサマヤノネゴケ、ナガハシゴケ、ヒラキバヤスデゴケ、オオスミクサリゴケ、トサノケクサリゴケ、エゾヤハズゴケ、ミズニラ、コシダ、カニクサ、メヤブソテツ、ホシダ、オニヒカゲワラビ、ヘラシダ、ミヤマウラボシ、ビャクシン、アカヤシオ、マンリョウ、カラタチバナ、サクラソウ、ハマサジ、ヒイラギ、ホソバノツルリンドウ、クサタチバナ、フナバラソウ、イヨカズラ、スズサイコ、キジョラン、オオハシカグサ、ムラサキ、ヤマルリソウ、ムシャリンドウ、ヒメハッカ、マルバコゴメグサ、ムシクサ、イヌノフグリ、カワヂシャ、ハグロソウ、ナンバンギセル、キヨスミウツボ、ムシトリスミレ、ムラサキミミカキグサ、エゾオオバコ、リンネソウ、シロヨモギ、コハマギク、ツワブキ、タカサゴソウ、ノニガナ、ミチノクヤマタバコ、オオニガナ、アラカシ、エゾイラクサ、ホザキノヤドリギ、ウラジロタデ、イブキトラノオ、エゾノミズタデ、アキノミチヤナギ、タカネスイバ、ノダイオウ、ハマナデシコ、タカネツメクサ、シラオイハコベ、ハマアカザ、クスノキ、ヤブニッケイ、ヤマコウバシ、ダンコウバイ、ハクサンイチゲ、イチリンソウ、アズマシロカネソウ、オキナグサ、バイカモ、シラネアオイ、ツヅラフジ、サカキ、ナガミノツルケマン、ハマハタザオ、ハクセンナズナ、ハナネコノメ、ムカゴネコノメソウ、トガスグリ、キビノナワシロイチゴ、ジャケツイバラ、マルバヌスビトハギ、ノアズキ、エゾノレンリソウ、コフウロ、ホソエカエデ、ヒナウチワカエデ、オクノフウリンウメモドキ、ミヤマクマヤナギ、オオバグミ、ウスバスミレ、シロバナスミレ、ミゾハコベ、ハクサンサイコ、セリモドキ、ヌマゼリ、ヒカゲミツバ、サジオモダカ、イトモ、スズラン、コシノコバイモ、イワギボウシ、ヒメサユリ、クルマバツクバネソウ、クロイヌノヒゲ、ホシクサ、イヌノヒゲ、シロイヌノヒゲ、アイアシ、ウキシバ、ミミガタテンナンショウ、コウキクサ、ヤマトミクリ、ヤマタヌキラン、ホスゲ、チュウゼンジスゲ、タチスゲ、キンスゲ、アブラシバ、イガガヤツリ、ノグサ、ツルアブラガヤ、タイワンヤマイ、キンラン、サギソウ、ミズトンボ、トキソウ
希　　少	フナガタミズゴケ、クマノチョウジゴケ、ヒメイクビゴケ、サツマホウオウゴケ、ヌマシッポゴケ、カマシッポゴケ、シロシラガゴケ、ツツクチヒゲゴケ、ホンモンジゴケ、カサゴケ、マルバタチヒダゴケ、タカネメリンスゴケ、ヌマシノブゴケ、スギバシノブゴケ、ナガヒゲバゴケ、アツブサゴケモドキ、サクラジマツヤゴケ、コゴメツヤゴケ、トガリゴケ、ホンダゴケ、ウキヤバネゴケ、シフネルゴケ、コモチハネゴケ、ヒメケビラゴケ、ホソクラマゴケモドキ、カハルクラマゴケモドキ、カギゴケ、シダレゴヘイゴケ、ツジベゴヘイゴケ、オンタケクサリゴケ、マルバヒメクサリゴケ、ナカジマヒメクサリゴケ、ヤマナカヨウジョウゴケ、タチバヨウジョウゴケ、コスギラン、スギカズラ、ハマハナヤスリ、アオホラゴケ、フジシダ、ホラシノブ、マツザカシダ、イノモトソウ、コバノヒノキシダ、オクタマシダ、ヒメカナワラビ、オオキヨズミシダ、ハカタシダ、オオクジャクシダ、ナンタイシダ、オクヤマシダ、マルバベニシダ、ヒメイタチシダ、オオベニシダ、キヨスミヒメワラビ、タチヒメワラビ、ハシゴシダ、コガネシダ、ウサギシダ、

環境省レッドリスト　＿＿＿絶滅危惧Ⅰ類（CR＋EN）　＿＿＿絶滅危惧Ⅱ類（VU）

希　　少	ヤマヒメワラビ、ホソバイヌワラビ、ヒロハイヌワラビ、キタノミヤマシダ、ヒメサジラン、ウラジロモミ、シラビソ、トウヒ、チョウセンゴヨウ、コウヤマキ、ミヤマビャクシン、ミヤマネズ、ハリモミ、イチイ、キャラボク、ツガ、ヒノキ、イワウメ、ヒメイワカガミ、ウラシマツツジ、イソツツジ、ツガザクラ、ナガバツガザクラ、アオノツガザクラ、オオバツツジ、ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ、ユキワリソウ、ヒナザクラ、トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、イイデリンドウ、ハナイカリ、イヌセンブリ、エゾノヨツバムグラ、ヒロハヒルガオ、サワルリソウ、キセワタ、ヤマジソ、ミソガワソウ、タテヤマウツボグサ、ミヤマタムラソウ、オカタツナミソウ、エゾタツナミソウ、ヤマホロシ、ヒナノウスツボ、テングクワガタ、オニク、ハクサンオオバコ、コツクバネウツギ、エゾヒョウタンボク、クロミノウグイスカグラ、ハヤザキヒョウタンボク、オニヒョウタンボク、コバノガマズミ、キバナウツギ、ハサクサンオミナエシ、カノコソウ、マツムシソウ、チシマギキョウ、バアソブ、チョウジギク、エゾウサギギク、ウサギギク、タカネヨモギ、コバナノコウモリソウ、アイズヒメアザミ、オゼヌマアザミ、ジョウシュウオニアザミ、イワインチン、ムカシヨモギ、ホソバムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、フジバカマ、アキノハハコグサ、クモマニガナ、ミヤマウスユキソウ、トウゲブキ、オオモミジガサ、シュウブンソウ、ニッコウトウヒレン、アサマヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、アオヤギバナ、ヤチヤナギ、ドロヤナギ、マルバヤナギ、アベマキ、タカネナデシコ、サネカズラ、オオチチッパベンケイ、ベニバナイチゴ、ミヤマウラジロイチゴ、ナンキンナナカマド、カラメドハギ、オヤマノエンドウ、オオバタンキリマメ、トウダイグサ、オオイタヤメイゲツ、ヒロハツリバナ、マルバトウキ、コワニグチソウ、ユキイヌノヒゲ、ミカワイヌノヒゲ、エゾホシク、ミヤマヒナホシクサ、ノソリホシクサ、ハライヌノヒゲ、イズシマホシクサ、ササクサ、メダケ

環境省レッドリスト　＿＿＿絶滅危惧Ⅰ類(CR＋EN)　＿＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU)

7　ふくしまレッドリスト(昆虫類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶　　滅	オオルリシジミ
絶滅危惧Ⅰ類	ヒヌマイトトンボ、グンバイトンボ、マダラナニワトンボ、タイリクアカネ、スリカミメクラチビゴミムシ、ゴマシジミ、オオウラギンヒョウモン、ヒョウモンモドキ
絶滅危惧Ⅱ類	カラカネイトトンボ、コバネアオイトトンボ、タガメ、カワラハンミョウ、マークオサムシ、アブクマナガチビゴミムシ、チャマダラセセリ、ヒメギフチョウ、キマダラルリツバメ、クロシジミ、ミヤマシジミ、ヒョウモンチョウ、コヒョウモン、オオイチモンジ、フタスジチョウ、キマダラモドキ
準絶滅危惧	ルリイトトンボ、ナゴヤサナエ、アオヤンマ、カトリヤンマ、ハネビロエゾトンボ、チョウトンボ、ムツアカネ、アイヌハンミョウ、アカガネオサムシ、オオハンミョウモドキ、オサムシモドキ、ウミミズギワゴミムシ、オオキバナガミズギワゴミムシ、カノシマチビゲンゴロウ、テラニシセスジゲンゴロウ、ルリエンマムシ、ケスジドロムシ、アカツヤドロムシ、アオタマムシ、アサカミキリ、クロガネネクイハムシ、オオルリハムシ、ホシチャバネセセリ、ギフチョウ、ヒメシロチョウ、ツマグロキチョウ、カラスシジミ、オオゴマシジミ、ベニヒカゲ、ウラジャノメ
希　　少	アオカタビロオサムシ、チョウカイヒメクロオサムシ、ヤミゾメクラチビゴミムシ、ゼンパメクラチビゴミムシ、ハガクビナガゴミムシ、アブクマチビシデムシ、オオクワガタ、ネブトクワガタ、アオマダラタマムシ、ムネアカチビナガボソタマムシ、ムネアカナガタマムシ、トオヤマシラホシナガタマムシ、ミヤマヒサゴコメツキ、キイロジョウカイ、ツツヒラタムシ、ウスモンホソオオキノコ、アブクマチビオオキノコ、ネアカツツナガクチキ、キイロテントウゴミムシダマシ、ワタラセミズギワアリモドキ、キベリカタビロハナカミキリ、オトメクビアカハナカミキリ、クロサワヒメコバネカミキリ、タケトラカミキリ、ワモンサビカミキリ、カスガキモンカミキリ、キンイロネクイハムシ、オオネクイハムシ、タグチホソヒラタハムシ、イトヒゲナガゾウムシ、ミツギリゾウムシ、ババスゲヒメゾウムシ、クロミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、ムモンアカシジミ、ギンボシヒョウモン、ツマジロウラジャノメ

環境省レッドリスト　＿＿＿絶滅危惧Ⅰ類(CR＋EN)　＿＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU)
＿＿＿準絶滅危惧　　.....情報不足(DO)

8 ふくしまレッドリスト(鳥類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶滅危惧Ⅰ類	オオヨシゴイ、ミゾゴイ、イヌワシ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、ウズラ、ケリ、コアジサシ、チゴモズ、アカモズ
絶滅危惧Ⅱ類	ヒメウ、ヨシゴイ、ミサゴ、ハチクマ、オジロワシ、オオワシ、ヒクイナ、オオジシギ、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、クロツグミ、セッカ、コサメビタキ
準絶滅危惧	ササゴイ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、ハイイロチュウヒ、チュウヒ、チゴハヤブサ、バン、アオバト、トラフズク、ブッポウソウ、ヒバリ、サンショウクイ、コヨシキリ、オオヨシキリ、サンコウチョウ、ホオアカ
希少	チュウサギ、クロサギ、シジュウカラガン、コクガン、マガン、トモエガモ、シノリガモ、ツミ、ケアシノスリ、コチョウゲンボウ、チョウゲンボウ、オオバン、タマシギ、タゲリ、キョウジョシギ、ツルシギ、アカアシシギ、ホウロクシギ、セイタカシギ、オオアカゲラ、コシアカツバメ、マミジロ、キバシリ

環境省レッドリスト ＿＿絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU)
＿＿準絶滅危惧 ……情報不足(DO)

9 ふくしまレッドリスト(淡水魚類)

※「未評価」は略

絶滅危惧Ⅰ類	ウケクチウグイ、シナイモツゴ、ゼニタナゴ
絶滅危惧Ⅱ類	タナゴ、イトヨ(陸封型)
準絶滅危惧	スナヤツメ、アカヒレタビラ、ヤリタナゴ、アカザ、メダカ、カジカ(大卵型)
希少	ホトケドジョウ、ギバチ

環境省レッドリスト ＿＿絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU)
＿＿準絶滅危惧(NT) ……絶滅のおそれのある地域個体群(LP)

10 ふくしまレッドリスト(両生・爬虫類)

※「未評価」は略

絶滅危惧Ⅱ類	トウキョウサンショウウオ
準絶滅危惧	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、イモリ、ツチガエル
希少	モリアオガエル、カジカガエル、アカウミガメ、シロマダラ、ヒバカリ

環境省レッドリスト ＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU)

11 ふくしまレッドリスト(ほ乳類)

※「注意」及び「未評価」は略

絶滅	オオカミ、カワウソ
絶滅危惧Ⅰ類	ヤマコウモリ
絶滅危惧Ⅱ類	ウサギコウモリ
準絶滅危惧	ヒナコウモリ
希少	ヒメホオヒゲコウモリ、クロホオヒゲコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、オコジョ、スミスネズミ、カヤネズミ、ヤマネ

環境省レッドリスト －－－－絶滅(EX) ＿＿絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)
＿＿絶滅危惧Ⅱ類(VU) ＿＿準絶滅危惧(NT)

12 自然環境保全地域一覧

（平成16年3月現在）

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	面積(特別地区面積)(ha)	保全対象
1	信夫文知摺	福島市	49.3.22	3.60 (1.50)	シラカシ等の巨木、地形、地質
2	黒岩虚空蔵	〃	〃	1.60 (—)	アカマツ等の人工林
3	高松山	安達郡白沢村	〃	6.20 (—)	アカマツ等の人工林
4	岩角山	〃	〃	12.50 (—)	ケヤキ等の人工林、岩石の露頭
5	石田ブヨメキ	伊達郡霊山町	〃	9.50 (0.70)	湿原、湿原植物
6	石筵	郡山市	〃	51.90 (—)	シダレグリの自生地
7	五本松	西白河郡矢吹町 泉崎村	〃	1.20 (—)	アカマツの並木
8	恩賜林	西白河郡矢吹町	〃	7.80 (—)	アカマツの一斉林
9	茶臼山	伊達郡霊山町	〃	7.80 (—)	サクラ類の自生地
10	熊川海岸	双葉郡大熊町	〃	1.80 (—)	海蝕地形
11	法正尻湿原	耶麻郡磐梯町	〃	3.60 (3.60)	湿原、湿原植物
12	大悲山	相馬郡小高町	〃	6.10 (—)	ヤマツツジの自生地
13	小高薬師堂	〃	〃	1.10 (—)	スギ等の人工林
14	浄土松	郡山市	50.2.28	35.00 (11.30)	アカマツ天然林、巨大な奇岩群
15	奥州街道松並木	〃	〃	1.70 (—)	アカマツの並木
16	強滝	東白川郡鮫川村	〃	8.30 (0.48)	滝、渓谷
17	江竜田	〃	〃	4.10 (1.60)	滝、渓谷
18	西郷滝	西白河郡西郷村	〃	57.90 (10.21)	渓谷、柱状節理
19	宮床湿原	南会津郡南郷村	〃	54.10 (8.00)	湿原、湿原植物
20	牛越舘山	原町市	〃	31.50 (—)	モミ等の天然林
21	高倉山	いわき市	〃	99.20 (—)	二畳紀地層の露出、化石
22	宇津峯山	郡山市 須賀川市	〃	355.60 (—)	変成岩類の盆地状構造
23	茂庭	福島市	50.6.6	861.58 (110.60)	ブナ等の天然林
24	黒岩山	南会津郡舘岩村	〃	72.32 (72.32)	ブナ等の天然林
25	新田川渓谷	原町市	〃	122.38 (90.64)	渓谷、モミ、ケヤキ等の天然林
26	樋原	相馬郡鹿島町	〃	70.84 (62.34)	モミ、ケヤキ等の天然林
27	平伏沼	双葉郡川内村	〃	3.60 (2.14)	モリアオガエル
28	関山	白河市	〃	190.50 (—)	石英安山岩質凝灰岩の急峻な地形
29	安座	耶麻郡西会津町	〃	280.95 (57.65)	地形、地質、コウヤマキ等の自生地
30	三条	大沼郡金山町	51.6.22	24.95 (24.95)	スギの天然林
31	新道沢	南会津郡舘岩村	〃	76.68 (25.60)	チョウセンゴヨウの自生地
32	黒岩湿原	南会津郡田島町	〃	3.70 (3.70)	湿原、湿原植物
33	矢の原湿原	大沼郡昭和村	〃	54.32 (20.62)	湿原、湿原植物
34	本名御神楽岳	大沼郡金山町	〃	444.82 (444.82)	ブナ、スギ等の天然林、地形
35	大戸岳	会津若松市	52.10.28	115.47 (115.47)	ヒノキアスナロの天然林
36	七ヶ岳	南会津郡田島町	〃	520.35 (217.19)	ブナ等の天然林、地形
37	木地夜鷹山	耶麻郡西会津町	〃	459.50 (128.75)	ブナ等の天然林、地形
38	鹿狼山	相馬郡新地町	53.2.28	502.50 (—)	ケヤキ等の天然林、地形、地質
39	明神ヶ岳	大沼郡会津高田町 河沼郡柳津町	54.3.2	34.12 (34.12)	ブナ等の天然林
40	つむじ倉	河沼郡柳津町	〃	17.25 (17.25)	二段滝、貴重な植物の自生地
41	御斉所山	いわき市	〃	24.81 (24.81)	カシ類等の天然林、御斉所式変成岩
42	木戸川	双葉郡楢葉町	〃	114.73 (114.73)	モミ、ブナ等の天然林
43	金山	西白河郡表郷村	〃	1.40 (0.46)	ビャッコイの自生地
44	好間川渓谷	いわき市	〃	27.75 (8.00)	V字谷、カシ類等の天然林
45	栂峰	耶麻郡熱塩加納村	54.8.3	35.70 (35.70)	オオシラビソの天然林
46	深沢	郡山市	56.7.28	43.81 (43.81)	ヒノキアスナロの天然林
47	萩野	南会津郡田島町	〃	1.28 (0.36)	風穴、風穴植物群落
計				4867.41 (1,693.42)	

環境共生領域調べ

13 緑地環境保全地域一覧

（平成16年3月現在）

番号	地域名	関係市町村	指定年月日	区分	面積(ha)	保全対象
1	恵日寺周辺	耶麻郡磐梯町	49.3.22	第2種	68.90	恵日寺と一体となった自然環境
2	鳥峠山	西白河郡泉崎村	〃	〃	42.40	鳥峠稲荷神社と一体となった自然環境
3	白石山	〃	〃	第1種	2.70	泉崎壁画横穴古墳と一体となった自然環境
4	赤坂	伊達郡保原町	50.2.28	〃	2.40	アカマツ、コナラ等の樹林地
5	花見山	〃	〃	〃	3.30	ヤマツツジの自生地
6	堂山王子	田村郡船引町	50.6.6	〃	0.90	堂山王子神社と一体となった自然環境
7	隠津島神社	郡山市	52.10.28	〃	12.50	隠津島神社と一体となった自然環境
8	妙見山	〃	〃	〃	5.50	飯豊和気神社と一体となった自然環境
9	稚児舞台・島山	安達郡安達町 東和町	54.8.3	第1種 第2種	10.00	花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
10	古寺山	須賀川市	55.6.13	第1種	13.44	古寺山白山寺と一体となった自然環境
11	達沢	耶麻郡猪苗代町	56.7.31	〃	3.64	ミズナラの天然林
12	橋場	東白川郡塙町	〃	〃	6.16	シラカバの天然林
13	御幸山	伊達郡月舘町	〃	第2種	2.75	五幸山観世音堂と一体となった自然環境
14	堂峰山	耶麻郡山都町	58.6.3	〃	6.94	アカマツ、コナラ等の樹林地
15	天狗橋	東白川郡鮫川村	59.6.15	第1種	0.87	天狗橋と一体となった自然環境
計					172.40	

環境共生領域調べ

14 野生動植物保護地区一覧

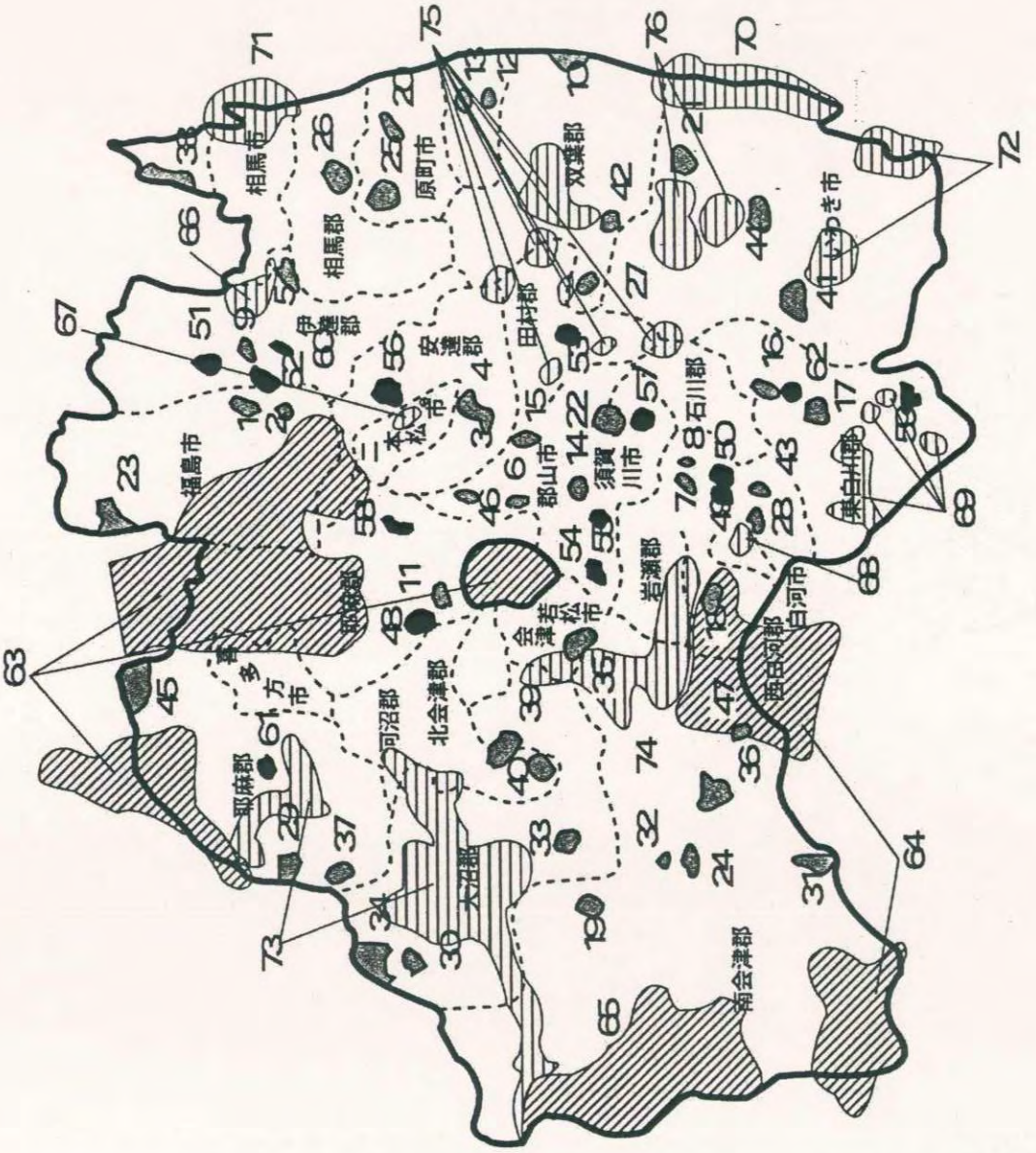
（平成16年3月現在）

番号	地区名	面積(ha)	保護対象	番号	地区名	面積(ha)	保護対象
5	石田ブヨメキ	0.70	ミズバショウなどの湿原植物	36	七ヶ岳	217.19	キャラボクなどの高山・亜高山植物
11	法正尻湿原	3.60	サギソウなどの湿原植物とモリアオガエル	37	木地夜鷹山	52.25	希産植物のトガクシソウ
19	宮床湿原	8.00	ミズバショウなどの湿原植物とハッチョウトンボ	43	金山	0.46	希産植物のビャッコイ
29	安座	57.65	ヒメサユリなどの貴重な植物とギフチョウ	47	萩野	0.36	オオタカネイバラ等の亜高山植物
32	黒岩湿原	3.70	ワタスゲなどの湿原植物	計	9地区	343.91	

（注） 番号は資料－12と対応しています。

環境共生領域調べ

15 自然公園等位置図



番号	地域名	番号	地域名
1	信夫文知摺	39	明神ヶ岳
2	黒岩虚空蔵	40	つむじ倉
3	高松山	41	御斉所山
4	岩角山	42	木戸川
5	石田プヨメキ	43	金山
6	石庭	44	好間川渓谷
7	五本松	45	嶺
8	恩師林	46	渓沢
9	本臼山	47	荻野
10	熊川海岸	48	寒日寺周辺
11	法正尻湿原	49	鳥帽子山
12	大恐山	50	白石山
13	小高薬師堂	51	赤坂
14	浄土松	52	花見山
15	奥州街道松並木	53	堂山王子
16	強滝	54	隠津島神社
17	辻竜田	55	妙見山
18	西郷瀞	56	稚児舞台・鳥山
19	宮床湿原	57	古寺山
20	牛越館山	58	達沢
21	高倉山	59	嶺場
22	宇津峯山	60	御幸山
23	茂庭	61	堂嶺山
24	黒岩山	62	天狗嶺
25	新田川渓谷	63	磐梯朝日国立公園
26	檜原	64	日光国立公園
27	平伏沼	65	越後三山只見国定公園
28	関山	66	霊山県立自然公園
29	安庭	67	霊ヶ城県立自然公園
30	三条	68	南湖県立自然公園
31	新道沢	69	奥久慈県立自然公園
32	黒岩湿原	70	磐城海岸県立自然公園
33	矢の原湿原	71	松川浦県立自然公園
34	本名鍬神楽岳	72	勿来県立自然公園
35	大戸岳	73	只見柳津県立自然公園
36	七ヶ岳	74	大川羽鳥県立自然公園
37	木地夜鷹山	75	阿武隈高原中部県立自然公園
38	鹿狼山	76	夏井川渓谷県立自然公園

16 自然公園の指定状況

（平成16年3月現在）

公園別	面積(ha)	特別保護地区(ha)	特別地域(ha)	普通地域(ha)
国立公園	79,168.8	5,401.4	61,939.1	11,828.3
磐梯朝日	65,553.8	3,280.4	53,698.1	8,575.3
日光	13,615.0	2,121.0	8,241.0	3,253.0
国定公園（越後三山只見）	33,665.0	10,623.0	23,042.0	0
県立自然公園	55,336.0 (2,892.2)	—	12,603.4	42,732.6 (2,892.2)
霊山	2,271.0	—	661.0	1,610.0
霞ヶ城	170.4	—	23.9	146.5
南湖	777.0	—	112.3	664.7
奥久慈	4,831.1	—	776.1	4,055.0
磐城海岸	710.2 (1,594.4)	—	328.7	381.5 (1,594.4)
松川浦	979.0 (738.0)	—	842.0	137.0 (738.0)
勿来	1,395.6 (559.8)	—	314.8	1,080.8 (559.8)
只見柳津	15,668.2	—	573.3	15,094.9
大川羽鳥	16,544.0	—	4,543.0	12,001.0
阿武隈高原中部	7,658.5	—	2,765.7	4,892.8
夏井川渓谷	4,331.0	—	1,662.7	2,668.4
合計	168,169.8 (2,892.2)	16,024.4	97,584.5	54,560.9 (2,892.2)
全国	5,347,049.0	331,999	3,404,434	1,942,615
福島県と全国の比率(%)	3.15	4.83	2.87	2.81

（注）1 県立自然公園には、特別保護区の制度がありません。

2 国立・国定公園については、福島県側の面積です。

3 面積は陸域の部分であり、（ ）内に海域の部分を示しました。

17 自然公園の利用状況

(単位:千人)

公園別	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国立公園	9,683	9,073	7,805	7,369	7,693	7,177
磐梯朝日	8,861	8,281	7,078	6,925	7,257	6,795
日光	822	792	727	444	436	382
国定公園(越後三山只見)	171	140	122	115	105	101
県立自然公園	9,201	9,314	9,366	8,366	8,516	7,934
霊山	196	199	220	189	182	189
霞ヶ城	616	597	568	545	491	477
南湖	928	729	715	649	564	535
奥久慈	689	643	599	576	545	534
磐城海岸	705	1,202	1,117	935	1,014	778
松川浦	1,003	1,100	1,169	1,055	1,081	1,062
勿来	527	515	678	346	578	328
只見柳津	1,028	969	1,006	894	867	853
大川羽鳥	1,398	1,458	1,505	1,441	1,408	1,438
阿武隈高原中部	905	859	810	788	828	788
夏井川渓谷	1,206	1,043	979	948	958	952
計	19,055	18,527	17,293	15,850	16,314	15,212

環境共生領域調べ

18 自然公園等の許可・届出処理状況(平成15年度)

(単位:件)

区分 / 公園等	許可	届出	公園(保全)事業	合計
国立公園	201	0	46	247
国定公園	8	0	1	9
県立自然公園	36	20	0	56
自然環境保全地域等	0	2	0	2
合計	245	22	47	314

環境共生領域調べ

19 自然保護指導員等の配置状況

(平成16年4月現在)

職名	人員(人)	配置先
自然保護指導員	117	国立、国定公園、県立自然公園及び保全地域
県有地管理員	2	裏磐梯自然保護用地
鳥獣保護員	92	各市町村
計	211	

環境共生領域調べ

20 県立自然公園指定植物一覧

(昭和60年10月1日施行)

県立自然公園名	指定種数	指定種名
霊山県立自然公園	15科23種	イワヒバ、レンゲツツジ、ウスバサイシン、チチッパベンケイ、クモキリソウなど
霞ヶ城県立自然公園	4科5種	ウメバチソウ、ヤマホタルブクロ、キキョウ、レンゲツツジ、ショウジョウバカマ
南湖県立自然公園	7科9種	ミズゴケ、トウゴクミツバツツジ、キキョウ、イワタバコ、ノハナショウブなど

（昭和60年10月1日施行）

県立自然公園名	指定種数	指定種名
奥久慈県立自然公園	12科17種	マツバラン、シノブ、サラサドウダン、ダイモンジソウ、シロヤシオなど
磐城海岸県立自然公園	8科17種	ウラジロ、マルバグミ、エゾノコギリソウ、ヤツデ、コハマギク、ハマカキランなど
松川浦県立自然公園	10科13種	ハマナデシコ、ハマナス、エゾノレンリソウ、コハマギク、コオニユリ、シュンランなど
勿来県立自然公園	18科31種	カニクサ、キクザキイチリンソウ、ウラジロ、イワタバコ、ダイモンジソウなど
只見柳津県立自然公園	19科49種	オクトリカブト、ムラサキヤシオ、カタクリ、ヒメサユリ、ショウキランなど
大川羽鳥県立自然公園	28科77種	ヒメハナワラビ、オオタカネバラ、アイヅヒメアザミ、アツモリソウ、ナンブソウなど
阿武隈高原中部県立自然公園	20科51種	イワヒバ、ウメバチソウ、アヅマギク、センダイトウヒレン、アカヤシオ、トキソウなど
夏井川渓谷県立自然公園	16科41種	ハコネシダ、ウメガサソウ、ヒロハハナヒリノキ、コアツモリ、シロバナエンレイソウなど

環境共生領域調べ

21 自然公園等施設整備状況（平成15年度）

（単位：千円）

公園名	事業主体	整備内容	事業費	左の財源内訳			備考
				国費	県費	市町村費	
磐梯朝日国立公園	県	安達太良山登山道整備 （歩道工 L＝600m）	20,003	10,000	10,003		国庫補助 （日本百名山）
	山都町	飯豊山地域登山歩道整備 （三国岳避難小屋再整備）	51,000	17,000	17,000	17,000	国庫間接補助 （日本百名山）
	環境省	浄土平野営場整備 （測量設計）	10,000	10,000			国直轄
日光国立公園	県	尾瀬歩道整備 （歩道工 L＝m）	51,000	17,000	17,000	17,000	国庫補助 （地球環境再生）
その他	県	雄国沼駐車場整備 （用地買収、駐車場造成）	64,981	21,660	43,321		国庫補助 （公園外）
	二本松市	霞ヶ城園地整備 （園路工 L＝140㎡）	4,000		2,000	2,000	県費補助
	天栄村	滝川歩道整備 （歩道工 L＝391m）	6,000		3,000	3,000	県費補助
	滝根町	仙台平野営場整備 （公衆便所 1棟）	2,400		1,200	1,200	県費補助
	猪苗代町	磐梯山登山道整備 （標識工 8基）	2,000		1,000	1,000	県費補助
	舘岩村	田代山登山道整備 （歩道工 L＝388m）	4,000		2,000	2,000	県費補助
	西郷村	赤面山登山道整備 （歩道工 L＝200m）	4,820		2,410	2,410	県費補助

22 風致地区一覧表

（平成16年3月末現在）

都市計画区域名	市町村名	風致地区名称	面積(約ha)	内訳(約ha)		
				1種	2種	3種
県北	福島市	信夫山風致地区	210.0	164.0	0.0	46.0
		阿武隈川風致地区	673.0	62.0	0.0	611.0
		摺上川風致地区	55.0	49.0	0.0	6.0
		舘の山風致地区	16.0	16.0	0.0	0.0
		計	954.0	291.0	0.0	663.0
県中	郡山市	五百淵風致地区	27.0	15.5	0.0	11.5
		開成山風致地区	35.0	0.0	35.0	0.0
		荒池酒蓋風致地区	16.0	0.0	0.0	16.0
		善宝池風致地区	23.5	11.0	9.2	3.3
		計	101.5	26.5	44.2	30.8
会津	会津若松市	大塚山風致地区	18.7	18.7	0.0	0.0
		東山風致地区	591.7	43.7	144.0	404.0
		鶴ヶ城風致地区	34.6	34.6	0.0	0.0
		計	645.0	97.0	144.0	404.0
県南	白河市	南湖風致地区	120.1	120.1	0.0	0.0
		中央風致地区	33.2	0.0	33.2	0.0
		小峰城跡風致地区	8.6	8.6	0.0	0.0
		羅漢山風致地区	48.3	33.3	0.0	15.0
		搦目風致地区	46.1	0.0	44.1	2.0
		計	256.3	162.0	77.3	17.0
船引	船引町	片曽根山風致地区	99.1	99.1	0.0	0.0
三春	三春町	城山跡風致地区	12.0	9.0	0.0	3.0
		紫雲寺風致地区	5.0	5.0	0.0	0.0
		北町風致地区	5.4	5.4	0.0	0.0
		天沢寺風致地区	7.6	7.6	0.0	0.0
		新町尼ヶ谷風致地区	27.0	27.0	0.0	0.0
		荒町風致地区	20.0	13.5	0.0	6.5
		馬場風致地区	13.0	13.0	0.0	0.0
		計	90.0	80.5	0.0	9.5
石川	石川町	石尊山風致地区	7.1	0.0	0.0	7.1
		源平山風致地区	5.5	0.0	0.0	5.5
		八幡山風致地区	17.1	0.0	0.0	17.1
		計	29.7	0.0	0.0	29.7
合計		27地区	2,175.6	756.1	265.5	1,154.0

23 都市公園整備状況表

都市計画区域名	市町村名	都市計画区域内人口1人当り公園面積（㎡／人）	住区基幹公園						都市基幹公園			
			街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園	
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
合計		10.51	657	163.39	77	139.05	19	85.81	25	452.95	9	144.24
県北	福島市	9.92	96	19.13	17	17.79	6	23.83	2	39.96		
	桑折町	1.35	3	0.23								
	伊達町	0.00										
	国見町	0.00										
	梁川町	0.00										
	保原町	5.11	4	0.95					1	10.80		
県中	郡山市	10.25	170	35.36	11	21.90	2	9.50	5	98.20		
	須賀川市	16.88	21	5.55	5	8.57	1	4.50	1	21.88	1	18.10
	鏡石町	15.85	4	0.92					1	18.10		
いわき	いわき市	13.34	188	55.76	16	26.94	4	19.70	1	56.20	1	29.00
会津	会津若松市	18.04	29	6.79	1	1.10	1	2.80	1	37.30	1	19.62
	北会津村	1.08	3	0.86								
	河東町	0.18	1	0.18								
	会津本郷村	15.72	3	0.67								
県南	白河市	15.20	6	1.36					1	9.50	1	11.20
	西郷村	1.74	5	1.69	1	1.62						
	表郷村	0.00										
	東村	0.00										
	泉崎村	20.86							1	14.60		
	中島村	26.90							1	13.45		
	矢吹町	10.34	5	0.85					1	18.80		
	大信村	0.00										
原町	原町市	12.47	19	4.33	7	15.95			1	12.20	1	8.72
喜多方	喜多方市	5.83	12	3.42	1	1.11					1	9.04
相馬	相馬市	6.28	10	3.26	1	0.77	1	4.91	1	14.70		
	新地町	3.88							1	3.49		
二本松	二本松市	16.98	16	3.70	6	16.24			1	34.14		
	安達町	0.00										
霊山	霊山町	0.00										
川俣	川俣町	4.65	1	0.40					1	5.65		
本宮	本宮町	16.63	8	4.44	1	2.10					1	29.50
	大玉村	0.00										
	白沢村	0.00										
岩代	岩代町	4.90	1	0.32	1	1.15						
田島	田島町	47.23										
伊南	伊南村	0.00										
塩川	塩川町	7.67	3	1.37	1	4.00						
	湯川町	0.00										
西会津	西会津町	0.00										
猪苗代	猪苗代町	2.79	2	0.36					1	4.50		
	磐梯町	0.00										
会津坂下	会津坂下町	12.84	13	3.08			2	10.97				
会津高田	会津高田町	20.47			1	1.41						
棚倉	棚倉町	4.95	11	1.47	1	4.90						
塙	塙町	0.22	1	0.11								
石川	石川町	7.89							1	13.42		
	浅川町	0.00										
	玉川村	20.93										
	平田村	0.00										
三春	三春町	4.69	7	1.52	1	4.70						
田村東部	小野町	16.46									1	16.46
	滝根町	26.80					1	5.60				
	大越町	32.88							1	19.73		
常葉	常葉町	8.43	1	0.33	1	2.20						
船引	船引町	5.79	4	1.23	2	3.70					1	2.60
広野楢葉	広野町	0.00										
富岡	楢葉町	0.00										
	富岡町	5.99	3	1.18	1	2.40						
	大熊町	0.00										
双葉	双葉町	10.17	2	0.79					1	6.33		
浪江	浪江町	2.29	1	0.80			1	4.00				
鹿島	鹿島町	0.65	3	0.78								
小高	小高町	0.14	1	0.20								

大規模公園		特殊公園				都市緑地		緑道		都市公園合計		緑道延長
広域公園		風致公園		墓園								
箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	(m、整数値)
5	260.25	31	381.21	10	121.42	131	156.45	22	12.09	987	1,917.24	11,533.00
1	98.22	9	27.58	2	5.16	29	42.76	3	1.46	165	275.89	1,852.00
						1	0.28			6	1.89	
										0	0.00	
										0	0.00	
										0	0.00	
										5	11.75	
		10	44.10	1	71.00	73	37.20	5	2.52	277	319.78	2,959.00
1	29.28			1	10.03					31	97.91	
										5	19.02	
1	70.60	5	158.50	2	12.09	5	3.33	10	6.78	233	438.90	5,635.00
1	31.20	2	82.49	1	8.21	8	15.36	1	0.74	46	205.61	370.00
										3	0.86	
										1	0.18	
						2	8.76			5	9.43	
		1	44.40	1	6.50					10	72.96	
										6	3.31	
										0	0.00	
										0	0.00	
										1	14.60	
										1	13.45	
										6	19.65	
										0	0.00	
1	16.30			1	1.60					30	58.60	
				1	6.83					15	20.40	
						2	0.21			15	23.85	
										1	3.49	
						1	0.24			24	54.32	
										0	0.00	
										0	0.00	
										2	6.05	
								1	0.55	11	36.59	436.00
										0	0.00	
										0	0.00	
										2	1.47	
		1	9.14			1	19.20			2	28.34	
										0	0.00	
						1	2.30			5	7.67	
										0	0.00	
										0	0.00	
						1	0.16			4	5.02	
										0	0.00	
						1	9.06			16	23.11	
						2	17.01			3	18.42	
						3	0.03	2	0.04	17	6.44	281.00
										1	0.11	
										1	13.42	
										0	0.00	
0	14.65									0	14.65	
										0	0.00	
		1	1.20			1	0.55			10	7.97	
										1	16.46	
		1	7.80							2	13.40	
										1	19.73	
										2	2.53	
										7	7.53	
										0	0.00	
										0	0.00	
		1	6.00							5	9.58	
										0	0.00	
										3	7.12	
										2	4.80	
										3	0.78	
										1	0.20	

24 緑地協定締結状況表

（平成16年3月末現在）

市町村名	協定名	面積	14条	20条
福島市	ネオシティー森合Ⅱ 緑地協定	0.29ha		○
	都季の杜「御山」分譲緑地協定	0.61ha		○
	メンバーズタウン東桜瀬[IIZAKA]分譲地緑地協定	1.19ha		○
郡山市	宝沢レイクタウン緑化協定	19.54ha		○
	ウッディーパーク善宝池緑化協定	0.98ha		○
	開成緑化協定区域	3.27ha	○	
	酒蓋緑化協定区域	0.57ha	○	
いわき市	いわき市中央台飯野一丁目緑化協定	17.33ha		○
	いわき市中央台飯野二丁目緑化協定	11.37ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第一地区緑化協定	1.73ha		○
	いわき市中央台鹿島一丁目緑化協定	19.81ha		○
	スパタウン草木台緑化協定	47.29ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目A、B地区緑化協定	19.77ha		○
	いわき市中央台鹿島三丁目C、D地区緑化協定	1.84ha		○
	いわきニュータウン業務地区緑化協定	5.91ha	○	
	いわき市中央台鹿島二丁目A、B地区緑化協定	12.33ha		○
	いわきニュータウン鹿島サブセンター地区緑化協定	0.87ha		○
	いわき市中央台鹿島木のまち地区緑化協定	1.40ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第一地区緑地協定	3.53ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第二地区緑地協定	4.08ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第三地区緑地協定	3.33ha		○
	いわき市中央台高久三丁目第四地区緑地協定	5.36ha		○
	平成ニュータウン第一地区緑地協定	2.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第一協定区緑地協定	3.45ha		○
	いわきタウンズヴィル第二協定緑地協定	3.51ha		○
	平成ニュータウン第二地区緑地協定	0.80ha		○
	いわき市中央台飯野三丁目第二地区飯野四丁目緑地協定	6.10ha		○
	いわき市中央台高久二丁目緑地協定	4.90ha		○
	平成ニュータウン第三地区緑地協定	4.12ha		○
	平成ニュータウン第四地区緑地協定	0.35ha		○
	石森二丁目9街区緑地協定	0.15ha		○
	いわき市中央台高久一丁目第一地区緑地協定	7.47ha		○
須賀川市	あおば町緑化協定	20.62ha		○
	牡丹台ニュータウン緑化協定	5.10ha	○	
	森宿南ニュータウン緑化協定	2.39ha		○
	翠ヶ丘ニュータウン緑化協定	6.20ha		○
	柏城ニュータウン緑化協定	6.90ha		○
	宮ノ杜ニュータウン緑化協定	9.63ha		○
白河市	新白河ニュータウン緑化協定	17.23ha	○	
伊達町	諏訪野一丁目緑化景観協定	4.44ha		○
	諏訪野二丁目緑化景観協定	2.59ha		○
	諏訪野三丁目緑化景観協定	4.60ha		○
矢吹町	一本木地区緑地協定	0.64ha		○
猪苗代町	ロイヤルシティ猪苗代ヒルズ緑地協定	6.02ha		○

廃 棄 物 関 係

25 地方振興局及び郡山市・いわき市別浄化槽設置状況

（平成14年度末現在）

管轄	人槽区分	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～	合計
県北	単独	65,194	3,583	117	30	17	3	68,944
	合併	16,372	950	320	152	115	91	18,000
	計	81,566	4,533	437	182	132	94	86,944
県中	単独	24,812	1,975	78	15	9	2	26,891
	合併	6,335	513	203	77	60	53	7,241
	計	31,147	2,488	281	92	69	55	34,132
県南	単独	14,391	1,557	50	6	6	3	16,013
	合併	4,816	342	114	71	43	74	5,460
	計	19,207	1,899	164	77	49	77	21,473
会津	単独	21,311	2,896	96	19	15	2	24,339
	合併	5,766	503	226	138	104	70	6,807
	計	27,077	3,399	322	157	119	72	31,146
南会津	単独	3,318	552	21	5	8	0	3,904
	合併	922	125	63	26	23	17	1,176
	計	4,240	677	84	31	31	17	5,080
相双	単独	18,480	1,270	40	6	2	1	19,799
	合併	10,416	378	117	48	40	31	11,030
	計	28,896	1,648	157	54	42	32	30,829
いわき市	単独	45,567	3,397	103	18	9	4	49,098
	合併	5,405	473	201	91	65	44	6,279
	計	50,972	3,870	304	109	74	48	55,377
郡山市	単独	36,330	4,565	106	24	17	0	41,042
	合併	3,995	504	224	111	78	52	4,964
	計	40,325	5,069	330	135	95	52	46,006
合計	単独	229,403	19,795	611	123	83	15	250,030
	合併	54,027	3,788	1,468	714	528	432	60,957
	計	283,430	23,583	2,079	837	611	447	310,987

26 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可(法第14条第1項及び第2項、法第14条の4第1項及び第2項)(平成14年4月1日現在)

区分	産業廃棄物								特別管理産業廃棄物								計
	収集運搬業			処分業				計	収集運搬業			処分業				計	
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計		積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計		
許可件数	82	1,805	1,887	121	16	7	144	2,031	6	282	288	4	2	2	8	296	2,327
新規許可件数	3	148	151	5	0	0	5	156	0	22	22	0	0	0	0	22	178
更新許可件数	11	215	226	26	0	5	31	257	0	8	8	0	0	0	0	8	265

注1　複数の許可を持つ業者についてそれぞれの許可について1件ずつ計上する。

注2　許可件数 ： 平成13年度末時点の許可件数を記入する。

注3　新規許可件数 ： 平成13年度1年間に新規許可した件数を記入する。

注4　更新許可件数 ： 平成13年度1年間に更新許可した件数を記入する。

27 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の変更許可(法第14条の2第1項、法第14条の5第1項)(平成13年度実績)

区分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
変更許可件数	53	7	8	0

注　平成13年度1年間に変更許可した件数を記入する。

28 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出(法第14条の2第3項、法第15条の5第3項)(平成13年度実績)

	産業廃棄物								特別管理産業廃棄物								合計
	収集運搬業			処分業				計	収集運搬業			処分業				計	
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計		積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間・最終	計		
全部廃止	0	17	17				0	17	0	2	2				0	2	19

注　平成13年度の1年間に廃止届出のあった件数をそれぞれの項目ごとに記入する。

29 産業廃棄物処理施設の設置許可(法第15条第1項)

(1)平成14年4月1日現在の中間処理施設数等 (焼却施設を除く)

施設の種類 ＼ 設置主体		事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	施設数	57	10	9	76
	処理能力(m^3/日)	6,549	782	726	8,057
汚泥の乾燥施設(機械)	施設数	1	1	0	2
	処理能力(m^3/日)	30	51	0	81
汚泥の乾燥施設(天日)	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0	0	0	0
廃油の油水分離施設	施設数	0	1	0	1
	処理能力(m^3/日)	0	48	0	48
廃酸・廃アルカリの中和施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0	0	0	0
廃プラスチック類の破砕施設	施設数	0	7	0	7
	処理能力(t/日)	0	819	0	819
木くず又はがれき類の破砕施設	施設数	1	80	0	81
	処理能力(t/日)	80	36,516	0	36,596
コンクリート固型化施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0.0	0.0	0.0	0.0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0.0	0.0	0.0	0.0
シアン化合物の分解施設	施設数	2	0	1	3
	処理能力(m^3/日)	18.0	0.0	1.0	19.0
PCB廃棄物の分解施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0.0	0.0	0.0	0.0
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 法第15条第1項の許可対象となる施設で、施行令(平成12年政令第493号)附則第2条第2項の規定により、許可を受けたとみなされる施設を含む。

注2 施設数 : 平成13年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注3 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。コンクリート固型化施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設、シアン化合物の分解施設、PCB廃棄物の分解施設、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設の処理能力は小数点1桁まで記入する。

(2)平成14年4月1日現在の中間処理施設数等 (焼却施設)

施設の種類 ＼ 設置主体		事業者	処理業者	公共	計
汚泥の焼却施設	施設数	3	9	0	12
	処理能力(m^3/日)	176.5	338.6	0.0	515.1
廃油の焼却施設	施設数	6	16	0	22
	処理能力(m^3/日)	45.6	457.4	0.0	503.0
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類の焼却施設	施設数	10	16	0	26
	処理能力(t/日)	89.9	380.4	0.0	470.3
PCB廃棄物の焼却施設	施設数	0	0	0	0
	処理能力(m^3/日)	0.0	0.0	0.0	0.0
焼却施設(汚泥、廃油、廃ﾌﾟﾗ、PCBを除く)	施設数	9	27	0	36
	処理能力(t/日)	405.4	666.5	0.0	1,071.9
焼却施設数の計		28	68	0	96

注1 法第15条第1項の許可対象となる施設であり、同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

注2 施設数 : 平成13年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注3 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。小数点1桁まで記入し、処理能力がkg/時間とされている施設については、tとm^3の換算比を1として、m3/日に換算して計上する。

(3)平成13年度1年間の新規中間処理施設数等 (焼却施設を除く)

施設の種類	設置主体	事業者	処理業者	公共	計
汚泥の脱水施設	施設数	1		1	2
	処理能力(m^3/日)	179		340	519
汚泥の乾燥施設(機械)	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0
汚泥の乾燥施設(天日)	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0
廃油の油水分離施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0
廃酸・廃アルカリの中和施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0
廃プラスチック類の破砕施設	施設数		1		1
	処理能力(t/日)		300		300
木くず又はがれき類の破砕施設	施設数		18		18
	処理能力(t/日)		6,837		6,837
コンクリート固型化施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0.0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0.0
シアン化合物の分解施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0.0
PCB廃棄物の分解施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0.0
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	施設数				0
	処理能力(m^3/日)				0.0

注1 施設数 : 6の(1)のうち、平成13年度1年間に設置許可を得た新規施設数を記入する。

注2 処理能力 : 設置許可証に基づいた処理能力の合計を記入する。ｺﾝｸﾘｰﾄ固型化施設、水銀を含む汚泥のばい焼施設、ｼｱﾝ化合物の分解施設、PCB廃棄物の分解施設、PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設の処理能力は小数点1桁まで記入する。

(4)平成14年4月1日現在の最終処分場数等

施設の種類	設置主体	事業者	処理業者	公共	計
遮断型埋立処分場(A)	施設数	0	0	0	0
	埋立容量(m^3)	0	0	0	0
安定型埋立処分場(B)	施設数	7	15	0	22
	埋立容量(m^3)	453,817	2,467,027	0	2,920,844
管理型埋立処分場(C)	施設数	13	17	0	30
	埋立容量(m^3)	10,344,496	5,500,388	0	15,844,884
内 海面埋立処分場	施設数				0
	埋立容量(m^3)				0
計 (A)+(B)+(C)	施設数	20	32	0	52
	埋立容量(m^3)	10,798,313	7,967,415	0	18,765,728

注1 施設数 : 平成13年度末の累積(廃止届出を提出していないもの)の件数を記入する。

注2 埋立容量 : 処理施設(廃止届出を提出していないもの)の許可設置時の数値を記入し、一廃と産廃を処分できる施設においては産廃のみの容量を記入する。

30　産業廃棄物処理業者・処理施設設置者に対する行政処分（許可取消し）件数

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業	産業廃棄物処理施設	合計
平成１３年度	2	0	0	0	0	2
平成１４年度	9	2	2	0	3	16
平成１５年度	9	1	0	0	0	10
平成１６年度	20	3	1	0	1	25
合計	40	6	3	0	4	53

※平成１６年度については１２月末現在の件数を示す。

31　不法投棄廃棄物撤去エコトピア事業実施状況

年度	実施回数	実施箇所数	撤去量	参加人数	使用車両・重機台数等
平成8年度計	12回	11市町村15ヵ所	約 171.00t	1,036 人	データなし
平成9年度計	11回	11市町村11ヵ所	約 121.97t	832 人	車両・重機 78 台
平成10年度計	10回	10市町村13ヵ所	約 115.67t	723 人	車両・重機 87 台
平成11年度計	7回	8市町村 9ヵ所	約 46.77t	507 人	車両・重機 53 台
平成12年度計	8回	8市町村 9ヶ所	約 31.95t	500 人	車両・重機 54 台
平成13年度計	10回	10町村10ヶ所	約 257.43t	857 人	車両・重機 53 台
平成14年度計	6回	6町村 6ヶ所	約 126.38t	447 人	車両・重機 47 台
平成15年度計	10回	10市町村10ヶ所	約 49.40t	728 人	車両・重機 68 台
累計	74回	74市町村83ヵ所	約 920.57t	5,630 人	車両・重機 440 台

※　9年度に郡山市が、11年度にいわき市が中核市に移行し、対象地域からはずれている。

32 都道府県別不法投棄件数・投棄量（平成8～15年度）

都道府県名	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)	件数	投棄量(t)
北海道	61	8,281	37	4,114	44	21,756	35	14,633	41	11,759	31	3,345	25	28,961	19	2,363
青森県	37	8,029	63	7,161	45	3,860	54	18,498	36	14,495	39	3,732	40	7,618	42	5,564
岩手県	1	24	1	51	1	828	7	8,782	9	2,049	7	36,481	5	1,724	10	11,701
宮城県	9	2,261	8	1,372	20	3,245	16	3,044	8	3,927	16	2,892	9	11,316	16	58,134
秋田県	6	801	2	318	6	1,482	12	1,021	12	731	5	494	4	323	3	388
山形県	9	3,280	1	2,500	12	615	16	804	8	16,953	7	826	4	261	5	320
福島県	22	2,578	44	5,651	54	3,410	20	1,637	24	3,043	14	7,178	17	3,612	33	2,441
茨城県	70	31,255	93	25,731	150	35,509	92	17,632	106	69,150	165	25,501	159	21,568	126	11,218
栃木県	36	6,899	65	35,522	68	142,605	32	5,617	30	2,216	29	3,008	53	6,159	27	7,545
群馬県	26	5,213	22	9,850	18	3,065	11	4,107	10	597	51	8,499	40	4,277	45	6,850
埼玉県	5	4,145	4	290	11	9,348	3	810	3	43	12	454	13	1,040	1	13
千葉県	13	6,383	24	23,976	45	37,904	76	179,543	93	121,404	270	47,731	150	36,007	191	11,712
東京都	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	30	0	0
神奈川県	3	691	6	209	5	465	3	101	0	0	1	170	2	120	1	10
新潟県	13	8,686	11	9,184	10	786	25	7,891	47	6,424	28	2,429	26	1,434	26	3,613
富山県	6	1,557	3	259	6	426	3	176	2	157	2	106	1	150	3	130
石川県	16	3,767	30	27,370	17	2,390	9	2,985	8	717	14	4,878	6	644	6	7,187
福井県	3	380	2	30	0	0	3	99	2	546	3	926	5	1,098	8	225
山梨県	2	51	5	173	13	859	13	1,521	1	150	8	398	2	192	6	3,098
長野県	2	175	2	2,675	2	305	9	4,052	19	9,751	12	2,025	8	3,111	1	41
岐阜県	4	1,565	7	41,363	6	804	4	234	7	925	3	75	2	752	10	567,272
静岡県	6	587	1	10	13	2,347	11	8,659	18	4,392	12	2,163	12	1,651	10	389
愛知県	3	630	19	5,788	8	19,992	13	2,108	5	33,576	8	2,585	7	20,201	11	687
三重県	1	850	1	10,000	4	8,971	9	691	14	23,215	15	977	24	6,124	27	6,766
滋賀県	38	26,035	26	8,083	66	34,345	28	2,000	24	3,060	9	590	4	174	12	455
京都府	8	19,280	8	11,344	12	812	13	26,374	26	10,222	52	24,773	22	8,895	21	5,367
大阪府	2	22,096	3	27,790	0	0	8	166	7	247	8	8,257	7	3,169	0	0
兵庫県	8	246	10	590	11	1,574	17	6,571	12	20,715	17	19,759	14	9,953	11	3,677
奈良県	0	0	3	380	3	344	3	275	2	77	5	515	3	40	9	1,183
和歌山県	2	1,600	1	1,044	8	1,581	23	1,091	26	8,970	11	4,360	14	7,202	2	36
鳥取県	7	231	4	80	12	506	3	110	12	378	13	888	2	194	8	258
島根県	2	66	3	118	4	2,258	4	267	6	216	11	953	11	4,236	5	647
岡山県	7	3,712	10	10,674	11	660	19	4,332	14	1,203	10	1,819	20	3,830	21	972
広島県	12	651	18	1,704	10	2,450	15	1,308	9	993	7	625	5	584	8	1,839
山口県	1	40	1	11	2	333	5	241	10	1,021	3	838	4	21,641	6	309
徳島県	30	17,200	19	18,125	31	2,422	10	285	9	3,045	3	1,458	6	1,123	3	43
香川県	2	150	4	4,140	1	16,014	15	1,393	18	1,340	8	679	4	123	10	886
愛媛県	11	1,209	8	1,495	12	1,880	18	51,889	18	5,013	14	224	10	1,064	5	1,137
高知県	1	600	0	0	4	761	7	262	6	153	11	1,771	17	507	19	1,102
福岡県	23	958	29	4,546	29	1,421	40	7,866	27	1,426	24	4,748	15	1,646	8	826
佐賀県	3	170	7	860	13	1,043	11	1,753	13	579	8	2,382	6	496	0	0
長崎県	59	6,821	88	8,280	139	9,508	135	12,097	126	5,129	56	3,465	37	2,358	30	2,931
熊本県	78	5,844	47	78,687	60	2,696	36	3,725	18	1,216	19	1,889	29	25,511	44	7,332
大分県	20	5,891	29	6,704	44	7,849	36	5,546	18	3,876	21	782	33	4,184	3	122
宮崎県	20	2,448	20	3,089	19	4,434	8	2,357	20	1,972	27	1,583	11	446	7	117
鹿児島県	16	4,390	26	1,368	100	7,224	81	7,303	75	4,191	52	1,950	29	1,153	27	3,314
沖縄県	15	1,273	40	5,587	47	23,213	38	11,437	28	2,013	9	496	15	61,283	8	4,759
合計	719	218,999	855	408,295	1,197	424,300	1,049	433,293	1,027	403,274	1,150	241,676	934	318,181	894	744,978

※ 投棄量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値とは異なる。
※ 保健所設置市分は、各都道府県に計上

化 学 物 質 関 係

33 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について

(平成11年12月27日環境省告示第68号。平成12年1月15日から適用。)
(平成14年7月22日環境省告示第46号。底質の環境基準については平成14年9月1日から適用。)

第1 環境基準

1 環境基準は、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、同表の基準値の項に掲げるとおりとする。
2 1の環境基準の達成状況を調査するため測定を行う場合には、別表の媒体の項に掲げる媒体ごとに、ダイオキシン類による汚染又は汚濁の状況を的確に把握することができる地点において、同表の測定方法の項に掲げる方法により行うものとする。
3 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
4 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
5 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
6 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

第2 達成期間等

1 環境基準が達成されていない地域又は水域にあっては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。
2 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあっては、その維持に努めることとする。
3 土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあっては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。

第3 環境基準の見直し

ダイオキシン類に関する科学的な知見が向上した場合、基準値を適宜見直すこととする。

別 表

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m³以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/ℓ以下	日本工業規格K0312に定める方法
底 質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。
2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pgTEQ/g以上の場合にあっては、必要な調査を実施することとする。

34 環境ホルモン調査対象化学物質一覧

(1) 大　気

調査対象化学物質は、過去の調査結果により検出された物質の中から選定しました。

No.	化学物質名	No.	化学物質名
1	クロルデン	7	ベンゾ(a)ピレン
2	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	8	アジピン酸ジ－2－エチルヘキシル
3	フタル酸ブチルベンジル	9	ベンゾフェノン
4	フタル酸ジ-n-ブチル	10	フタル酸ジペンチル
5	フタル酸ジシクロヘキシル	11	フタル酸ジヘキシル
6	フタル酸ジエチル	12	フタル酸ジプロピル

(2) 水質、底質、地下水、水生生物、廃棄物処分場周辺の水質

調査対象化学物質は、次のとおり46物質(内分泌攪乱作用が疑われている重金属等を含む)としました。

No.	化学物質名	No.	化学物質名
1	ポリ塩化ビフェニール類		4-n-オクチルフェノール
2	ヘキサクロロベンゼン		ノニルフェノール
3	ペンタクロロフェノール	23	ビスフェノールA
4	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	24	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
5	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	25	フタル酸ブチルベンジル
6	アミトロール	26	フタル酸ジ-n-ブチル
7	アトラジン	27	フタル酸ジシクロヘキシル
8	カルバリル	28	フタル酸ジエチル
9	クロルデン	29	ベンゾ(a)ピレン
10	オキシクロルデン	30	2,4-ジクロロフェノール
11	trans－ノナクロル	31	アジピン酸ジ－2－エチルヘキシル
12	1,2-ジブロモ-3-クロロプロパン	32	ベンゾフェノン
13	DDT	33	4-ニトロトルエン
14	DDE and DDD	34	オクタクロロスチレン
15	ケルセン	35	ベノミル
16	エンドスルファン	36	マンゼブ
17	メソミル	37	マンネブ
18	メトキシクロル	38	ジ ネ ブ
19	トリブチルスズ	39	ジ ラ ム
20	トリフェニルスズ	40	フタル酸ジペンチル
21	トリフルラリン	41	フタル酸ジヘキシル
22	アルキルフェノール(C5からC9)	42	フタル酸ジプロピル
	4-t-ブチルフェノール	43	カドミウム
	4-n-ペンチルフェノール	44	鉛
	4-n-ヘキシルフェノール	45	水　銀
	4-ヘプチルフェノール	46	17β－エストラジオール
	4-t-オクチルフェノール		

35 平成15年度ダイオキシン類一般環境大気調査結果

（大気環境基準値:0.6pg-TEQ/㎥）

番号	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果（年平均値）(pg-TEQ/㎥)	環境基準の適否	調査機関	過去の調査結果（年平均値）
							平成14年度
1	県北	福島市	信夫ヶ丘運動場	0.037	○	福島県	0.069
2	県中	郡山市	開成山公園	0.029	○	郡山市	0.043
3	県南	白河市	白河市立白河第二小学校	0.030	○	福島県	0.055
4	会津	会津若松市	福島県立葵高等学校	0.031	○	福島県	0.040
5	南会津	田島町	福島県立南会津保健福祉事務所	0.026	○	福島県	0.11
6	相双	原町市	原町市立仲町児童センター	0.029	○	福島県	0.030
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	0.024	○	いわき市	0.057
8	いわき	いわき市	いわき市公害対策センター	0.052	○	いわき市	0.11
計	7地域	7市町	8地点	32検体	－	－	－

大気環境基準値は、年平均で評価することになっています。

36 平成15年度ダイオキシン類発生源周辺環境大気調査結果

（大気環境基準値:0.6pg-TEQ/㎥）

番号	地域名	調査地点	調査結果（年平均値）(pg-TEQ/㎥)	環境基準の適否	調査機関
1	県北	二本松市八万舘	0.033	○	福島県
		二本松市鐙摺石	0.044	○	
		二本松市上竹	0.048	○	
2	県中	須賀川市大字森宿	0.049	○	福島県
		須賀川市大字森宿	0.038	○	
		須賀川市大字森宿	0.049	○	
3	県南	塙町大字上渋井	0.091	○	福島県
		塙町大字上渋井	0.088	○	
		棚倉町大字寺山	0.057	○	
4	会津	磐梯町大字磐梯	0.039	○	福島県
		磐梯町大字磐梯	0.027	○	
		磐梯町大字磐梯	0.023	○	
5	相双	原町市上北高平	0.021	○	福島県
		原町市上北高平	0.032	○	
		鹿島町大字川子	0.032	○	
6	いわき	いわき市小名浜中原地内	0.050	○	いわき市
		いわき市小名浜吹松地内	0.12	○	
		いわき市泉町高見坪地内	0.018	○	
		いわき市泉町六枚内地内	0.036	○	
計	6地域	19地点	34検体	－	－

大気環境基準値は、年平均値で評価することになっています。

37－1 平成15年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質（河川）調査結果

（水質環境基準値：1pg-TEQ/ℓ、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準の適否（水質）	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否（底質）	調査機関
1	広瀬川	地蔵川原橋	0.070	○	0.14	○	福島県
2	東根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.24	○	0.39	○	福島県
		阿武隈川合流前（2回目）	0.16		1.5	○	
		平均値	0.20		－	－	
3	濁川	阿武隈川合流前（1回目）	0.16	○	0.52	○	福島県
		阿武隈川合流前（2回目）	0.13		0.53	○	
		平均値	0.15		－	－	
4	祓川	松川合流前	0.091	○	14	○	福島市
5	五百川	上関下橋	0.26	○	0.16	○	福島県
6	五百川	阿武隈川合流前	0.28	○	0.15	○	福島県
7	摺上川	幸橋上流（福島市）	0.27	○	2.3	○	福島市
		幸橋上流（福島県）	0.034		0.10	○	福島県
		平均値	0.15		－	－	－
8	松川	松川橋上流（福島市）	0.29	○	0.69	○	福島市
		松川橋上流（福島県）	0.032		0.38	○	福島県
		平均値	0.16		－	－	－
9	八反田川	阿武隈川合流前	0.14	○	0.14	○	福島市
10	水原川	下藤内橋下流	0.16	○	0.43	○	福島市
11	阿武隈川	羽太橋	0.055	○	0.43	○	福島県
12	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点（1回目）	0.11	○	0.15	○	福島県
		須賀川市水道取水地点（2回目）	0.040		0.068	○	
		平均値	0.075		－	－	
13	社川	王子橋	0.18	○	0.21	○	福島県
14	逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.81	○	0.83	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	1.2		3.8	○	
		阿武隈川合流前（3回目）	0.088		－	－	
		阿武隈川合流前（4回目）	0.28		－	－	
		平均値	0.59		－	－	
15	大滝根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.45	○	0.48	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.28		2.1	○	
		阿武隈川合流前（3回目）	0.084		－	－	
		阿武隈川合流前（4回目）	0.12		－	－	
		平均値	0.23		－	○	
16	大滝根川	船引橋	0.044	○	0.068	○	福島県
17	藤野川	社川合流前	0.18	○	0.46	○	福島県
18	谷津田川	阿武隈川合流前	0.081	○	0.18	○	福島県
19	黒川	栃木県境	0.058	○	0.17	○	福島県
20	久慈川	高地原橋	0.10	○	0.083	○	福島県
21	阿賀野川	田島橋	0.043	○	0.26	○	福島県
22	阿賀野川	新郷ダム（1回目）	0.074	○	8.5	○	福島県
		新郷ダム（2回目）	0.042		4.2	○	
		平均値	0.058		－	－	
23	只見川	西谷橋	0.041	○	0.23	○	福島県
24	只見川	藤橋	0.054	○	2.5	○	福島県

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否 (底質)	調査機関
25	伊南川	青柳橋	0.036	○	0.063	○	福島県
26	伊南川	黒沢橋	0.035	○	0.085	○	福島県
27	田付川	下川原橋	0.11	○	0.29	○	福島県
28	宮川	細工名橋	0.16	○	0.20	○	福島県
29	旧宮川	丈助橋(1回目)	0.43	○	1.1	○	福島県
		丈助橋(2回目)	0.14		0.40	○	
		平均値	0.29		—	—	
30	濁川	山崎橋	0.079	○	0.13	○	福島県
31	旧湯川	栗の宮橋	0.42	○	0.72	○	福島県
32	長瀬川	小金橋	0.048	○	0.16	○	福島県
33	小泉川	百間橋	0.21	○	1.3	○	福島県
34	宇多川	百間橋	0.067	○	0.15	○	福島県
35	真野川	真島橋	0.12	○	0.32	○	福島県
36	新田川	鮭川橋	0.10	○	0.072	○	福島県
37	小高川	ハツカラ橋	0.20	○	0.13	○	福島県
38	請戸川	請戸橋	0.060	○	0.078	○	福島県
39	高瀬川	慶応橋	0.041	○	0.073	○	福島県
40	木戸川	木戸川橋	0.041	○	0.15	○	福島県
41	浅見川	坊田橋	0.046	○	0.20	○	福島県
42	夏井川	磯沢橋	0.075	○	0.070	○	福島県
43	夏井川	山下谷橋(1回目)	0.12	○	6.1	○	いわき市
		山下谷橋(2回目)	0.057		0.057	○	
		平均値	0.089		—	—	
44	夏井川	六十枚橋(1回目)	0.49	○	0.15	○	いわき市
		六十枚橋(2回目)	0.11		—	—	
		平均値	0.30		—	—	
45	鮫川	鮫川橋(1回目)	0.12	○	0.29	○	いわき市
		鮫川橋(2回目)	0.065		—	—	
		平均値	0.093		—	—	
46	藤原川	みなと大橋(1回目)	0.33	○	4.8	○	いわき市
		みなと大橋(2回目)	0.071		—	—	
		平均値	0.20		—	—	
47	蛭田川	蛭田橋(1回目)	1.4	○	48	○	いわき市
		蛭田橋(2回目)	0.35		—	—	
		蛭田橋(3回目)	0.27		—	—	
		平均値	0.67		—	—	
48	笑堂溜池流入直前沢	—	—	—	5.1	○	いわき市
49	滑津川	熊下橋	—	—	1.4	○	いわき市
50	新川	御厩橋	—	—	0.14	○	いわき市

37－2 平成15年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(湖沼)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/ℓ、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否 (底質)	調査機関
1	猪苗代湖	小石ヶ浜水門	0.032	○	1.5	○	福島県
2	猪苗代湖	安積疏水取水口	0.031	○	0.072	○	福島県

37－3 平成15年度ダイオキシン類公共用水域水質・底質(海域)調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/ℓ、底質環境基準値:150pg-TEQ/g)

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準の適否 (底質)	調査機関
1	松川浦	漁業権3号中央付近	0.10	○	2.2	○	福島県
2	小名浜港	4号埠頭先	0.044	○	4.4	○	いわき市
3	いわき市地先海域	夏井川沖1,500m付近	0.046	○	0.20	○	いわき市
4	常磐海岸海域	鮫川沖南2,000m付近	0.045	○	1.6	○	いわき市

38 平成15年度ダイオキシン類地下水調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/ℓ)

No.	地域名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準の適否	実施主体
1	県北	福島市町庭坂	0.057	○	福島県
2	県北	福島市上名倉	0.057	○	福島県
3	県北	二本松市浅川	0.062	○	福島県
4	県北	国見町大字小坂	0.065	○	福島県
5	県北	飯野町大字青木	0.057	○	福島県
6	県北	安達町下川崎	0.057	○	福島県
7	県中	郡山市熱海町高玉字黒岩	0.067	○	郡山市
8	県中	郡山市富田町字向山	0.067	○	郡山市
9	県中	平田村大字上蓬田	0.058	○	福島県
10	県中	小野町大字新町	0.057	○	福島県
11	県中	大越町大字上大越	0.057	○	福島県
12	県中	常葉町大字西向	0.057	○	福島県
13	県中	三春町大字斉藤	0.057	○	福島県
14	県南	中島村滑津	0.057	○	福島県
15	県南	大信村大字下小屋	0.058	○	福島県
16	県南	棚倉町大字小爪	0.060	○	福島県
17	会津	磐梯町大字大谷	0.057	○	福島県
18	会津	湯川町大字清水田	0.057	○	福島県
19	会津	柳津町大字飯谷	0.057	○	福島県
20	会津	会津本郷町字舘場	0.057	○	福島県
21	会津	三島町大字大谷	0.058	○	福島県
22	会津	昭和村大字両原	0.057	○	福島県
23	南会津	檜枝岐村字黒岩山	0.062	○	福島県
24	相双	原町市深野	0.058	○	福島県
25	相双	相馬市東玉野	0.057	○	福島県
26	相双	鹿島町寺内	0.057	○	福島県
27	相双	飯舘村八木沢	0.057	○	福島県
28	いわき	いわき市鹿島町走熊地内	0.47	○	いわき市
29	いわき	いわき市常磐藤原町地内	0.030	○	いわき市
30	いわき	いわき市勿来町地内	0.066	○	いわき市

39 平成15年度ダイオキシン類一般環境土壌調査結果

（土壌環境基準値：1,000pg-TEQ/g）

No.	地域名	調査地点	調査結果	環境基準の適否	調査機関	No.	地域名	調査地点	調査結果	環境基準の適否	調査機関
1	県北	福島市桜木町	0.0020	○	福島県	37	県中	鏡石町旭町	0.74	○	福島県
2	県北	福島市伏拝	170	○	福島県	38	県中	岩瀬村大久保	0.066	○	福島県
3	県北	福島市町庭坂	0.072	○	福島県	39	県中	岩瀬村梅田	0.12	○	福島県
4	県北	二本松市箕輪	0.14	○	福島県	40	県中	天栄村大字田良尾	0.0015	○	福島県
5	県北	桑折町字桑島三	0.028	○	福島県	41	県中	石川町大字南山形	0.00081	○	福島県
6	県北	伊達町箱崎	0.062	○	福島県	42	県中	玉川村大字四辻新田	0.11	○	福島県
7	県北	国見町大字森山	0.023	○	福島県	43	県中	平田村大字北方	0.021	○	福島県
8	県北	国見町大字大木戸	0.048	○	福島県	44	県中	平田村大字蓬田新田	0.26	○	福島県
9	県北	梁川町大字山舟生	0.0013	○	福島県	45	県中	浅川町大字山白石	0.0019	○	福島県
10	県北	梁川町大字舟生	0.067	○	福島県	46	県中	古殿町大字論田	0.00083	○	福島県
11	県北	保原町大字富沢	0.029	○	福島県	47	県中	古殿町大字松川	0.13	○	福島県
12	県北	霊山町大字山戸田	0.0014	○	福島県	48	県中	三春町大字沼沢	0.046	○	福島県
13	県北	月舘町大字月舘	0.00096	○	福島県	49	県中	三春町大字柴原	0.0024	○	福島県
14	県北	川俣町字大清水	0.19	○	福島県	50	県中	小野町大字小野新町	0.055	○	福島県
15	県北	川俣町大字東福沢	0.032	○	福島県	51	県中	滝根町神俣	0.10	○	福島県
16	県北	飯野町大字飯野	0.0011	○	福島県	52	県中	滝根町広瀬	0.035	○	福島県
17	県北	飯野町大字明治	0.0014	○	福島県	53	県中	大越町大字早稲田	0.069	○	福島県
18	県北	安達町油井	0.17	○	福島県	54	県中	都路村大字古道	0.0019	○	福島県
19	県北	大玉村玉井	0.34	○	福島県	55	県中	常葉町大字山根	0.029	○	福島県
20	県北	本宮町大字仁井田	0.086	○	福島県	56	県中	船引町大字今泉	0.060	○	福島県
21	県北	白沢村白岩	0.0039	○	福島県	57	県中	船引町大字芦沢	0.033	○	福島県
22	県北	岩代町茂原	0.011	○	福島県	58	県南	白河市字明戸	0.052	○	福島県
23	県北	岩代町下長折	0.00071	○	福島県	59	県南	西郷村大字真船	0.11	○	福島県
24	県北	東和町木幡	19	○	福島県	60	県南	表郷村大字八幡	0.11	○	福島県
25	県北	東和町太田	0.0020	○	福島県	61	県南	表郷村大字高木	0.084	○	福島県
26	県中	郡山市台新1丁目	0.18	○	郡山市	62	県南	東村大字下野出島	0.11	○	福島県
27	県中	郡山市亀田1丁目	0.090	○	郡山市	63	県南	東村大字上野出島	0.072	○	福島県
28	県中	郡山市開成5丁目	0.031	○	郡山市	64	県南	泉崎村大字北平山	0.11	○	福島県
29	県中	郡山市並木1丁目	1.7	○	郡山市	65	県南	中島村大字滑津	0.085	○	福島県
30	県中	郡山市桃見台	0.10	○	郡山市	66	県南	中島村大字二子塚	2.3	○	福島県
31	県中	郡山市小原田2丁目	1.5	○	郡山市	67	県南	矢吹町大池	0.12	○	福島県
32	県中	郡山市成山町	1.2	○	郡山市	68	県南	大信村大字下小屋	0.0024	○	福島県
33	県中	郡山市富久山町久保田字大原	0.024	○	郡山市	69	県南	大信村大字町屋	0.040	○	福島県
34	県中	須賀川市大字西川	38	○	福島県	70	県南	棚倉町大字下山本	0.13	○	福島県
35	県中	長沼町大字矢田野	0.22	○	福島県	71	県南	矢祭村大字内川	1.2	○	福島県
36	県中	鏡石町豊郷中	0.056	○	福島県	72	県南	矢祭村大字東舘	0.096	○	福島県

No.	地域名	調査地点	調査結果	環境基準の適否	調査機関	No.	地域名	調査地点	調査結果	環境基準の適否	調査機関
73	県南	塙町大字植田	0.13	○	福島県	111	南会津	舘岩村岩下	0.28	○	福島県
74	県南	塙町大字那倉	0.18	○	福島県	112	南会津	檜枝岐村字黒岩山	0.0014	○	福島県
75	県南	鮫川村大字赤坂中野	0.14	○	福島県	113	南会津	檜枝岐村字下ノ原	0.14	○	福島県
76	会津	会津若松市天神町	3.0	○	福島県	114	南会津	伊南村大字古町	0.099	○	福島県
77	会津	喜多方市豊川町一井	0.078	○	福島県	115	南会津	伊南村大字小塩	0.058	○	福島県
78	会津	喜多方市慶徳町豊岡	1.7	○	福島県	116	南会津	南郷村大字界	0.34	○	福島県
79	会津	北会津村大字新庄	4.8	○	福島県	117	南会津	只見町大字大倉	0.13	○	福島県
80	会津	熱塩加納村大字山田	0.0051	○	福島県	118	相双	原町市高倉	0.076	○	福島県
81	会津	熱塩加納村大字加納	0.25	○	福島県	119	相双	相馬市坪田	0.087	○	福島県
82	会津	北塩原村大字桧原	0.020	○	福島県	120	相双	広野町大字上北迫	0.13	○	福島県
83	会津	塩川町大字遠田	0.12	○	福島県	121	相双	楢葉町大字上小塙	0.022	○	福島県
84	会津	山都町大字一ノ木	0.087	○	福島県	122	相双	富岡町大字小良ヶ浜	0.13	○	福島県
85	会津	西会津町尾野本	0.069	○	福島県	123	相双	富岡町大字上郡山	0.10	○	福島県
86	会津	高郷村大字揚津	0.11	○	福島県	124	相双	川内村大字上川内	0.040	○	福島県
87	会津	磐梯町大字大谷	15	○	福島県	125	相双	大熊町大字夫沢	2.5	○	福島県
88	会津	磐梯町大字磐梯	0.0017	○	福島県	126	相双	大熊町大字下野上	0.11	○	福島県
89	会津	猪苗代町大字蚕養	0.075	○	福島県	127	相双	双葉町大字下羽鳥	0.50	○	福島県
90	会津	会津坂下町大字大上	3.5	○	福島県	128	相双	双葉町新山	4.3	○	福島県
91	会津	会津坂下町大字福原	0.29	○	福島県	129	相双	浪江町大字小野田	0.010	○	福島県
92	会津	湯川村大字浜崎	0.063	○	福島県	130	相双	葛尾村大字落合	0.0011	○	福島県
93	会津	柳津町大字小椿	0.00086	○	福島県	131	相双	葛尾村大字葛尾	0.38	○	福島県
94	会津	柳津町大字大成沢	0.26	○	福島県	132	相双	新地町谷地小屋	0.069	○	福島県
95	会津	河東町大字代田	0.026	○	福島県	133	相双	鹿島町北海老	0.16	○	福島県
96	会津	河東町大字広田	0.090	○	福島県	134	相双	小高町浦尻	0.13	○	福島県
97	会津	会津高田町大字旭舘端	0.26	○	福島県	135	相双	飯舘村小宮	0.052	○	福島県
98	会津	会津高田町大字永井野	0.086	○	福島県	136	いわき	いわき市平	0.13	○	いわき市
99	会津	会津本郷町字山道上	0.062	○	福島県	137	いわき	いわき市平	0.031	○	いわき市
100	会津	会津本郷町大字氷玉	0.089	○	福島県	138	いわき	いわき市小名浜	0.11	○	いわき市
101	会津	新鶴村大字立石田	3.4	○	福島県	139	いわき	いわき市小名浜	0.0051	○	いわき市
102	会津	三島町大字桧原	0.00010	○	福島県	140	いわき	いわき市勿来	0.27	○	いわき市
103	会津	三島町大字名入	0.069	○	福島県	141	いわき	いわき市常磐	0.0028	○	いわき市
104	会津	金山町大字水沼	0.68	○	福島県	142	いわき	いわき市三和	0.073	○	いわき市
105	会津	昭和村大字大芦	0.39	○	福島県	143	いわき	いわき市上遠野	0.00099	○	いわき市
106	南会津	田島町大字滝原	0.055	○	福島県	144	いわき	いわき市常磐	0.026	○	いわき市
107	南会津	田島町大字針生	0.00097	○	福島県	145	いわき	いわき市常磐	3.7	○	いわき市
108	南会津	下郷町大字塩生	0.12	○	福島県	146	いわき	いわき市常磐	0.19	○	いわき市
109	南会津	下郷町大字豊成	0.21	○	福島県	147	いわき	いわき市常磐	0.15	○	いわき市
110	南会津	舘岩村松戸原	0.038	○	福島県						

40 平成15年度ダイオキシン類発生源周辺土壌調査結果

（土壌環境基準値：1,000pg-TEQ/g）

No.	地域名	調査地点	調査結果	環境基準の適否	調査機関	No.	地域名	調査地点	調査結果	環境基準の適否	調査機関
1	県北	福島市小田	1.7	○	福島県	9	会津	会津若松市門田町大字面川	14	○	福島県
		福島市小田	1.0	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	0.29	○	福島県
		福島市小田	5.1	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	2.8	○	福島県
		福島市松川町	2.1	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	0.0039	○	福島県
		福島市小田	11	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	1.4	○	福島県
		福島市小田	13	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	0.089	○	福島県
		福島市小田	2.4	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	53	○	福島県
		福島市小田	11	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	51	○	福島県
		福島市小田	3.1	○	福島県			会津若松市門田町大字面川	0.033	○	福島県
2	県北	二本松市八万舘	2.9	○	福島県	10	相双	原町市上北高平	3.4	○	福島県
		二本松市鎧摺石	4.6	○	福島県			原町市上北高平	11	○	福島県
		二本松市宮戸	0.0022	○	福島県			原町市上北高平	9.2	○	福島県
		二本松市舟形石	2.9	○	福島県			原町市上北高平	3.2	○	福島県
		二本松市平石高田	0.070	○	福島県			原町市上北高平	0.29	○	福島県
		二本松市鎧摺石	0.28	○	福島県			原町市上北高平	0.11	○	福島県
		二本松市平石高田	6.4	○	福島県			原町市川子	34	○	福島県
		二本松市高田	1.4	○	福島県			原町市塩崎	0.28	○	福島県
		二本松市向作田	7.3	○	福島県			原町市上北高平	3.6	○	福島県
3	県中	郡山市安積町字平ノ上	1.3	○	郡山市	11	相双	楢葉町大字大谷	0.065	○	福島県
4	県中	郡山市熱海町熱海5丁目	0.84	○	郡山市			楢葉町大字井出	2.9	○	福島県
5	県中	郡山市横塚3丁目	25	○	郡山市			楢葉町大字大谷	1.5	○	福島県
6	県中	須賀川市大字森宿	0.13	○	福島県			楢葉町大字大谷	11	○	福島県
		須賀川市大字森宿	11	○	福島県			楢葉町大字井出	1.4	○	福島県
		須賀川市大字森宿	0.038	○	福島県			楢葉町大字大谷	5.2	○	福島県
		須賀川市大字森宿	5.1	○	福島県			楢葉町大字上繁岡	35	○	福島県
		須賀川市大字森宿	5.3	○	福島県			楢葉町大字井出	0.023	○	福島県
		須賀川市大字森宿	0.068	○	福島県			楢葉町大字大谷	0.45	○	福島県
		須賀川市字宮の杜	3.4	○	福島県	12	相双	大熊町大字夫沢	0.36	○	福島県
		須賀川市大字森宿	1.2	○	福島県			大熊町大字夫沢	2.1	○	福島県
		須賀川市大字森宿	0.29	○	福島県			大熊町大字夫沢	4.8	○	福島県
7	県中	長沼町大字江花	3.7	○	福島県			大熊町大字夫沢	0.24	○	福島県
		長沼町大字江花	1.7	○	福島県			大熊町大字夫沢	1.8	○	福島県
		天栄村大字牧之内	0.28	○	福島県			大熊町大字夫沢	2.0	○	福島県
		天栄村大字牧之内	3.7	○	福島県			双葉町大字細谷	0.10	○	福島県
		長沼町大字江花	2.7	○	福島県			双葉町大字細谷	0.55	○	福島県
		長沼町大字江花	0.034	○	福島県			双葉町大字細谷	0.77	○	福島県
		長沼町大字江花	6.4	○	福島県	13	いわき	いわき市泉町神力前	1.5	○	いわき市
		長沼町大字江花	6.2	○	福島県			いわき市小名浜中原	3.9	○	いわき市
		長沼町大字江花	0.0015	○	福島県			いわき市泉町高見坪	0.85	○	いわき市
8	県南	塙町大字上渋井	29	○	福島県			いわき市小名浜中原	23	○	いわき市
		塙町大字上渋井	3.5	○	福島県						
		棚倉町大字八槻	8.8	○	福島県						
		塙町大字塙	6.5	○	福島県						
		塙町大字上渋井	5.4	○	福島県						
		棚倉町大字八槻	16	○	福島県						
		塙町大字上渋井	15	○	福島県						
		棚倉町大字寺山	42	○	福島県						
		棚倉町大字八槻	7.4	○	福島県						

41 平成15年度ダイオキシン類指標生物(水生生物)調査結果

No.	水域名	調査地点名	水生生物	調査結果(pg-TEQ/g-wet)	調査機関
1	阿武隈川	蓬莱橋付近	コイ	0.57	福島県
2	阿武隈川	阿久津橋付近	コイ	1.9	福島県
3	阿賀野川	新郷ダム付近	ウグイ	0.61	福島県
4	松川浦	浦の出入り口付近	ムラサキイガイ	0.76	福島県
5	小名浜港	4号埠頭先	ムラサキイガイ	0.91	福島県

「平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果(環境省)」(水生生物:0.032～33pg-TEQ/g-wet)

42 平成15年度ダイオキシン類処分場周辺調査結果

(水質環境基準値:1pg-TEQ/ℓ、底質環境基準値:150pg－TEQ/g)

番号	水域名	調査地点名	水質(pg-TEQ/ℓ)	環境基準の適否(水質)	底質(pg-TEQ/g)	環境基準の適否(底質)	調査機関
1	一号堰堤側沢	―	0.066	○	0.15	○	福島県
2	下流の沢	夏井川合流前	0.45	○	4.4	○	福島県
3	最下流の沢	夏井川合流前	0.29	○	2.3	○	福島県

43 平成15年度ダイオキシン類煙道排ガス調査結果

No.	事業場名称(調査対象施設名)	施設の種類	所在地	調査結果(pg-TEQ/m³N)	適用される基準値※	適否	調査機関
1	㈱東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	5.廃棄物焼却炉	福島市	0.21	10	○	福島県
2	三菱ふそうテクノメタル㈱	5.廃棄物焼却炉	二本松市	0	5	○	福島県
3	郡山市富久山清掃センター	5.廃棄物焼却炉	郡山市	0.00065	1	○	郡山市
4	(財)太田総合病院付属 太田熱海病院	5.廃棄物焼却炉	郡山市	2.2	10	○	郡山市
5	日本全薬工業㈱	5.廃棄物焼却炉	郡山市	0.28	5	○	郡山市
6	㈲サンユー	5.廃棄物焼却炉	石川町	1.5	10	○	福島県
7	日本化学工業㈱福島第二工場(ダU-1)	5.廃棄物焼却炉	三春町	0.0017	1	○	福島県
8	かねか㈱福島工場	5.廃棄物焼却炉	東村	0.066	10	○	福島県
9	日曹金属化学㈱会津工場(第2専焼炉)	5.廃棄物焼却炉	磐梯町	0.0032	5	○	福島県
10	曹鉄メタル㈱(2号キルン)	3.焙焼炉	磐梯町	1.6	10	○	福島県
11	㈲伊南川商事	5.廃棄物焼却炉	田島町	1.9	10	○	福島県
12	㈲佐洋運輸	5.廃棄物焼却炉	大熊町	0.14	10	○	福島県
13	東京電力㈱福島第一原子力発電所(海生物焼却炉)【1回目】	5.廃棄物焼却炉	大熊町	16	10	×	福島県
14	東京電力㈱福島第一原子力発電所(海生物焼却炉)【2回目】	5.廃棄物焼却炉	大熊町	0.096	10	○	福島県
15	東邦亜鉛㈱小名浜精錬所(焙焼炉)	3.焙焼炉	いわき市	3.2	10	○	いわき市
16	荒川化学工業㈱小名浜工場	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.00072	10	○	いわき市
17	いわき大王製紙㈱本社工場	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
18	小名浜製錬㈱小名浜製錬所(反射炉No.1)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.017	1	○	いわき市
19	小名浜製錬㈱小名浜製錬所(反射炉No.2)	5.廃棄物焼却炉					
20	呉羽環境㈱環境処理センター(7号)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.23	1	○	いわき市
21	呉羽環境㈱環境処理センター(8号)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.17	1	○	いわき市
22	㈲たいら貨物	5.廃棄物焼却炉	いわき市	4.8	10	○	いわき市

No.	事業場名称 (調査対象施設名)	施設の種類	所在地	調査結果 (pg-TEQ/m³N)	適用される基準値※	適否	調査機関
23	東邦亜鉛㈱小名浜精錬所 (専焼炉)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0	5	○	いわき市
24	東邦亜鉛㈱小名浜精錬所 (4号焙焼炉)	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.53	5	○	いわき市
25	日化新菱㈱	5.廃棄物焼却炉	いわき市	0.092	1	○	いわき市

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準

44 平成15年度ダイオキシン類廃棄物焼却炉等放流水調査結果

番号	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	適用される基準値※	適否	調査機関
1	㈱東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	福島市	6.2	10	○	福島県
2	福島県立医科大学	福島市	0.00022	10	○	福島県
3	郡山市富久山清掃センター	郡山市	0.028	10	○	郡山市
4	日本化学工業㈱福島第二工場	三春町	0.18	10	○	福島県
5	大日本印刷テクノパック㈱	泉崎村	0.027	10	○	福島県
6	日曹金属化学㈱会津工場	磐梯町	0.60	10	○	福島県
7	(有)あいづダストセンター	柳津町	0.41	10	○	福島県
8	三和化学工業㈱原町工場	原町市	1.5	10	○	福島県
9	旭電化工業㈱相馬工場	相馬市	0.047	10	○	福島県
10	三協化学㈱広野工場	広野町	0.00030	10	○	福島県
11	東北電力㈱福島第一原子力発電所	大熊町	2.5	10	○	福島県
12	呉羽化学工業㈱錦工場	いわき市	1.5	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

45-1 平成15年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(周縁地下水)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	環境基準値※	適否	調査機関
1	小野ウェイストパーク	小野町	周縁地下水	0.000061	1	○	福島県

※ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質環境基準

45-2 平成15年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(放流水)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	適用される基準値※	適否	調査機関
1	小野ウェイストパーク	小野町	放流水	0.0050	10	○	福島県
2	いわき市クリンピーの森	いわき市	放流水	0.00010	10	○	いわき市

※「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

45-3 平成15年度ダイオキシン類一般廃棄物最終処分場(搬入廃棄物)調査結果

番号	施設名	所在地	調査媒体	調査結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値※	適否	調査機関
1	小野ウェイストパーク	小野町	燃え殻	0.056	3	○	福島県
2			燃え殻	0.012	3	○	
3			ばいじん	0.30	—	—	
4			ばいじん	2.8	—	—	

※「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく特別管理一般廃棄物処理基準

46-1 平成15年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場(放流水)調査結果

番号	事業場名称	所在地	種類	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	適用される基準値※	適否	調査機関
1	㈱商報舎 第1最終処分場	二本松市	管理型	0.027	10	○	福島県
2	㈱商報舎 第2最終処分場	二本松市	管理型				
3	福島製綱㈱ 松川最終処分場	福島市	管理型	0.022	10	○	福島県
4	㈱丸五産業 最終処分場	小野町	管理型	0.030	10	○	福島県
5	東北ポール㈱ 最終処分場	白河市	管理型	0.00015	10	○	福島県
6	丸三製紙㈱大富最終処分場	小高町	管理型	0.069	10	○	福島県
7	㈱緑生 第1最終処分場	飯舘村	管理型	0.0015	10	○	福島県
8	㈱双葉産業廃棄物処理公社 最終処分場	大熊町	管理型	0.000046	10	○	福島県
9	三和化学工業㈱ 最終処分場	原町市	管理型	34	10	×	福島県
10	東京電力㈱福島第1原子力発電所管理型最終処分場	大熊町	管理型	0.000086	10	○	福島県
11	相馬共同火力発電㈱ A地区最終処分場	相馬市	管理型	0.00056	10	○	福島県
12	相馬共同火力発電㈱ B地区最終処分場	相馬市	管理型				
13	㈱フクシマエコテック 最終処分場	富岡町	管理型	0.050	10	○	福島県
14	日東環境整備㈱ 天沼最終処分場	福島市	管理型	0.00041	—	—	福島県
15	富岡興業㈱ 第1最終処分場	川俣町	管理型	0.058	—	—	福島県
16	富岡興業㈱ 第2最終処分場	川俣町	管理型				
17	㈱公害技術研究所	中島村	管理型	0.086	—	—	福島県
18	㈲あいづダストセンター 第1最終処分場	柳津町	管理型	4.9	—	—	福島県
19	㈲あいづダストセンター 最終処分場	柳津町	管理型	0.47	—	—	福島県

番号	事業場名称	所在地	種類	調査結果 (pg-TEQ/ℓ)	適用される基準値※	適否	調査機関
20	丸三製紙㈱椿原最終処分場	鹿島町	管理型	0.060	－	－	福島県
21	堺化学工業㈱内郷処分場	いわき市	管理型	0.00067	10	○	いわき市
22	堺化学工業㈱渡辺処分場	いわき市	管理型	0.000040	10	○	いわき市
23	常磐共同火力㈱添野処分場	いわき市	管理型	0.000041	10	○	いわき市
24	新八茎鉱山㈱石炭灰処分場	いわき市	管理型	0.00019	10	○	いわき市

※「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

46-2 平成15年度ダイオキシン類産業廃棄物最終処分場(搬入廃棄物)調査結果

番号	事業場名称	所在地	試料名	調査結果 (ng-TEQ/g)	適用される基準値※	適否	調査機関
1	㈱クリーンテック 最終処分場	福島市	燃え殻	0.22	3	○	福島県
2			燃え殻	0.32	3	○	
3			燃え殻	0.000021	3	○	
4			燃え殻	0.033	3	○	
5			ばいじん	2.1	3	○	
6			ばいじん	2.3	3	○	
7			汚泥	0.18	3	○	
8			汚泥	0.11	3	○	
9	㈲あいづダストセンター 最終処分場	柳津町	燃え殻	0.037	3	○	福島県
10			燃え殻	0.000078	3	○	
11			ばいじん	0.24	3	○	
12			汚泥	0.0026	－	－	
13	㈱フクシマエコテック 最終処分場	富岡町	燃え殻	0.059	3	○	福島県
14			燃え殻	0.00085	3	○	
15			燃え殻	0.11	3	○	
16			ばいじん	2.1	3	○	
17			汚泥	0.21	3	○	
18	㈱双葉産業廃棄物処理公社 最終処分場	大熊町	燃え殻	0.026	3	○	福島県
19			燃え殻	0.00040	3	○	
20			汚泥	0.25	3	○	

※「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく特別管理産業廃棄物処理基準

47 平成15年度排出ガスダイオキシン類自主測定実施状況

自治体名	報告対象施設	報告施設	未報告施設	基準超過
福島県(除中核市)	162	159	3	0
郡山市 ※1	18	18	0	0
いわき市 ※1	38	35	3	1
合計	218 (100%)	212 (97%)	6 (3%)	1

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

48 平成15年度排出水ダイオキシン類自主測定実施状況

自治体名	報告対象工場・事業場	報告工場・事業場	未報告工場・事業場	基準超過
福島県(除中核市)	10	10	0	0
郡山市 ※1	3	3	0	0
いわき市 ※1	8	8	0	0
合計	21 (100%)	21 (100%)	0 (0%)	0

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

49 平成15年度ばいじん及び燃え殻等ダイオキシン類自主測定実施状況

測定媒体	自治体名	報告対象施設	報告施設	未報告施設	処理基準超過 ※1
ばいじん	福島県(除中核市)	105	104	1	3
	郡山市 ※1	13	13	0	0
	いわき市 ※1	17	17	0	0
	合計	135 (100%)	134 (99%)	1 (1%)	3
燃え殻等	福島県(除中核市)	129	128	1	0
	郡山市 ※1	17	17	0	0
	いわき市 ※1	26	23	3	0
	合計	172 (100%)	168 (98%)	4 (2%)	0

※1 郡山市及びいわき市の結果は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までに測定結果の報告があったものについて取りまとめています。

大 気 関 係

50 大気汚染に係る環境基準の概要

1 環 境 基 準

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント	昭和48.5.8環境庁告示第25号 昭和48.6.12環境庁大気保全局長通知
二酸化窒素	昭和53.7.11環境庁告示第38号 昭和53.7.17環境庁大気保全局長通知
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成9.2.4環境庁告示第4号 平成9.2.12環境庁大気保全局長通知
ジクロロメタン	平成13.4.20環境省告示第30号

物 質	環境上の条件	評 価 方 法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下に維持されること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値(1日を3回の時間帯に区分した場合の8時間平均値)が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.1mg/m³以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.1mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.1mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m³以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppmを超えないこと。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m³以下であること。		
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m³以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m³以下であること。		

(注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいいます。

2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいいます。

3 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所について、適用しません。

51 大気監視測定局一覧

(1) 一般環境大気測定局　　(平成16年3月31日)

市町村名	No.	測定局	設置場所	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射収支	テレメータ化	備考
福島市	1	南町	市立福島第一中学校	住	○	○	○	○			○	○				54	県
	2	森合	市立森合小学校	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		54	〃
	3	古川	市立福島第三中学校	〃	○		○	○			○	○				54	〃
二本松市	4	二本松	福島県二本松合同庁舎	〃				○			○	○				13	〃
郡山市	5	芳賀	芳賀公民館	〃	○		○	○			○	○				53	郡山市
	6	朝日	郡山市公害対策センター3階	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	53	〃
	7	堤下	市立橘小学校	〃	○		○	○			○	○				53	〃
	8	日和田	市立日和田小学校	〃	○		○	○			○	○				53	〃
	9	富久山	市立行健小学校	〃	○		○	○			○	○				54	〃
	10	安積	檜下公園	〃	○		○	○			○	○				54	〃
須賀川市	11	須賀川	須賀川市役所脇	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		54	県
矢吹町	12	矢吹	矢吹町役場	〃				○			○	○				13	〃
白河市	13	白河	市立第二小学校	〃	○	○	○	○		○	○	○	○	○		54	〃
磐梯町	14	大寺六区	磐梯字山の神 私有地	未	○						○					元	〃
会津若松市	15	会津若松	県立葵高等学校	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	3	〃
新地町	16	新地1	町立尚栄中学校脇	未	○	○	○	○			○	○				4	〃
	17	新地2	北狼沢上水道調整池	〃	○	○					○	△				4	〃
相馬市	18	相馬1	高池前公園	住	○	○	○	○			○	○				4	〃
	19	相馬2	市立日立木小学校	未	○	○					○	△				4	〃
鹿島町	20	鹿島寺内	町立鹿島中学校	〃	○	○					○	△				4	〃
原町市	21	原町1	仲町児童センター	住	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	5	〃
	22	原町2	矢川原配水池脇	未	○	○					○	△				5	〃
小高町	23	小高	東町遊園地	住	○	○	○	○			○	○				5	〃
飯館村	24	飯館	旧草野中学校	未	○	○	○	○			○	○				5	〃
浪江町	25	浪江	町立浪江中学校	住	○	○					○	○				54	〃
双葉町	26	双葉	町立双葉南小学校	〃	○			○			○	△				54	〃
大熊町	27	大熊	町立大熊中学校	未	○	○	○	○			○	○				54	〃
富岡町	28	富岡	町立富岡第二中学校	住	○	○	○	○			○	△				54	〃
楢葉町	29	楢葉	町立楢葉南小学校	未	○	○	○	○		○	○	△	○			54	〃
広野町	30	広野1	役場裏 私有地	〃	○	○	○	○			○	○				54	〃
	31	広野2	小滝平浄水場	〃	○	○					○	△				54	〃
川内村	32	川内	川内村コミュニティセンター	〃	○	○	○	○		○	○	○				元	〃
いわき市	33	大高	勿来町大高字坂ノ上 私有地	〃	○						○					47	いわき市
	34	上中田	勿来授産所	準工	○		○	○			○	○				47	〃
	35	花ノ井	錦町字細谷 私有地	住	○	○					○	○				47	〃
	36	金山	金山公園	未	○						○					48	〃
	37	田部	渡辺公民館	〃	○						○					47	〃
	38	下川	下川公民館	準工	○						○					47	〃
	39	滝尻	泉町滝尻字高見坪 私有地	住	○	○	○	○			○					47	〃
	40	愛宕下	市立小名浜大第二小学校	〃	○	○	○	○			○	○				47	〃
	41	大原	いわき市公害対策センター	〃	○	○	○	○			○	○	○		○	47	〃
	42	南富岡	小名浜南富岡字中島 河川敷内	工専	○						○					47	〃
	43	鹿島	市立鹿島小学校	住	○		○	○			○					47	〃
	44	中原	小名浜字中原 私有地	工	○						○					48	〃
	45	西郷	磐崎公民館	住	○	○	○	○			○	○				63	〃
	46	揚土	市立平第一小学校	〃	○	○	○	○			○	○	○			51	〃
	47	高坂	市営桜井団地	〃	○		○	○			○					52	〃

市町村名	No.	測定局	設置場所	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射収支	テレメータ化	備考
いわき市	48	下神谷	県農業試験場いわき支場	未	○		⊖	○			○	○				54	〃

(注) 1 「温度・湿度」の欄の△は「温度」のみ測定している測定局です。
2 「テレメータ化」の欄の数字はテレメータ化された年です。
3 「備考」の欄は測定担当機関です。

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

(平成16年3月31日)

市町村名	No.	測定局	設置場所	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	日射量	紫外線	放射収支	テレメータ化	備考
福島市	1	天神	福島消防署3階屋上	住	○	○	○	○	○	○	○	○				54	福島市
郡山市	2	台新	台新公園	〃		○	○		○	○	○	○				8	郡山市
いわき市	3	平	平市民運動場	商		○	○		○	○	○					3	いわき市

(注) 1 「テレメータ化」の欄の数字はテレメータ化された年です。
2 「備考」の欄は測定担当機関です。

環境保全領域調べ

(3) 環境大気測定車

(平成16年3月31日)

所管	名称	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	テトラクロロエチレン(ベンゼン・トリクロロエチレン)	水銀	風向・風速	温度・湿度	データの監視(携帯電話による)
環境センター	環境大気測定車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

環境保全領域調べ

52 発生源測定局一覧

（平成16年3月31日現在）

市町村名	測定局	設置場所	設置煙道数	測定項目							
				二酸化硫黄	窒素酸化物	酸素	燃料使用量	硫黄含有率	排ガス温度	排ガス速度	発電量
新地町	相馬共火	相馬共同火力発電㈱新地発電所内	2	○	○	○			○		○
原町市	原町火発	東北電力㈱原町火力発電所内	2	○	○	○			○		○
広野町	広野火発	東京電力㈱広野火力発電所内	4	○	○	○		○	○		○
いわき市	日本製紙	日本製紙㈱勿来工場内	2	○	○	○	○		○		
	呉羽化学	呉羽化学工業㈱錦工場内	2	○	○	○	○		○		
	共同火力	常磐共同火力㈱勿来発電所内	4	○	○	○			○		○
	堺化学	堺化学工業㈱小名浜事業所内	2	○	○	○	○		○		
	新日本ソルト	新日本ソルト㈱小名浜工場内	1	○	○	○	○		○		
	小名浜製錬	小名浜製錬㈱小名浜製錬所内	3	○	○	○			○	○	
	日本化成	日本化成㈱小名浜工場内(発電所)	1	○	○	○	○		○		
		日本化成㈱小名浜工場内(硝酸工場)	2		○				○		
		日本化成㈱小名浜工場内(カーボン工場)	1	○	○	○	○		○		
	東邦亜鉛	東邦亜鉛㈱小名浜製錬所内	2	○	○	○			○	○	
	有機合成	有機合成薬品工業㈱常磐工場内	1	○	○	○	○		○		
	いわき大王製紙	いわき大王製紙㈱(1号ボイラー)	2	○	○	○	○		○		○
		いわき大王製紙㈱(1号焼却炉)	1	○	○	○			○		

環境保全領域調べ

（注）1　広野火力においては、大気温度、風向、風速は地上78.8m、180mの地点で、また、大気湿度、日射量、放射収支量は地上でそれぞれ測定しています。

2　いわき大王製紙の1号焼却炉では、上記のほか、塩化水素濃度、一酸化炭素濃度も測定しています。

53 環境基準の達成状況の推移

測定項目等		H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
二酸化硫黄	測定局数	44	44	44	44	44	46	46	46	46	46
	達成局数	44	44	44	44	44	46	46	45	46	46
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	98	100	100
二酸化窒素	測定局数	32	32	31	32	32	34	34	34	34	34
	達成局数	32	32	31	32	32	34	34	34	34	34
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	測定局数	30	30	30	30	30	32	31	34	34	34
	達成局数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	達成率(%)	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
一酸化炭素	測定局数	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3
	達成局数	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3
	達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	測定局数	26	26	25	27	27	29	29	30	31	30
	達成局数	22	24	21	24	27	28	28	29	20	28
	達成率(%)	85	92	84	89	100	97	97	97	65	93

(注) 1 測定局とは、年間の測定時間が6,000時間以上の有効測定局数をいいます。
2 平成11年度から川内局及び飯舘局を含みます。

54 二酸化硫黄濃度の測定結果(平成15年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境長期基準的評価の価	環境短期基準的評価の価
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×)	(適○・不適×)
福島	南町	100	住	365	8745	0.004	0	0.0	0	0.0	0.026	0.008	○	0	○	○
	森合	100	住	327	7710	0.001	0	0.0	0	0.0	0.022	0.003	○	0	○	○
	古川	100	住	353	8295	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.005	○	0	○	○
郡山	芳賀	16	住	357	8648	0.003	0	0.0	0	0.0	0.020	0.006	○	0	○	○
	朝日	16	住	363	8731	0.005	0	0.0	0	0.0	0.027	0.016	○	0	○	○
	堤下	16	住	359	8648	0.001	0	0.0	0	0.0	0.019	0.004	○	0	○	○
	日和田	16	住	366	8753	0.004	0	0.0	0	0.0	0.022	0.009	○	0	○	○
	富久山	16	住	359	8657	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.004	○	0	○	○
	安積	16	住	357	8634	0.001	0	0.0	0	0.0	0.025	0.004	○	0	○	○
須賀川	須賀川	100	住	362	8736	0.004	0	0.0	0	0.0	0.023	0.007	○	0	○	○
白河	白河	100	住	363	8741	0.003	0	0.0	0	0.0	0.095	0.006	○	0	○	○
磐梯	大寺六区	100	未	365	8750	0.003	0	0.0	0	0.0	0.041	0.007	○	0	○	○
会津若松	会津若松	100	住	363	8729	0.004	0	0.0	0	0.0	0.035	0.007	○	0	○	○
相馬	新地1	100	未	363	8687	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0	○	○
	新地2	100	未	363	8696	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0	○	○
	相馬1	100	住	363	8706	0.002	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	○
	相馬2	100	未	363	8725	0.001	0	0.0	0	0.0	0.009	0.003	○	0	○	○
	鹿島寺内	100	未	361	8705	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.003	○	0	○	○

地区	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	2日平均値の除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境長期基準評価の価	環境短期基準評価の価
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×)	(適○・不適×)
原町	原町1	100	住	361	8684	0.001	0	0.0	0	0.0	0.021	0.004	○	0	○	○
	原町2	100	未	365	8650	0.001	0	0.0	0	0.0	0.017	0.003	○	0	○	○
	小高	100	住	361	8683	0.001	0	0.0	0	0.0	0.013	0.003	○	0	○	○
	飯舘	100	未	361	8723	0.003	0	0.0	0	0.0	0.022	0.006	○	0	○	○
双葉	浪江	100	住	359	8638	0.002	0	0.0	0	0.0	0.018	0.005	○	0	○	○
	双葉	100	住	366	8761	0.002	0	0.0	0	0.0	0.014	0.004	○	0	○	○
	大熊	100	未	366	8758	0.002	0	0.0	0	0.0	0.015	0.005	○	0	○	○
	富岡	100	住	366	8759	0.003	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	○	0	○	○
	楢葉	100	未	366	8753	0.003	0	0.0	0	0.0	0.021	0.006	○	0	○	○
	広野1	100	未	364	8745	0.003	0	0.0	0	0.0	0.019	0.007	○	0	○	○
	広野2	100	未	365	8743	0.003	0	0.0	0	0.0	0.043	0.006	○	0	○	○
	川内	100	未	364	8740	0.002	0	0.0	0	0.0	0.022	0.005	○	0	○	○
いわき	大高	17	未	366	8774	0.004	0	0.0	0	0.0	0.045	0.007	○	0	○	○
	上中田	17	準工	366	8775	0.004	0	0.0	0	0.0	0.026	0.007	○	0	○	○
	花ノ井	17	住	365	8769	0.003	0	0.0	0	0.0	0.029	0.007	○	0	○	○
	金山	17	未	366	8772	0.003	0	0.0	0	0.0	0.032	0.007	○	0	○	○
	田部	17	未	366	8776	0.004	0	0.0	0	0.0	0.043	0.007	○	0	○	○
	下川	17	準工	366	8777	0.006	3	0.0	0	0.0	0.122	0.016	○	0	○	×
	滝尻	17	住	365	8774	0.006	0	0.0	0	0.0	0.057	0.015	○	0	○	○
	愛宕下	17	住	365	8761	0.005	0	0.0	0	0.0	0.068	0.011	○	0	○	○
	大原	17	住	365	8770	0.005	0	0.0	0	0.0	0.093	0.016	○	0	○	○
	南富岡	17	工専	366	8774	0.005	0	0.0	0	0.0	0.058	0.014	○	0	(○)	(○)
	鹿島	17	住	365	8745	0.003	0	0.0	0	0.0	0.034	0.009	○	0	○	○
	中原	17	工	366	8776	0.008	4	0.0	0	0.0	0.245	0.018	○	0	○	×
	西郷	17	住	365	8772	0.004	0	0.0	0	0.0	0.040	0.010	○	0	○	○
	揚土	17	住	364	8741	0.003	0	0.0	0	0.0	0.020	0.007	○	0	○	○
	高坂	17	住	364	8678	0.001	0	0.0	0	0.0	0.028	0.005	○	0	○	○
	下神谷	17	未	366	8775	0.003	0	0.0	0	0.0	0.047	0.006	○	0	○	○

環境保全領域調べ

(注)1　「令別表第3の区分」は、大気汚染防止法施行令第5条の規定による硫黄酸化物の排出基準(K値)に係る地域の区分で、それぞれ100はK＝17.5、16はK＝11.5、17はK＝6.0を示します。

2　南富岡局は工業専用地域のため、環境基準は適用されません。

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	2日平均値の除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境長期基準評価の価	環境短期基準評価の価
				(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×)	(適○・不適×)
福島	天神	100	住	365	8747	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.01	○	0	○	○

環境保全領域調べ

55 二酸化硫黄濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	南町	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	森合	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	古川	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
郡山	芳賀	住	0.005	0.006	0.004	0.004	0.003
	朝日	住	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	堤下	住	0.004	0.002	0.002	0.001	0.001
	日和田	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	富久山	住	0.001	0.001	0.002	0.001	0.001
	安積	住	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001
須賀川	須賀川	住	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004
白河	白河	住	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
磐梯	大寺六区	未	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
会津若松	会津若松	住	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
相馬	新地1	未	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	新地2	未	0.002	0.002	0.001	0.000	0.000
	相馬1	住	0.002	0.003	0.001	0.002	0.002
	相馬2	未	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	鹿島寺内	未	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001
原町	原町1	住	0.004	0.004	0.004	0.001	0.001
	原町2	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001
	小高	住	0.003	0.004	0.004	0.001	0.001
	飯舘	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
双葉	浪江	住	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	双葉	住	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	大熊	未	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002
	富岡	住	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
	楢葉	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	広野1	未	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
	広野2	未	0.002	0.003	0.003	0.003	0.003
	川内	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002
いわき	大高	未	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
	上中田	準工	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004
	花ノ井	住	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003
	金山	未	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003
	田部	未	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004
	下川	準工	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006
	滝尻	住	0.005	0.007	0.006	0.006	0.006
	愛宕下	住	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
	大原	住	0.006	0.007	0.006	0.005	0.005
	南富岡	工専	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005
	鹿島	住	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
	中原	工	0.007	0.008	0.008	0.007	0.008
	西郷	住	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004
	揚土	住	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003
	高坂	住	0.004	0.004	0.004	0.004	0.001
	下神谷	未	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005

環境保全領域調べ

56 二酸化窒素濃度の測定結果(平成15年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準による評価
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(適○・不適×)
福島	南町	100	住	365	8745	0.020	0.089	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	4.1	0.043	0	○
	森合	100	住	297	7129	0.014	0.056	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
	古川	100	住	299	7259	0.012	0.073	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.7	0.036	0	○
郡山	芳賀	16	住	365	8751	0.017	0.075	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.034	0	○
	朝日	16	住	365	8744	0.016	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.033	0	○
	堤下	16	住	356	8589	0.014	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.028	0	○
	日和田	16	住	365	8749	0.013	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.029	0	○
	富久山	16	住	363	8715	0.013	0.065	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.027	0	○
	安積	16	住	310	7848	0.010	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.022	0	○
須賀川	須賀川	100	住	365	8748	0.014	0.063	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0.030	0	○
白河	白河	100	住	362	8700	0.012	0.071	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.027	0	○
会津若松	会津若松	100	住	362	8706	0.011	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.031	0	○
相馬	新地1	100	未	362	8707	0.005	0.035	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.012	0	○
	相馬1	100	住	364	8714	0.008	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○
原町	原町1	100	住	362	8691	0.008	0.052	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○
	小高	100	住	312	7521	0.009	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.017	0	○
	飯舘	100	未	347	8363	0.003	0.030	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.008	0	○
双葉	大熊	100	未	364	8730	0.005	0.037	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.013	0	○
	富岡	100	住	363	8739	0.006	0.047	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	○
	楢葉	100	未	347	8401	0.010	0.053	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.019	0	○
	広野1	100	未	364	8738	0.006	0.038	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.014	0	○
	川内	100	未	365	8753	0.003	0.023	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.007	0	○
いわき	上中田	17	準工	365	8752	0.015	0.055	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.024	0	○
	滝尻	17	住	366	8755	0.015	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	○
	愛宕下	17	住	364	8737	0.015	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.033	0	○
	大原	17	住	363	8608	0.014	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.031	0	○
	鹿島	17	住	365	8749	0.014	0.060	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0	○
	西郷	17	住	365	8672	0.013	0.068	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
	湯土	17	住	365	8748	0.011	0.072	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.026	0	○
	高坂	17	住	365	8753	0.011	0.054	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.023	0	○
	下神谷	17	未	365	8747	0.008	0.078	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.020	0	○

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	令別表第3の区分	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準による評価
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(適○・不適×)
福島	天神	100	住	365	8744	0.019	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	7	1.9	0.039	0	○
郡山	台新	16	住	360	8695	0.020	0.076	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0.035	0	○
いわき	平	17	商	353	8519	0.021	0.094	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.038	0	○

環境保全領域調べ

57 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値(ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	南町	住	0.019	0.020	0.019	0.019	0.020
	森合	住	0.014	0.015	0.014	0.014	0.014
	古川	住	0.012	0.012	0.011	0.011	0.012
郡山	芳賀	住	0.017	0.018	0.016	0.017	0.017
	朝日	住	0.016	0.017	0.017	0.017	0.016
	堤下	住	0.014	0.016	0.014	0.015	0.014
	日和田	住	0.012	0.014	0.012	0.013	0.013
	富久山	住	0.013	0.014	0.013	0.014	0.013
	安積	住	0.013	0.014	0.014	0.014	0.010
須賀川	須賀川	住	0.014	0.015	0.015	0.014	0.014
白河	白河	住	0.012	0.014	0.012	0.013	0.012
会津若松	会津若松	住	0.011	0.012	0.011	0.010	0.011
相馬	新地1	未	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
	相馬1	住	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008
原町	原町1	住	0.007	0.008	0.007	0.008	0.008
	小高	住	0.007	0.008	0.007	0.008	0.009
	飯舘	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
双葉	大熊	未	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005
	富岡	住	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006
	楢葉	未	0.010	0.010	0.009	0.009	0.010
	広野1	未	0.004	0.005	0.005	0.005	0.006
	川内	未	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
いわき	上中田	準工	0.014	0.015	0.014	0.015	0.015
	滝尻	住	0.013	0.015	0.014	0.015	0.015
	愛宕下	住	0.015	0.015	0.015	0.016	0.015
	大原	住	0.017	0.019	0.019	0.015	0.014
	鹿島	住	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014
	西郷	住	0.015	0.016	0.017	0.015	0.013
	揚土	住	0.010	0.011	0.010	0.010	0.011
	高坂	住	0.012	0.014	0.014	0.013	0.011
	下神谷	未	0.007	0.009	0.009	0.008	0.008

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値(ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.019	0.018	0.019	0.019	0.019
郡山	台新	住	0.022	0.021	0.021	0.021	0.020
いわき	平	商	0.021	0.024	0.024	0.022	0.021

環境保全領域調べ

58 二酸化窒素濃度測定結果の経年変化(日平均値の年間98%値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	南町	住	0.039	0.043	0.042	0.038	0.043
	森合	住	0.033	0.032	0.028	0.027	0.029
	古川	住	0.025	0.029	0.027	0.026	0.036
郡山	芳賀	住	0.030	0.034	0.031	0.034	0.034
	朝日	住	0.032	0.033	0.034	0.036	0.033
	堤下	住	0.032	0.033	0.031	0.034	0.028
	日和田	住	0.030	0.032	0.027	0.031	0.029
	富久山	住	0.028	0.029	0.028	0.029	0.027
	安積	住	0.028	0.027	0.026	0.028	0.022
須賀川	須賀川	住	0.026	0.030	0.027	0.029	0.030
白河	白河	住	0.027	0.031	0.026	0.029	0.027
会津若松	会津若松	住	0.031	0.035	0.026	0.027	0.031
相馬	新地1	未	0.012	0.013	0.012	0.013	0.012
	相馬1	住	0.017	0.017	0.016	0.017	0.017
原町	原町1	住	0.015	0.016	0.015	0.016	0.017
	小高	住	0.015	0.016	0.015	0.016	0.017
	飯舘	未	0.007	0.008	0.007	0.009	0.008
双葉	大熊	未	0.009	0.011	0.010	0.010	0.013
	富岡	住	0.011	0.012	0.011	0.012	0.014
	楢葉	未	0.019	0.021	0.018	0.019	0.019
	広野1	未	0.011	0.013	0.012	0.013	0.014
	川内	未	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007
いわき	上中田	準工	0.024	0.024	0.024	0.025	0.024
	滝尻	住	0.025	0.031	0.028	0.030	0.033
	愛宕下	住	0.031	0.032	0.031	0.033	0.033
	大原	住	0.035	0.037	0.039	0.030	0.031
	鹿島	住	0.029	0.027	0.027	0.029	0.029
	西郷	住	0.027	0.031	0.033	0.028	0.026
	揚土	住	0.022	0.022	0.022	0.024	0.026
	高坂	住	0.024	0.028	0.031	0.025	0.023
	下神谷	未	0.018	0.019	0.022	0.019	0.020

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	日平均値の年間98%値(ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.037	0.037	0.037	0.039	0.039
郡山	台新	住	0.036	0.036	0.035	0.036	0.035
いわき	平	商	0.040	0.045	0.045	0.044	0.038

環境保全領域調べ

59 光化学オキシダント濃度の測定結果(平成15年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値の日最高	環境基準による評価
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・不適×)
福島	南町	住	366	5454	0.027	50	229	0	0	0.092	0.042	×
	森合	住	366	5406	0.023	11	52	0	0	0.082	0.034	×
	古川	住	366	5417	0.028	39	190	0	0	0.084	0.040	×
二本松	二本松	住	363	5318	0.026	29	129	0	0	0.084	0.038	×
郡山	芳賀	住	366	5428	0.029	50	303	0	0	0.091	0.042	×
	朝日	住	366	5455	0.028	47	265	0	0	0.089	0.042	×
	堤下	住	366	5428	0.032	71	397	0	0	0.095	0.046	×
	日和田	住	366	5438	0.033	72	426	0	0	0.098	0.047	×
	富久山	住	366	5438	0.032	60	377	0	0	0.100	0.046	×
	安積	住	366	5437	0.031	65	365	0	0	0.096	0.045	×
須賀川	須賀川	住	366	5424	0.026	23	103	0	0	0.078	0.036	×
矢吹	矢吹	住	366	5455	0.035	75	464	0	0	0.107	0.048	×
白河	白河	住	366	5423	0.030	36	215	0	0	0.088	0.041	×
会津若松	会津若松	住	364	5407	0.029	48	301	0	0	0.094	0.043	×
相馬	新地1	未	366	5442	0.032	35	184	0	0	0.090	0.042	×
	相馬1	住	346	5130	0.034	47	215	0	0	0.081	0.045	×
原町	原町1	住	366	5454	0.035	55	269	0	0	0.094	0.047	×
	小高	住	366	5450	0.033	54	275	0	0	0.107	0.046	×
	飯舘	未	366	5373	0.033	23	103	0	0	0.083	0.042	×
双葉	大熊	未	365	5320	0.029	13	50	0	0	0.077	0.037	×
	富岡	住	365	5344	0.031	29	103	0	0	0.078	0.039	×
	楢葉	未	366	5434	0.035	65	338	0	0	0.107	0.049	×
	広野1	未	364	5279	0.032	26	116	0	0	0.081	0.041	×
	川内	未	366	5441	0.033	36	162	0	0	0.089	0.044	×
いわき	上中田	準工	366	5391	0.021	4	12	0	0	0.076	0.031	×
	滝尻	住	366	5354	0.021	2	3	0	0	0.067	0.031	×
	愛宕下	住	366	5324	0.022	7	28	0	0	0.080	0.031	×
	大原	住	365	5316	0.023	12	40	0	0	0.093	0.034	×
	鹿島	住	366	5452	0.021	10	30	0	0	0.104	0.033	×
	西郷	住	366	5449	0.028	47	188	0	0	0.115	0.043	×
	揚土	住	366	5343	0.023	3	6	0	0	0.065	0.031	×
	高坂	住	365	5302	0.022	7	19	0	0	0.076	0.031	×
	下神谷	未	366	5361	0.028	17	69	0	0	0.079	0.038	×

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の年平均値の日最高	環境基準による評価
			(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(適○・不適×)
福島	天神	住	366	5416	0.025	23	88	0	0	0.078	0.037	×

環境保全領域調べ

60 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化(昼間の1時間値の年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	南町	住	0.026	0.024	0.034	0.028	0.270
	森合	住	0.027	0.027	0.025	0.025	0.023
	古川	住	0.031	0.031	0.029	0.030	0.028
二本松	二本松	住	−	−	0.024	0.026	0.026
郡山	芳賀	住	0.033	0.027	0.029	0.032	0.029
	朝日	住	0.031	0.028	0.029	0.026	0.028
	堤下	住	0.034	0.035	0.033	0.033	0.032
	日和田	住	0.037	0.034	0.029	0.032	0.033
	富久山	住	0.036	0.035	0.033	0.033	0.032
	安積	住	0.035	0.034	0.031	0.031	0.031
須賀川	須賀川	住	0.030	0.029	0.027	0.026	0.026
矢吹	矢吹	住	−	−	0.031	0.037	0.035
白河	白河	住	0.036	0.035	0.031	0.032	0.030
会津若松	会津若松	住	0.036	0.031	0.029	0.030	0.029
相馬	新地1	未	0.038	0.034	0.033	0.035	0.032
	相馬1	住	0.038	0.033	0.034	0.036	0.034
原町	原町1	住	0.034	0.030	0.028	0.035	0.035
	小高	住	0.035	0.029	0.027	0.034	0.033
	飯舘	未	0.040	0.035	0.032	0.032	0.033
双葉	大熊	未	0.036	0.032	0.029	0.031	0.029
	富岡	住	0.040	0.035	0.034	0.034	0.031
	楢葉	未	0.034	0.030	0.029	0.036	0.035
	広野1	未	0.040	0.037	0.037	0.035	0.032
	川内	未	0.034	0.049	0.035	0.029	0.033
いわき	上中田	準工	0.028	0.020	0.020	0.022	0.021
	滝尻	住	0.029	0.022	0.025	0.021	0.021
	愛宕下	住	0.030	0.024	0.023	0.023	0.022
	大原	住	0.030	0.029	0.028	0.023	0.023
	鹿島	住	0.029	0.024	0.026	0.025	0.021
	西郷	住	0.031	0.022	0.015	0.027	0.028
	揚土	住	0.032	0.025	0.028	0.026	0.023
	高坂	住	0.030	0.023	0.027	0.024	0.022
	下神谷	未	0.035	0.028	0.030	0.029	0.028

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.022	0.029	0.028	0.026	0.025

環境保全領域調べ

61 光化学オキシダント濃度測定結果の経年変化（昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数）

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	南町	住	91	59	37	163	229
	森合	住	136	83	105	64	52
	古川	住	243	313	225	124	190
二本松	二本松	住	－	－	37	78	129
郡山	芳賀	住	334	124	165	221	303
	朝日	住	261	121	150	78	265
	堤下	住	401	535	379	334	397
	日和田	住	497	404	116	158	426
	富久山	住	511	563	327	355	377
	安積	住	518	508	316	269	365
須賀川	須賀川	住	206	118	86	46	103
矢吹	矢吹	住	－	－	197	486	464
白河	白河	住	427	370	271	187	215
会津若松	会津若松	住	296	395	203	177	301
相馬	新地1	未	369	137	98	112	184
	相馬1	住	363	325	208	192	215
原町	原町1	住	235	91	77	181	269
	小高	住	319	125	86	202	275
	飯舘	未	450	508	121	77	103
双葉	大熊	未	331	211	103	48	50
	富岡	住	525	327	154	230	103
	楢葉	未	352	200	168	341	338
	広野1	未	397	328	196	107	116
	川内	未	229	239	266	172	162
いわき	上中田	準工	246	42	28	16	12
	滝尻	住	192	7	59	3	3
	愛宕下	住	153	18	64	5	28
	大原	住	301	175	160	24	40
	鹿島	住	164	41	62	31	30
	西郷	住	332	31	0	103	188
	揚土	住	184	44	62	13	6
	高坂	住	218	41	120	17	19
	下神谷	未	366	85	110	40	69

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	2	146	202	44	88

環境保全領域調べ

62 浮遊粒子状物質濃度の測定結果(平成15年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間高値の値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境長期基準の評価	環境短期基準の評価
			(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×)	(適○・不適×)
福島	南町	住	364	8727	0.017	0	0.0	0	0.0	0.156	0.046	○	0	○	○
	森合	住	362	8709	0.020	0	0.0	0	0.0	0.162	0.052	○	0	○	○
朝日	朝日	住	362	8720	0.018	0	0.0	0	0.0	0.151	0.047	○	0	○	○
須賀川	須賀川	住	363	8719	0.022	0	0.0	0	0.0	0.169	0.056	○	0	○	○
白河	白河	住	364	8760	0.017	0	0.0	0	0.0	0.167	0.051	○	0	○	○
会津若松	会津若松	住	363	8717	0.031	0	0.0	0	0.0	0.108	0.064	○	0	○	○
相馬*	新地1	未	356	8605	0.024	0	0.0	0	0.0	0.151	0.059	○	0	○	○
	新地2	未	358	8614	0.022	0	0.0	0	0.0	0.159	0.053	○	0	○	○
	相馬1	住	360	8692	0.031	0	0.0	0	0.0	0.152	0.069	○	0	○	○
	相馬2	未	356	8649	0.028	0	0.0	0	0.0	0.142	0.065	○	0	○	○
	鹿島寺内	未	180	4448	0.022	0	0.0	0	0.0	0.158	0.055	○	(0)	−	−
原町	原町1	住	351	8541	0.020	0	0.0	0	0.0	0.110	0.051	○	0	○	○
	原町2	未	354	8555	0.021	0	0.0	0	0.0	0.117	0.050	○	0	○	○
	小高	住	354	8590	0.021	0	0.0	0	0.0	0.141	0.051	○	0	○	○
	飯舘	未	361	8697	0.015	0	0.0	0	0.0	0.173	0.040	○	0	○	○
双葉	浪江	住	349	8425	0.022	0	0.0	0	0.0	0.148	0.060	○	0	○	○
	大熊	未	358	8619	0.018	0	0.0	0	0.0	0.111	0.050	○	0	○	○
	富岡	住	357	8591	0.020	0	0.0	0	0.0	0.155	0.059	○	0	○	○
	楢葉	未	361	8684	0.029	1	0.0	0	0.0	0.209	0.065	○	0	○	×
	広野1	未	362	8727	0.016	0	0.0	0	0.0	0.114	0.044	○	0	○	○
	広野2	未	310	7621	0.022	0	0.0	0	0.0	0.107	0.048	○	0	○	○
	川内	未	358	8627	0.016	0	0.0	0	0.0	0.141	0.044	○	0	○	○
いわき	花ノ井	住	363	8751	0.024	0	0.0	0	0.0	0.174	0.063	○	0	○	○
	滝尻	住	365	8772	0.026	1	0.0	5	1.4	0.239	0.079	×	3	×	×
	愛宕下	住	365	8756	0.027	7	0.1	2	0.5	0.273	0.082	○	0	○	×
	大原	住	364	8744	0.028	10	0.1	4	1.1	0.239	0.086	×	2	×	×
	西郷	住	363	8756	0.022	7	0.1	2	0.6	0.252	0.071	○	0	○	×
	揚土	住	364	8736	0.023	0	0.0	0	0.0	0.134	0.064	○	0	○	○

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m³を超えた日数とその割合		1時間高値の値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	環境長期基準の評価	環境短期基準の評価
			(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×)	(適○・不適×)
福島	天神	住	363	8725	0.023	1	0.0	0	0.0	0.235	0.054	○	0	○	×
郡山	台新	住	365	8759	0.019	0	0.0	0	0.0	0.114	0.048	○	0	○	○
いわき	平	商	365	8759	0.029	0	0.0	1	0.3	0.194	0.073	○	0	○	×

環境保全領域調べ

63 浮遊粒子状物質濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m³)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	南町	住	0.021	0.024	0.021	0.019	0.017
	森合	住	0.023	0.025	0.022	0.021	0.020
郡山	朝日	住	0.014	0.020	0.019	0.018	0.018
須賀川	須賀川	住	0.021	0.024	0.023	0.023	0.022
白河	白河	住	0.017	0.022	0.020	0.020	0.017
会津若松	会津若松	住	0.023	0.027	0.034	0.032	0.031
相馬	新地1	未	0.018	0.025	0.025	0.023	0.024
	新地2	未	0.015	0.021	0.021	0.022	0.022
	相馬1	住	0.019	0.021	0.026	0.031	0.031
	相馬2	未	0.020	0.022	0.025	0.030	0.028
	鹿島寺内	未	0.018	0.021	0.020	0.018	(0.022)
原町	原町1	住	0.017	0.020	0.018	0.022	0.020
	原町2	未	0.017	0.021	0.018	0.018	0.021
	小高	住	0.018	0.020	0.018	0.022	0.021
	飯舘	未	0.016	0.018	0.016	0.016	0.015
双葉	浪江	住	0.020	0.024	0.024	0.023	0.022
	大熊	未	0.017	0.020	0.021	0.019	0.018
	富岡	住	0.018	0.023	0.023	0.022	0.020
	楢葉	未	−	−	0.031	0.029	0.029
	広野1	未	0.013	0.016	0.017	0.015	0.016
	広野2	未	−	−	−	0.022	0.022
	川内	未	0.014	0.017	0.018	0.017	0.016
いわき	花ノ井	準工	0.021	0.024	0.025	0.023	0.024
	滝尻	住	0.024	0.031	0.031	0.026	0.026
	愛宕下	住	0.021	0.027	0.027	0.029	0.027
	大原	住	0.024	0.029	0.028	0.027	0.028
	西郷	住	0.020	0.025	0.025	0.023	0.022
	揚土	住	0.018	0.023	0.022	0.023	0.023

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値 (mg/m³)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.018	0.027	0.025	0.023	0.023
郡山	台新	住	0.021	0.022	0.020	0.019	0.019
いわき	平	商	0.022	0.027	0.026	0.028	0.029

環境保全領域調べ

64 非メタン炭化水素濃度の測定結果(平成15年度年間値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値				
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福島	森合	住	8366	0.20	0.23	365	2.06	0.05	159	43.6	77	21.1
郡山	朝日	住	8585	0.24	0.25	358	1.49	0.05	190	53.1	91	25.4
須賀川	須賀川	住	7932	0.16	0.17	345	1.20	0.04	92	26.7	22	6.4
白河	白河	住	8221	0.13	0.15	358	0.44	0.04	84	23.5	16	4.5
会津若松	会津若松	住	8252	0.16	0.15	359	0.55	0.03	70	19.5	18	5.0
原町	原町1	住	8517	0.19	0.21	358	0.83	0.09	147	41.1	52	14.5
双葉	楢葉	未	8687	0.10	0.10	365	0.27	0.04	11	3.0	0	0.0
	川内	未	8376	0.10	0.10	354	0.34	0.01	16	4.5	1	0.3

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
							最高値	最低値				
			(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
福島	天神	住	8635	0.18	0.19	356	0.56	0.06	132	37.1	46	12.9
郡山	台新	住	7866	0.26	0.29	323	0.82	0.07	212	65.6	128	39.6
いわき	平	商	7845	0.21	0.21	327	2.10	0.04	122	37.3	62	19.0

環境保全領域調べ

65 非メタン炭化水素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

(1) 一般環境大気測定局

地区	測定局	用途地域	6～9時における年平均値(ppmC)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	森合	住	0.28	0.21	0.22	0.22	0.23
郡山	朝日	住	0.18	0.20	0.22	0.25	0.25
須賀川	須賀川	住	0.24	0.20	0.19	0.18	0.17
白河	白河	住	0.17	0.16	0.14	0.14	0.15
会津若松	会津若松	住	0.17	0.18	0.16	0.14	0.15
原町	原町1	住	0.11	0.12	0.12	0.16	0.21
双葉	楢葉	未	0.10	0.09	0.09	0.07	0.10
	川内	未	0.08	0.07	0.10	0.12	0.10

環境保全領域調べ

(2) 自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	6～9時における年平均値(ppmC)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.24	0.24	0.25	0.21	0.19
郡山	台新	住	0.18	0.18	0.17	0.29	0.29
いわき	平	商	0.29	0.28	0.33	0.20	0.21

環境保全領域調べ

66 一酸化炭素濃度の測定結果(平成15年度年間値)

自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日	環境長期基準的評価の価	環境短期基準的評価の価
			(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	(適○・不適×)	(適○・不適×)
福島	天神	住	362	8703	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.9	0.9	○	0	○	○
郡山	台新	住	363	8727	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.2	0.7	○	0	○	○
いわき	平	商	364	8743	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6.2	1.2	○	0	○	○

環境保全領域調べ

67 一酸化炭素濃度測定結果の経年変化(年平均値)

自動車排出ガス測定局

地区	測定局	用途地域	年平均値 (ppm)				
			11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
福島	天神	住	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
郡山	台新	住	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4
いわき	平	商	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7

環境保全領域調べ

68 有害大気汚染物質モニタリング測定地点(平成15年度)

地域分類(地点数)	市町村	測定地点	用途地域	測定機関
一般環境(6)	郡山市	開成山公園	第一種低層住居専用地域	郡山市
	いわき市	揚土局	第二種住居地域	いわき市
		下神谷局	未指定地域	
		大原局	第一種住居地域	
	白河市	白河局	第一種住居地域	福島県
	原町市	原町合同庁舎	第一種住居地域	福島県
発生源周辺(2)	郡山市	芳賀公民館	第一種住居地域	郡山市
	二本松市	二本松市内	第一種住居地域	福島県
沿道(2)	福島市	県庁東分庁舎	第二種住居地域	福島県
	いわき市	平局	商業地域	いわき市

69 有害大気汚染物質モニタリングの結果(平成15年度)

(単位:μg/m³※1)

物質名	地域分類	測定値(年平均値) 地点数 福島県	郡山市	いわき市	計	平均	平均値の最小	平均値の最大	全国の状況※2 平均	最大	環境基準等※3
ベンゼン	一般環境	2	1	3	6	1.1	0.60	1.6	1.7	5.0	3
	発生源周辺		1		1	1.5	—	—	1.8	4.5	
	沿道	1		1	2	2.0	1.9	2.0	2.6	5.7	
トリクロロエチレン	一般環境	2	1	3	6	0.48	0.12	1.3	0.70	7.4	200
	発生源周辺		1		1	1.3	—	—	2.0	70	
テトラクロロエチレン	一般環境	2	1	3	6	0.11	0.030	0.36	0.44	7.6	200
	発生源周辺		1		1	0.31	—	—	0.39	3.2	
ジクロロメタン	一般環境	2	1	3	6	1.5	0.72	2.5	2.2	12	150
	発生源周辺	1	1		2	28	4.6	51	5.2	190	
アクリロニトリル	一般環境	2	1		3	0.045	0.040	0.053	0.11	1.3	2
	発生源周辺		1		1	0.043	-	-	0.17	0.93	
塩化ビニルモノマー	一般環境	2		1	3	0.032	0.015	0.060	0.070	2.7	10
水銀及びその化合物(ng/m³)	一般環境	2			2	1.7	1.6	1.8	2.0	3.8	40
ニッケル化合物(ng/m³)	一般環境	2	1		3	2.1	2.0	2.2	4.8	51	25
	発生源周辺		1		1	2.5	-	-	11	82	
アセトアルデヒド	一般環境	2	1		3	2.4	1.6	3.1	2.5	7.9	
	発生源周辺		1		1	2.5	—	—			
	沿道	1		1	2	2.6	2.2	2.9			
クロロホルム	一般環境	2	1	1	4	0.25	0.15	0.46	0.27	4.2	
	発生源周辺		1		1	0.20	—	—			
酸化エチレン	一般環境	2	1	1	4	0.057	0.040	0.074	0.11	1.8	
	発生源周辺		1		1	0.086	-	-			
1,2-ジクロロエタン	一般環境	2		1	3	0.070	0.060	0.080	0.13	1.3	
ヒ素及びその化合物(ng/m³)	一般環境	2		1	3	2.7	1.2	5.4	1.7	39	
1,3-ブタジエン	一般環境	2			2	0.13	0.11	0.14	0.26	1.6	
	沿道			1	1	0.25	-	-			
ベリリウム及びその化合物(ng/m³)	一般環境	2		1	3	0.041	0.0094	0.10	0.13	5.0	
ベンゾ[a]ピレン(ng/m³)	一般環境	2			2	0.20	0.17	0.23	0.32	1.5	
	沿道	1		1	2	0.27	0.20	0.33			
ホルムアルデヒド	一般環境	2	1		3	2.8	2.4	3.3	3.4	10	
	発生源周辺		1		1	3.0	—	—			
	沿道	1		1	2	2.7	2.2	3.1			
マンガン及びその化合物(ng/m³)	一般環境	2	1		3	11	6.6	14	32	180	
	発生源周辺		1		1	16	-	-			
クロム及びその化合物(ng/m³)	一般環境	2			2	1.7	1.0	2.4	7.1	110	

※1 水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物の単位は、ng/m³です。

※2 出典:平成14年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(環境省)
環境基準及び指針値設定項目の平均及び最大は地域分類ごとの値、それ以外の11項目の平均及び最大は全調査地点の値です。

※3 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物については指針値です。

70 ばい煙発生施設届出件数等

（平成15年度）

施設の番号	施設の種類		県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	郡山市（中核市）	いわき市（中核市）	計
1	ボイラー（小型除く）		421	122	182	243	31	103(30)	277	245(15)	1,624(45)
	小型ボイラー		350	137	103	195	46	153	219	289	1,492
2	ガス発生炉		0(3)	0	0	0	0	0	0	0	0(3)
3	焙焼炉・焼結炉		0	0	0	0	0	0	0	8	8
5	溶解炉		55	12	25	42	1	9	1	12	157
6	金属加熱炉		35	6	23	27	0	1	2	9	103
9	溶融炉		6	1	1	0	8	0	13	0	29
	焼成炉		2	3	1	7	0	0	22	19	54
10	反応炉		0	0	0	0	0	0	9	7	16
11	骨材乾燥炉		7	7	4	10	3	6	9	9	55
	その他の乾燥炉		10	6	5	14	1	3	12	14	65
12	電気炉		4	0	0	3	0	0	0	0	7
13	廃棄物焼却炉		21	19	16	19	8	25(2)	9	29	146(2)
14	銅・鉛又は亜鉛の精錬用	焙焼炉	1	0	0	2	0	0	0	1(1)	4(1)
		焼結炉	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		溶鉱炉	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		転炉	0	0	0	0	0	0	0	5	5
		溶解炉	0	3	0	0	0	0	0	3	6
		乾燥炉	0	0	0	1	0	0	0	4	5
17	塩化第二鉄製造用溶解炉		0	0	0	0	0	0	6	0	6
19	塩素反応施設		0	1	0	1	0	8	13	28	51
	塩化水素反応施設		0	0	0	3	0	0	0	1	4
	塩化水素吸収施設		0	0	0	0	0	4	6	4	14
21	複合肥料等製造用	反応施設	0	0	0	0	0	0	0	4	4
25	鉛蓄電池製造用溶解炉		0	0	0	0	0	0	0	8	8
27	硝酸製造用	吸収施設	0	0	0	0	0	0	0	2	2
		濃縮施設	0	0	0	0	0	0	0	1	1
29	ガスタービン		0	0	0(5)	0(7)	0	0(1)	0(3)	0	0(16)
		非常用	0(21)	0	0(2)	0(8)	0(1)	0(10)	0(12)	2(10)	2(64)
30	ディーゼル機関		0(45)	0(22)	3(9)	9(17)	0	0(14)	2(34)	4(20)	18(161)
		非常用	2(71)	0(24)	0(7)	6(52)	0(4)	3(58)	7(28)	15(44)	33(288)
31	ガス機関		0(1)	0	0(8)	0(1)	0	0	0	0(1)	0(11)
		非常用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設数		合計	914(141)	317(46)	363(31)	582(85)	98(5)	315(115)	607(77)	727(91)	3,923(591)
		構成比(%)	23.3	8.1	9.3	14.8	2.5	8.0	15.5	18.5	100
工場・事業場数		合計	414(88)	148(28)	163(15)	272(56)	58(5)	146(40)	224(46)	242(66)	1,667(344)
		構成比(%)	24.8	8.9	9.8	16.3	3.5	8.8	13.4	14.5	100

環境保全領域調べ

（注）上表中（ ）内の数字は、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づく施設及び工場・事業場数を示し、届出件数等には含まれません。

71 特定粉じん発生施設届出件数等

(平成15年度)

施設の項番号			県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	郡山市(中核市)	いわき市(中核市)	計
4	切断機		—	—	—	—	—	—	—	3	3
5	研磨機		—	—	—	—	—	—	—	1	1
7	破砕機・摩砕機		—	—	—	—	—	—	—	1	1
施設数		合計	—	—	—	—	—	—	—	5	5
		構成比(%)	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
工場・事業場数		合計	—	—	—	—	—	—	—	1	1
		構成比(%)	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0

環境保全領域調べ

72 一般粉じん発生施設届出件数等

(平成15年度)

施設の項番号			県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	郡山市(中核市)	いわき市(中核市)	計
2	堆積場		32	15	16	42	4	33(5)	27	67(11)	236(16)
3	コンベア		123	32	106	65	6	176(42)	47	159(57)	714(99)
4	破砕機・摩砕機		47	32	44	56	7	71(8)	41	47(4)	345(12)
5	ふるい		30	29	32	21	3	44(4)	20	31(1)	210(5)
施設数		合計	232	108	198	184	20	324(59)	135	304(73)	1,505(132)
		構成比(%)	15.4	7.2	13.2	12.2	1.3	21.5	9.0	20.2	100.0
工場・事業場数		合計	36	24	31	71	7	45(2)	30	61(3)	305(5)
		構成比(%)	11.8	7.9	10.2	23.3	2.3	14.7	9.8	20.0	100.0

(注) 上表中( )内の数字は、電気事業法に基づく施設数等を示し、届出件数等には含まれません。 環境保全領域調べ

73 ばい煙等の立入検査実施状況

(平成15年度)

			県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	郡山市(中核市)	いわき市(中核市)	計
調査数	延べ事業場数	煙道排ガス調査	6	5	4	6	2	5	1	14	43
		届出状況等確認調査	38	52	27	52	23	23	10	87	312
	延べ施設数	煙道排ガス調査	6	5	4	6	2	5	1	14	43
		届出状況等確認調査	76	110	82	190	58	48	81	440	1,085
煙道排ガス調査検査項目	硫黄酸化物	大防法	3	2	3	4	1	2	—	8	23
		上記外	—	—	—	—	—	—	—	5	5
	ばいじん	大防法	5	5	3	6	1	4	—	8	32
		条例	1	—	1	—	—	—	—	—	2
		上記外	—	—	—	—	—	—	—	5	5
	窒素酸化物	大防法	2	3	3	4	—	2	—	8	22
		上記外	—	—	—	—	—	—	1	5	6
	有害物質	大防法	2	4	2	1	2	3	—	4	18
		条例	—	6	—	—	1	—	—	3	10
		上記外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	大防法	12	14	11	15	4	11	0	28	95
		条例	1	6	1	—	1	—	—	3	12
		上記外	—	—	—	—	—	—	1	15	16

74 ばい煙等の立入検査による指導状況

年度 / 区分 / 業種	11		12		13		14		15	
	調査工場数	指導勧告数	調査工場数	指導勧告数	調査工場数	指導勧告数	調査工場数	指導勧告数	調査工場数	指導勧告数
食料品・たばこ製造業	16	0	20	0	27	0	36	1	34	1
繊維工業	6	0	4	0	5	0	9	0	8	0
木材・木製品製造業	6	0	6	0	10	0	6	1	1	0
家具・装備品製造業	1	0	3	0	9	0	2	1	5	0
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	0	7	0	8	0	5	1	9	0
化学工業	15	0	29	0	31	1	20	0	28	0
石油製品・石炭製品製造業	13	0	11	0	17	0	14	0	6	0
プラスチック製品製造業	3	0	3	0	1	0	5	0	1	0
ゴム製品製造業	2	0	1	0	3	1	4	0	4	0
窯業・土石製品製造業	25	0	33	0	25	0	26	0	28	0
鉄鋼業	4	0	7	0	5	0	4	0	7	0
非鉄金属製造業	8	0	9	1	10	0	8	0	13	0
金属製品製造業	6	0	4	0	4	0	3	0	4	0
一般機械器具製造業	6	0	2	0	5	0	4	0	6	0
電気機械器具製造業	14	0	12	0	12	0	15	0	11	0
輸送用機械器具製造業	8	0	5	0	3	0	3	0	8	0
精密機械器具製造業	7	0	8	0	4	0	5	0	3	0
その他の製造業	0	0	3	0	1	0	3	1	5	0
電気業	8	0	5	0	6	0	0	0	7	0
各種商品卸売業	0	0	1	0	2	0	2	0	4	0
繊維・機械器具・建築材等卸売業	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0
旅館・その他の宿泊所	19	0	16	1	15	0	26	4	35	1
医療業	16	0	22	0	17	0	11	0	9	0
保健及び廃棄物処理業	43	0	43	5	32	3	17	1	26	1
教育	12	0	15	0	10	0	13	0	7	0
その他のサービス業	4	0	5	0	21	0	12	3	26	1
その他	70	0	67	0	60	1	72	2	60	1
計	319	0	342	7	345	6	325	15	355	5

水 質 関 係

75 水質汚濁に係る環境基準

環境基準(「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下この表、(2)の表において「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる内容
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる内容
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる内容
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

備 考

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(注) 付表1～9は省略します。

(参考)要監視項目及び指針値

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	オキシン銅(有機銅)	0.04mg/ℓ以下
トランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/ℓ以下
1,2－ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	トルエン	0.6mg/ℓ以下
p－ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	キシレン	0.4mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	ニッケル	－
EPN	0.006mg/ℓ以下	モリブデン	0.07mg/ℓ以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/ℓ以下	アンチモン	0.02mg/ℓ以下
フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下
イプロベンホス(IBP)	0.008mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下
クロルニトロフェン(CNP)	－	1,4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	全マンガン	0.2mg/ℓ以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/ℓ以下	ウラン	0.002mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下		

※ 平成11年2月22日付け環境庁告示第14号、第16号による環境基準健康項目の変更に伴い、要監視項目及びその指針値が変更になりました。

※ 平成16年4月5日付け環境省環境管理局水環境部長通知により、要監視項目及び指針値が変更になりました。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河　　川

(ア) 河　　川(湖沼を除く。)

a

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下	
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100mℓ以下	
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	－	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	－	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	－	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備　考

1 基準値は、日間平均値とします(湖沼、海域もこれに準じます。)。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とします。(湖沼もこれに準じます。)

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。)。

4 最確数による定量法とは、次のものをいいます(湖沼、海域もこれに準じます。)。
試料10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ……のように連続した4段階(試料量が0.1mℓ以下の場合は1mℓに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mℓ中の最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か、又は、大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は、代替数が大腸菌群陰性となるよう適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃 3級:コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 / 類型	水性生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物C	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表9の1(1)による。)	

備考
1 基準値は年間平均値とします。

(イ) 湖　　沼(天然湖沼及び貯水量1,000万㎥以上の人工湖)

a

項目 / 類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	当該水域
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100mℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1.000MPN/100mℓ以下	
B	水道3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	－	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	－	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備考
水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しません。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃 3級:コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3級:特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

類型 ＼ 項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.2、45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備考

1 基準値は年間平均値とします。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用します。

3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しません。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水 道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2 級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水 産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃 3 級:コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3 級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

c

類型 ＼ 項目	水性生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表9の1(1)による。)	

イ 海　　域

a

類型	項目 / 利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	該当水域
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	－	検出されないこと	
C	工業用水2級 環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	－	－	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法	

備　考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mℓ以下とします。

2 アルカリ性法とは次のものをいいます。

検水50mℓを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10W/V%)1mℓを加え、次ぎにN/100過マンガン酸カリウム溶液10mℓを正確に加えたのち、沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10W/V%)1mℓとアジ化ナトリウム溶液(4W/V%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mℓを加えてよう素を遊離させ、それを力価の判明しているN/100チオ硫酸ナトリウム溶液で、でんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。

$COD(O_2 mg/ℓ)=0.08\times[(b)-(a)]\times f Na_2S_2O_3\times 1{,}000/50$

(a):N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(mℓ)

(b):蒸留水について行った空試験値(mℓ)

$f Na_2S_2O_3$:N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価

(注)　1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃　2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

類型	項目 / 利用目的の適応性	基準値 全窒素	全燐	該当水域
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	別に水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	

備　考

1 基準値は年間平均値とします。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとします。

(注)　1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃　2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃　3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

C

項目 / 類型	水性生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	該当水域
生物A	水性生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については、付表9の1(1)による。)	

(参　考) 要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/ℓ以下
		生物特A	0.006mg/ℓ以下
		生物B	3mg/ℓ以下
		生物特B	3mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.8mg/ℓ以下
		生物特A	0.8mg/ℓ以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/ℓ以下
		生物特A	0.01mg/ℓ以下
		生物B	0.08mg/ℓ以下
		生物特B	0.01mg/ℓ以下
	海域	生物A	2mg/ℓ以下
		生物特A	0.2mg/ℓ以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/ℓ以下
		生物特A	1mg/ℓ以下
		生物B	1mg/ℓ以下
		生物特B	1mg/ℓ以下
	海域	生物A	0.3mg/ℓ以下
		生物特A	0.03mg/ℓ以下

76 水質環境基準の類型あてはめ一覧表

(1) 河　　川

水系名	水域	類型	達成期間	設定年月日
阿武隈川	阿武隈川上流(堀川合流点より上流)	A	直ちに	46.5.25 閣議決定
	阿武隈川中流(1)(堀川合流点から五百川合流点まで)	B	直ちに	H14.7.15 環境庁告示 45号
	阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)	B	5年以内	46.5.25 閣議決定
	社　川(全域)	A	直ちに	
	釈迦堂川(影沼橋より上流)	A	直ちに	51.3.30
	釈迦堂川(影沼橋より下流)	B	直ちに	県告示354号
	大滝根川(谷田川を含む)	A	5年以内	
	逢瀬川(馬場川合流点より上流)	A	直ちに	
	逢瀬川(馬場川合流点から幕ノ内橋まで)	B	5年以内	
	逢瀬川(幕ノ内橋より下流)	D	5年を超える期間ですみやかに	
	五百川	A	直ちに	
	荒　川(日ノ倉橋より上流)(pHを除く)	A	直ちに	
	荒　川(日ノ倉橋より下流)(pHを除く)	B	直ちに	
	松　川(pHを除く)	A	直ちに	
	摺上川	A	直ちに	
	広瀬川(舘の腰橋より上流及び小国川)	A	直ちに	
	広瀬川(舘の腰橋より下流)	B	5年以内	
	今出川(北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	B	5年を超える期間ですみやかに	H13.3.27
	北須川(千五沢ダム貯水池より上流)	A	直ちに	県告示306号
阿賀野川	阿賀野川(1)(大川橋より上流で大川ダム貯水池(全域)に係る部分を除く)	A	直ちに	48.3.31 環境庁告示21号
	阿賀野川(2)(大川橋から日橋川合流点まで)	A A	直ちに	H14.7.15 環境省告示45号
	阿賀野川(3)(日橋川合流点から新郷ダムまで)	A	5年以内	48.3.31
	阿賀野川(4)(新郷ダムより下流)	A	直ちに	環境庁告示21号
	只見川(田子倉貯水池より下流)	A	直ちに	49.3.26
	伊南川	A	直ちに	県告示285号
	湯　川(滝見橋より上流)	A	直ちに	57.6.22
	湯　川(滝見橋より下流)	B	5年以内	県告示818号
	旧湯川	B	5年以内	
	宮　川	A	直ちに	
	旧宮川	B	直ちに	
	日橋川(pHを除く)	A	直ちに	
	田付川(猫ノ尾橋より上流)	A	5年以内	
	田付川(猫ノ尾橋より下流)	B	5年を超える期間ですみやかに	
	濁　川(濁川橋より上流)	A	直ちに	
	濁　川(濁川橋より下流)	B	直ちに	
久慈川	久慈川	A	5年以内	50.3.17
那珂川	黒　川	A	直ちに	県告示265号
小泉川	小泉川(小泉橋より上流)	A	直ちに	53.4.7
	小泉川(小泉橋より下流)	C	直ちに	県告示458号
宇田川	宇田川(清水橋より上流)	A	直ちに	49.3.26
	宇田川(清水橋より下流)	B	直ちに	県告示285号
真野川	真野川(桜田橋より上流)	A	直ちに	51.3.30
	真野川(桜田橋より下流)	B	直ちに	県告示354号
新田川	新田川(新田橋より上流)	A	直ちに	48.3.31
	新田川(新田橋より下流)	B	直ちに	県告示273号
小高川	小高川(大江橋より上流)	A	直ちに	53.4.7
	小高川(大江橋より下流)	B	直ちに	県告示458号
請戸川	請戸川	A	直ちに	48.3.31
	高瀬川	A	直ちに	県告示273号

水系名	水域	類型	達成期間	設定年月日
木戸川	木戸川	A	直ちに	50.3.17 県告示265号
浅見川	浅見川	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
大久川	大久川及び小久川	A	直ちに	51.3.30 県告示354号
夏井川	夏井川(好間川合流点より上流)	A	5年以内	49.3.26 県告示285号
	夏井川(好間川合流点より下流)	B	5年以内	
	好間川(町田橋より上流)	A	直ちに	51.3.30 県告示354号
	好間川(町田橋より下流)	B	直ちに	
	仁井田川	A	直ちに	
藤原川	藤原川	C	5年を超える期間ですみやかに	48.3.31 県告示273号
鮫川	鮫川(山田川合流点より上流)	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
	鮫川(山田川合流点より下流)	B	直ちに	
蛭田川	蛭田川	C	5年を超える期間ですみやかに	48.3.31 県告示273号

(注) 阿武隈川水系荒川及び同水系松川、阿賀野川水系日橋川については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。

(2) 湖沼

ア COD等に係るもの

水域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖(pHを除く)	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
桧原湖	A	5年以内	
小野川湖	A	〃	
秋元湖	A	〃	
曽原湖	A	〃	
雄国沼	A	〃	
磐梯五色沼湖沼群(pHを除く)	A	〃	
田子倉貯水池(大鳥ダムより下流)	A	直ちに	
羽鳥湖	A	〃	

水域	類型	達成期間	設定年月日
沼沢沼	A	直ちに	53.4.7 県告示458号
奥只見貯水池(福島県に属する水域に限)	A	直ちに	51.3.30 県告示354号
尾瀬沼	A	直ちに	56.4.10 県告示582号
東山ダム貯水池	A	直ちに	H13.3.27 県告示306号
千五沢ダム貯水池	A	暫定目標を達成しつつすみやかに	
大川ダム貯水池	A	直ちに	H15.3.27 環境省告示36号

(注) 猪苗代湖尾及び磐梯五色沼湖沼群については、水素イオン濃度に係る基準値は適用しません。
千五沢ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標COD5.0mg/ℓが設定されています。

イ 全窒素に係るもの

水域	類型	達成期間	設定年月日
千五沢ダム貯水池	Ⅲ	暫定目標を達成しつつすみやかに	H13.3.27 県告示306号

(注) 千五沢ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標 全窒素1.0mg/ℓが設定されています。

ウ 全燐に係るもの

水域	類型	達成期間	設定年月日
猪苗代湖	Ⅱ	直ちに	61.3.11 県告示366号
桧原湖	Ⅱ	〃	
小野川湖	Ⅱ	〃	
秋元湖	Ⅱ	〃	
東山ダム貯水池	Ⅱ	暫定目標を達成しつつすみやかに	H13.3.27 県告示306号
千五沢ダム貯水池	Ⅲ		
大川ダム貯水池	Ⅲ	直ちに	H15.3.27 環境省告示36号

(注) 東山ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標 全燐0.014mg/ℓが設定されています。
千五沢ダム貯水池には平成17年度までの暫定目標 全燐0.052mg/ℓが設定されています。

(3) 海　　域

ア COD等に係るもの

水　　域	類型	達成期間	設定年月日
相馬港及び相馬地先海域 次のアからカまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦に係る部分を除く。) ア　相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 イ　点アから真方位90度の線上5,000m地点 ウ　相馬市と相馬郡新地町境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 エ　相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500mの地点 オ　福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点エとを結ぶ線が点カから真方位90度の線と交差する地点 カ　相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点	A	直ちに	51.3.30 県告示354号
松　川　浦 (協同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について定めた件(昭和48年福島県告示第487号)の公示番号区第1号から区第6号までに定める漁場の区域)	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
原町市地先海域 次のアからエまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域 ア　原町市及び相馬郡小高町境の標柱 イ　相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16.000mの地点とを結ぶ線が点アから真方位90度の線と交差する地点 ウ　相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上9,000mの地点と福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点とを結ぶ線が原町市及び鹿島町境の標柱から真方位90度の線と交差する地点 エ　原町市及び鹿島町境の標柱	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
相双地区地先海域 次のアからオまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(昭和49年福島県告示第285号により水域類型を指定した水域のうち松川浦及び原町市地先海岸に係る部分並びに次のaからfまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に係る部分を除く。) a　相馬市旧中村町と同市旧磯部村境の標柱 b　点aから真方位90度の線上5,000m地点 c　相馬市と相馬郡新地町旧駒ヶ根と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点 d　相馬市と相馬郡新地町旧駒ヶ根と同町旧新地村境の標柱から真方位90度の線上5,500m地点 e　福島県と宮城県境の標柱から真方位90度の線上7,000mの地点と点dとを結ぶ線が点fから真方位90度の線と交差する地点 f　相馬郡新地町旧駒ヶ嶺村と同町旧新地村境の標柱から、336度30分の線上1,650mの地点 ア　いわき市久ノ浜町地点及び双葉郡広野町境の標柱 イ　いわき市四倉町及び同市久ノ浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000m地点と双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 ウ　相馬郡小高町及び双葉郡浪江町境の標柱から真方位90度の線上の9,000m地点 エ　福島県及び宮城県境の標柱から真方位90度の線上16,000mの地点 オ　福島県及び宮城県境の標柱	A	直ちに	50.3.17 県告示265号
いわき市地先海域 次のアからサまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域(久之浜港、四倉港、豊間漁港、江名港及び中之作港に係る部分を除く。) ア　三崎防波堤基部 イ　いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの地点 ウ　点イから真方位193度の線上764mの地点 エ　点ウから真方位160度の線上2,000mの地点 オ　いわき市平豊間及び同市江名境の標柱から真方位131度45分の線上3,000mの地点	A	直ちに	49.3.26 県告示285号

水域	類型	達成期間	設定年月日
いわき市地先海域 カ　いわき市平豊間塩屋崎灯台から真方位95度の線上4,000mの地 キ　いわき市平沼之内及び同市平薄磯境の標柱から真方位95度の線上3,000の地点 ク　夏井川舞子橋中央点(旧夏井村及び旧草野村境の標柱)から真方位105度の線上3,000の地点 ケ　いわき市四倉町及び同市久ノ浜町境の標柱から真方位94度30分の線上5,000mの地点 コ　双葉郡富岡町及び同郡楢葉町境の標柱から真方位90度の線上6,160mの地点と点ケを結ぶ線上で、いわき市久之浜町及び双葉郡広野町境の標柱から真方位90度の線が交差する地点 サ　いわき市久ノ浜町及び双葉郡広野町境の標柱	A	直ちに	49.3.26 県告示285号
久之浜港 (東防波堤、同防波堤先端と防波堤Aの先端を結ぶ線、沖防波堤A、防波堤B、防波堤C及び同防波堤の陸地への延長戦並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
四倉港 (南防波堤、同防波堤先端と沖防波堤南端を結ぶ線、沖防波堤、同防波堤の東防波堤への延長線、東防波堤、同防波堤東端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
豊間漁港 (豊間地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤南端を結ぶ線、北防波堤及び同防波堤の陸地への延長戦並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域並びに沼之内船溜地区海域のうち南防波堤、同防波堤先端と北防波堤先端を結ぶ線及び北防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
江名港 (南防波堤、西防波堤、同防波堤先端と東内防波堤先端を結ぶ線及び東内防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
中之作港 (防波堤A、防波堤B、防波堤C、防波堤D、防波堤E、同防波堤先端と防波堤Fの先端を結ぶ線、防波堤F、沖東防波堤、同防波堤先端と東防波堤先端を結ぶ線及び東防波堤並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	49.3.26 県告示285号
小名浜港 (三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで)、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤(基点から第二曲点まで)、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)	B	直ちに	47.3.31 県告示273号
常磐沿岸海域 次のアからキまでの点を順次結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水域 ア　福島県、茨城県境鵜の子崎に設置した標柱 イ　福島県、茨城県境鵜の子崎に設置した標柱より真方位79度30分の線上4,500mの地点 ウ　勿来竜宮崎西端の標柱より真方位269度の線上370mの点より真方位159度20分の線上4,000mの点 エ　照島中央より145度15分の線上3,000mの点 オ　泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点 カ　泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点 キ　泉町地内八崎突端	A	直ちに	48.3.31 県告示273号
常磐沿岸海域(小名浜港沖) 次のアからクまでの点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域で小名浜港(三崎防波堤、同防波堤の突端から三崎波除堤の突端まで引いた線、三崎波除堤、第一西防波堤(同防波堤と三崎波除堤の接続地点から同防波堤第三曲点まで)、同防波堤第三曲点から158度950mの地点まで引いた線、同地点から第二西防波堤の基点まで引いた線、第二西防波堤(基点から第二曲点まで)、同防波堤第二曲点から160度1,110mの地点まで引いた線、同地点から八崎先端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域に限る。)をを除いた海域に ア　三崎防波堤基部 イ　いわき市小名浜及び同市小名浜下神白境の標柱から真方位193度の線上690mの点 ウ　点イから真方位193度の線上764mの点	A	直ちに	53.4.7 県告示458号

水域	類型	達成期間	設定年月日
常磐沿岸海域(小名浜港沖) エ　点ウから真方位160度の線上2,000mの点 オ　照島中央より145度15分の線上3,000mの点 カ　いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上2,400mの点 キ　いわき市泉町地内八崎突端真方位223度の線上100mの点 ク　いわき市泉町地内八崎突端	A	直ちに	53.4.7 県告示458号

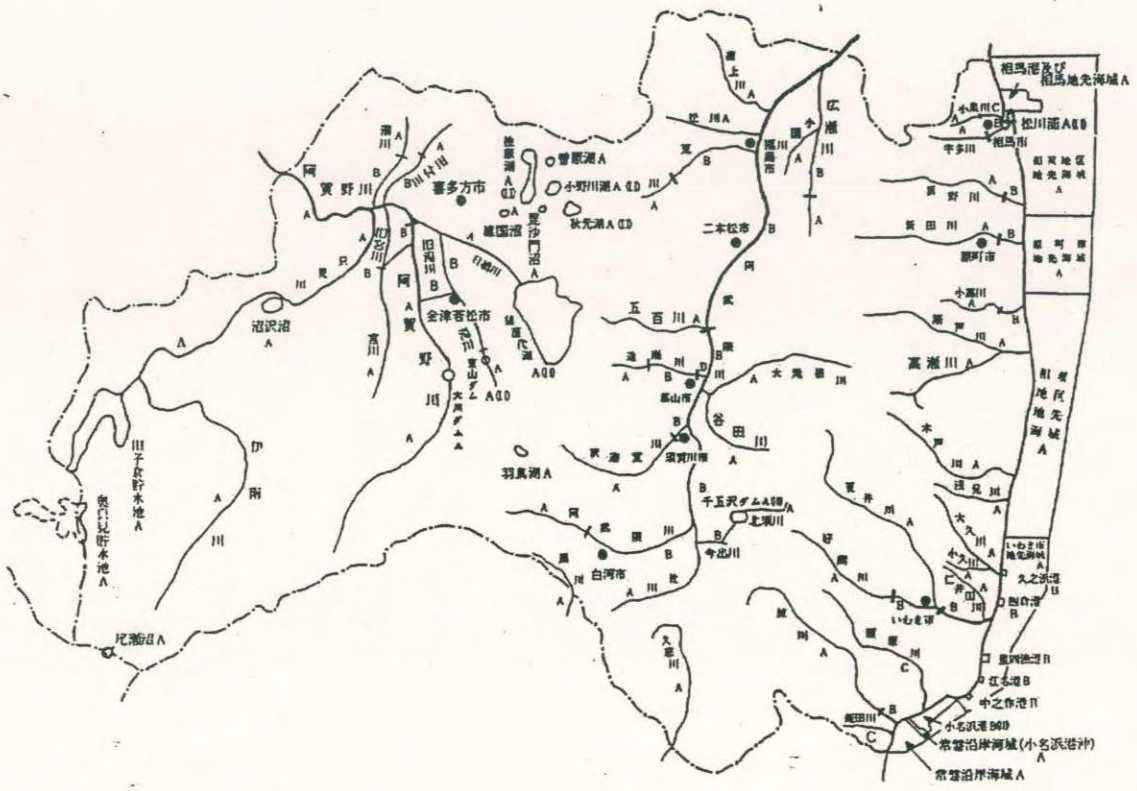
イ　全窒素及び全燐(りん)に係るもの

水域	類型	達成期間	暫定目標※(平成17年度)	設定年月日
松川浦 相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港(松川浦地区)囲堤東端を結ぶ線、同囲堤、同漁港防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	Ⅱ	直ちに		H9.3.14 県告示234号
小名浜港 小名浜港三崎防波堤、同防波堤西端と三崎波除堤南端を結んだ線、同波除堤、第一西防波堤、同防波堤と第二西防波堤の東側延長線との交点と同防波堤東端を結んだ線、同防波堤、同防波堤と大剣防波堤の南側延長線との交点と同防波堤南端を結んだ線、同防波堤及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域	Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 0.8mg/ℓ H13.3.27 県告示307号 改正	H10.3.13 県告示224号

※全燐については、引き続き類型Ⅲの基準値が維持されるように務めるものとする。

77　河川、湖沼、海域の水質環境基準のあてはめ状況

(平成16年12月31日現在)



78 窒素及び燐の排水規制対象湖沼

(1)窒素の規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地
1	千五沢ダム貯水池（母畑湖）	石川郡石川町、同郡玉川村及び同郡平田村
2	四時ダム貯水池	いわき市

(2)燐の排水規制対象湖沼

No.	湖沼名	所在地	No.	湖沼名	所在地
1	大笹生ダム貯水池	福島市	28	秋元湖	耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町
2	藤倉ダム貯水池	伊達郡桑折町	29	大深沢ダム貯水池（大深沢調整池）	耶麻郡塩川町
3	深田ダム貯水池	郡山市	30	宮川ダム貯水池	大沼郡会津高田町
4	笠松ダム貯水池	岩瀬郡長沼町	31	沼沢沼（沼沢湖）	大沼郡金山町
5	藤沼ダム貯水池（藤沼貯水池）	岩瀬郡長沼町及び同郡岩瀬村	32	田島ダム貯水池（舟鼻湖）	南会津郡田島町
6	滑川ダム貯水池	岩瀬郡岩瀬村	33	大内ダム貯水池	南会津郡下郷町
7	羽鳥ダム貯水池（羽鳥湖）	岩瀬郡天栄村	34	尾瀬沼	南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村
8	龍生ダム貯水池	岩瀬郡天栄村	35	奥只見貯水池（奥只見湖）	南会津郡檜枝岐村及び新潟県北魚沼郡湯之谷村
9	千五沢ダム貯水池（母畑湖）	石川郡石川町、同郡玉川村及び同郡平田村	36	田子倉ダム貯水池（田子倉湖）	南会津郡只見町
10	三春ダム貯水池	田村郡三春町	37	大鳥ダム貯水池	南会津郡只見町及び新潟県北魚沼郡湯之谷村
11	長久保ダム貯水池	田村郡小野町	38	四時ダム貯水池	いわき市
12	南湖ため池（南湖）	白河市	39	千軒平ダム貯水池（千軒平ため池）	いわき市
13	赤坂ダム貯水池	西白河郡西郷村	40	小玉ダム貯水池	いわき市
14	西郷ダム貯水池（西郷貯水池）	西白河郡西郷村	41	高柴ダム貯水池（たかしば湖）	いわき市
15	犬神ダム貯水池	西白河郡表郷村	42	高の倉ダム貯水池	原町市
16	東山ダム貯水池	会津若松市	43	鉄山ダム貯水池	原町市
17	吉ヶ平ダム貯水池	会津若松市	44	横川ダム貯水池	原町市
18	大川ダム貯水池（若郷湖）	会津若松市及び南会津郡下郷町	45	玉野ため池	相馬市
19	猪苗代湖	会津若松市、郡山市及び耶麻郡猪苗代町	46	中富ため池（中富堤）	相馬市
20	関柴ダム貯水池	喜多方市	47	館山ため池	双葉郡富岡町
21	大平沼	耶麻郡熱塩加納村	48	坂下ダム貯水池	双葉郡富岡町及び同郡大熊町
22	日中ダム貯水池	耶麻郡熱塩加納村	49	大柿ダム貯水池	双葉郡浪江町及び相馬郡小高町
23	雄国沼	耶麻郡北塩原村	50	唐神ため池	相馬郡鹿島町
24	小野川湖	耶麻郡北塩原村	51	横峰ため池	相馬郡鹿島町
25	曽原湖	耶麻郡北塩原村	52	岩部ダム貯水池	相馬郡飯舘村
26	檜原湖	耶麻郡北塩原村	53	真野ダム貯水池	相馬郡飯舘村
27	毘沙門沼	耶麻郡北塩原村			

79 窒素及び燐（りん）の排水規制対象海域

No.	海域名	所在地	範囲
1	松川浦	相馬市	相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港囲先端を結んだ線。同囲堤及び陸岸により囲まれた海域
2	小名浜港	いわき市	小名浜港三崎防波堤、同防波堤先端と三崎波除堤先端を結ぶ線、三崎波除堤、第一西防波堤、第二西防波堤の延長線と第一西防波堤との交点と第二西防波堤東端を結ぶ線、第二西防波堤、大剣防波堤の延長線と第二西防波堤との交点と大剣防波堤先端を結ぶ線、大剣防波堤及び陸岸により囲まれた海域

（注） 平成5年8月27日 環境庁告示第67号

80 阿賀野川水系の水質測定結果

（平成15年度）

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD 年平均値	BOD 超過率 (%)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
阿賀野川	◎田島橋	A	イ	6.6～7.2	10	1.0	0	1.2	2	4.6×10^{3}
	大川橋上流			6.9～7.4	10	0.9	0	1.1	2	1.7×10^{3}
	馬越橋	A	イ	6.8～7.7	11	0.6	0	0.7	4	1.4×10^{3}
	◎宮古橋			6.5～8.2	11	0.8	0	1.1	9	2.6×10^{3}
	山科地先	A	ハ	6.3～7.8	10	0.8	0	1.0	21	1.0×10^{4}
	◎新郷ダム			6.7～7.0	10	0.9	0	1.1	3	3.4×10^{3}
只見川	◎西谷橋	A	イ	6.5～6.8	11	0.8	0	0.8	8	1.4×10^{3}
	◎藤橋			6.6～7.0	11	0.8	8.3	0.9	4	8.4×10^{2}
伊南川	◎青柳橋	A	イ	6.8～7.4	11	0.9	0	0.9	2	4.1×10^{3}
	◎黒沢橋			6.7～7.4	11	0.9	0	1.1	5	3.8×10^{3}
田付川	◎大橋	A	ロ	6.5～7.6	10	0.9	0	1.2	5	3.2×10^{3}
	◎下川原橋	B	ハ	6.6～7.4	11	1.4	8.3	1.5	6	2.1×10^{4}
宮川	◎細工名橋	A	イ	6.8～7.3	11	1.4	16.7	1.8	6	2.0×10^{4}
旧宮川	◎丈助橋	B	イ	6.9～7.2	10	2.4	16.7	2.6	19	5.4×10^{4}
濁川	◎濁川橋	A	イ	6.7～7.4	11	1.4	16.7	1.5	3	9.3×10^{3}
	◎山崎橋	B	イ	6.7～7.5	11	1.1	0	1.4	6	6.8×10^{3}
日橋川	◎南大橋	A	イ	5.9～8.0	10	0.6	0	0.6	4	5.8×10^{3}
湯川	◎滝見橋	A	イ	6.9～7.4	11	1.0	0	1.1	1	1.2×10^{3}
	◎新湯川橋	B	ロ	7.1～7.7	11	4.1	66.7	5.1	10	8.3×10^{4}
	阿賀野川合流前			7.1～8.6	11	3.2	50	4.1	4	1.3×10^{4}
旧湯川	◎粟ノ宮橋	B	ロ	6.9～7.4	11	1.6	0	1.8	8	1.5×10^{4}
押切川	押切川橋	－	－	6.4～6.9	10	1.2	－	1.3	3	1.3×10^{4}
大塩川	東栄橋	－	－	6.7～7.4	11	2.5	－	3.0	27	5.3×10^{4}
溜川	舘ノ内橋	－	－	6.5～7.3	11	2.1	－	2.2	17	5.5×10^{4}
高橋川	新橋	－	－	7.2～7.4	10	1.3	－	1.6	7	8.4×10^{3}
小黒川	梅の橋	－	－	7.2～7.5	9.6	2.8	－	3.1	15	5.4×10^{4}
長瀬川	小金橋	－	－	3.3～6.0	10	0.7	－	0.8	7	9.7×10
酸川	酸川野	－	－	2.8～3.0	11	0.7	－	1.1	2	7.6
舟津川	舟津橋	－	－	6.7～7.2	10	0.8	－	1.2	1	5.2×10^{3}
管川	三浜橋上流	－	－	6.4～7.2	10	0.8	－	1.0	2	7.9×10^{3}
常夏川	大作橋上流	－	－	6.7～7.1	9.9	0.9	－	1.5	5	2.2×10^{4}

（注）1　◎印は環境基準点を示します。（以下同じ。）　　環境保全領域調べ

2　結果は特にことわりのない限り年平均値です。（以下同じ。）

81 阿武隈川水系の水質測定結果

（平成15年度）

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD 年平均値	BOD 超過率 (%)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
阿武隈川	◎羽太橋	A	イ	7.3～7.6	11	0.9	0	1.1	3	4.3×10^{3}
	田町大橋上流400m	B	イ	7.3～7.8	11	1.4	0	1.5	6	8.1×10^{3}
	川ノ目橋			7.4～7.9	11	2.0	0	2.4	7	5.9×10^{4}
	江持橋			7.3～7.9	10	1.3	0	1.4	9	6.0×10^{3}
	御代田橋			7.4～7.9	10	1.3	0	1.3	12	6.8×10^{3}
	◎阿久津橋			7.4～8.9	10	1.7	0	1.9	12	1.8×10^{4}
	阿武隈橋			7.4～7.7	9.7	1.7	0	1.8	11	8.6×10^{3}
	高田橋	B	ロ	7.4～7.7	9.6	2.1	8.3	2.1	10	1.2×10^{4}
	蓬莱橋			7.4～8.4	10	1.6	0	1.8	7	2.9×10^{3}
	◎大正橋			7.3～7.7	10	1.5	0	1.6	8	6.4×10^{3}
広瀬川	◎舘ノ腰橋上流	A	イ	7.3～7.6	11	1.2	0	1.5	6	2.1×10^{4}
	地蔵川原橋	B	ロ	7.3～8.1	11	1.6	0	1.9	5	2.7×10^{4}
	◎阿武隈川合流前			7.5～8.9	11	1.7	16.7	1.9	9	2.1×10^{4}
小国川	◎広瀬川合流前	A	イ	7.6～8.3	11	2.3	58.3	2.7	4	3.8×10^{4}
摺上川	十綱橋	A	イ	6.9～7.6	11	0.9	0	1.0	2	1.2×10^{4}
	◎阿武隈川合流前			7.1～8.4	11	0.7	0	0.8	5	3.5×10^{3}
松川	◎阿武隈川合流前	A	イ	5.1～6.7	10	0.7	0	0.7	13	5.9×10^{2}
荒川	◎日ノ倉橋上流	A	イ	7.3～7.8	9.7	0.6	0	0.5	4	2.2×10^{3}
	◎阿武隈川合流前	B	イ	5.8～6.9	9.4	0.6	0	0.6	11	1.5×10^{3}
五百川	石筵川合流後	A	イ	7.1～7.8	11	1.1	0	1.3	3	1.3×10^{4}
	上関下橋			7.0～8.9	11	1.2	0	1.6	3	8.6×10^{3}
	◎阿武隈川合流前			7.4～8.5	12	1.5	25	1.9	7	1.8×10^{4}
逢瀬川	◎馬場川合流点上流	A	イ	6.6～7.3	11	1.4	8.3	1.5	3	2.6×10^{4}
	◎幕ノ内橋上流	B	ロ	6.9～7.3	10	2.6	25	3.0	6	4.9×10^{4}
	◎阿武隈川合流前	D	ハ	7.0～7.6	11	3.4	0	3.8	6	3.7×10^{4}
大滝根川	船引橋	A	ロ	7.2～8.1	10	1.9	33.3	2.2	7	6.7×10^{4}
	◎阿武隈川合流前			7.3～7.6	11	1.4	16.7	1.7	3	4.5×10^{4}
谷田川	谷田川橋	A	ロ	7.2～7.4	10	1.5	16.7	1.6	3	5.1×10^{4}
釈迦堂川	◎須賀川市水道取水点	A	イ	7.3～8.3	11	1.4	16.7	1.8	7	1.5×10^{4}
	◎阿武隈川合流前	B	イ	7.4～7.9	10	1.3	0	1.5	9	1.3×10^{4}
社川	社川橋	A	イ	6.7～7.5	11	1.8	16.7	1.9	7	1.4×10^{4}
	◎王子橋			7.2～8.1	11	2.0	25	1.9	5	3.5×10^{4}
産ヶ沢川	新川橋	—	—	7.3～8.4	12	2.0	—	2.0	3	1.4×10^{5}
東根川	阿武隈川合流前	—	—	7.2～7.8	9.9	4.4	—	4.8	11	1.3×10^{5}
滝川	富士見橋	—	—	7.2～8.0	11	2.2	—	1.8	11	6.6×10^{4}
佐久間川	阿武隈川合流前	—	—	7.2～8.3	12	2.1	—	2.3	10	3.9×10^{4}

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
						年平均値	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
八反田川	八反田橋	—	—	6.7～7.2	10	4.1	—	5.1	10	1.1×10^{5}
濁川	大森川合流前	—	—	6.9～7.4	9.9	5.9	—	7.5	12	1.8×10^{5}
	阿武隈川合流前	—	—	7.3～7.7	9.7	5.4	—	6.8	15	1.3×10^{5}
須川	須川橋	—	—	3.4～3.6	10	0.6	—	0.5	1	5.8×10
水原川	下藤内橋	—	—	7.2～7.6	10	1.4	—	1.7	6	1.8×10^{4}
女神川	鶴巻橋	—	—	7.6～8.8	12	4.4	—	3.4	5	5.7×10^{4}
移川	小瀬川橋	—	—	7.4～7.7	10	1.3	—	1.2	11	1.2×10^{4}
油井川	油井川橋	—	—	6.8～7.3	10	1.7	—	1.9	9	8.6×10^{4}
杉田川	落合橋	—	—	7.2～7.9	11	1.4	—	1.2	8	1.9×10^{4}
藤田川	阿武隈川合流前	—	—	7.2～7.4	11	2.0	—	2.2	4	3.9×10^{4}
桜川	小泉橋	—	—	7.5～7.7	11	2.5	—	2.6	1	5.0×10^{4}
亀田川	逢瀬川合流前	—	—	7.0～7.5	10	4.3	—	5.2	6	6.6×10^{4}
牧野川	大滝根川合流前	—	—	7.5～7.6	11	1.6	—	1.7	2	1.2×10^{4}
笹原川	新橋	—	—	7.1～8.7	10	2.4	—	2.7	25	1.6×10^{4}
滑川	旧4号国道下	—	—	7.2～8.0	11	2.3	—	2.5	10	1.4×10^{4}
今出川	◎猫啼橋	B	ハ	7.3～8.4	11	2.4	25	2.6	7	1.7×10^{4}
北須川	◎やなぎ橋	A	イ	6.9～7.6	11	1.2	0	1.5	4	8.9×10^{3}
藤野川	社川合流前	—	—	7.1～7.7	11	2.4	—	3.4	9	3.8×10^{4}
谷津田川	阿武隈川合流前	—	—	7.1～7.3	9.4	3.7	—	4.9	3	4.9×10^{4}
堀川	阿武隈川合流前	—	—	7.4～8.9	11	1.9	—	2.1	5	6.3×10^{4}
泉川	阿武隈川合流前	—	—	7.2～7.6	11	3.4	—	3.6	9	2.3×10^{4}
鯉川	阿武隈川合流前	—	—	7.4～7.5	9.3	6.1	—	8.3	4	1.3×10^{5}
六角川	阿武隈川合流前	—	—	7.4～7.6	7.5	12	—	12	8	1.2×10^{5}

環境保全領域調べ

82 久慈川、川上川、黒川の水質測定結果

(平成15年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
						年平均値	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
久慈川	◎松岡橋	A	ロ	7.4～9.1	12	1.5	16.7	2.0	7	9.5×10^{3}
	◎高地原橋			7.4～9.4	11	1.3	16.7	1.4	6	5.8×10^{3}
川上川	久慈川合流前	—	—	7.5～8.2	12	1.4	-	2.0	5	2.8×10^{4}
黒川	◎栃木県境	A	イ	7.3～8.8	11	1.2	0	1.3	1	2.1×10^{3}

環境保全領域調べ

83 相双地区河川の水質測定結果

(平成15年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	B O D			SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
						年平均値	超過率 (%)	75%値 (mg/ℓ)		
小泉川	◎小泉橋	A	イ	7.3～8.0	12	2.2	41.7	2.7	6	8.4×10^{4}
	◎百間橋	C	イ	7.3～8.0	8.6	1.8	0	2.1	9	1.1×10^{4}
宇多川	◎堀坂橋	A	イ	7.4～7.9	11	1.0	0	1.3	2	1.4×10^{3}
	◎百間橋	B	イ	7.3～7.9	11	1.1	0	1.2	4	2.3×10^{3}

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD 年平均値	BOD 超過率 (%)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
真野川	◎落合橋	A	イ	6.9～7.3	11	1.0	0	1.1	2	1.0×10^4
	◎真島橋	B	イ	7.2～8.1	9.5	0.8	0	0.9	5	1.6×10^4
新田川	◎木戸内橋	A	イ	7.1～7.5	11	1.0	0	1.3	2	5.0×10^3
	◎鮭川橋	B	イ	7.0～7.3	11	1.2	0	1.4	4	4.0×10^3
小高川	◎善丁橋	A	イ	7.1～7.6	11	1.2	0	1.3	4	1.4×10^4
	◎ハツカラ橋	B	イ	7.1～8.2	9.4	1.4	8.3	1.3	9	1.3×10^4
請戸川	室原橋	A	イ	7.1～7.2	10	0.9	0	0.9	3	1.6×10^3
	◎請戸橋			6.9～7.4	11	1.1	0	1.4	2	3.9×10^3
高瀬川	◎慶応橋	A	イ	7.0～7.6	11	1.1	8.3	1.3	2	5.6×10^3
木戸川	西山橋	A	イ	6.8～6.9	11	0.9	0	1.2	3	4.4×10^3
	◎長瀞橋			6.5～7.3	11	0.9	0	1.1	2	2.0×10^4
	◎木戸川橋			6.2～7.2	11	0.9	0	0.9	2	2.6×10^3
浅見川	◎坊田橋	A	イ	6.9～7.4	10	0.9	0	1.3	3	3.9×10^3
	広野町水道取水点上流			6.9～7.2	10	0.9	0	1.2	1	7.0×10^2
地蔵川	山崎前橋	—	—	7.7～8.1	12	1.8	—	1.8	13	2.7×10^3
太田川	丸山橋	—	—	6.9～7.3	10	0.8	—	0.8	6	3.7×10^3
前田川	中浜橋	—	—	7.0～7.2	9.9	0.9	—	1.0	7	5.1×10^3
熊川	三熊橋	—	—	7.1～7.5	11	1.0	—	1.2	3	9.2×10^3
富岡川	小浜橋	—	—	7.1～7.9	12	0.7	—	0.7	2	2.7×10^3
井出川	本釜橋	—	—	7.1～7.3	11	0.6	—	0.7	1	3.7×10^3

環境保全領域調べ

84 いわき地区河川の水質測定結果

(平成15年度)

河川名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD 年平均値	BOD 超過率 (%)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
夏井川	◎北ノ内橋	A	ロ	7.0～7.4	10	1.3	8.3	1.3	7	2.2×10^4
	◎久太夫橋			7.1～7.8	11	1.0	0	1.2	4	2.3×10^4
	◎六十枚橋	B	ロ	7.2～7.5	9.4	1.3	8.3	1.4	6	6.2×10^4
好間川	◎岩穴つり橋	A	イ	7.3～8.4	11	0.8	8.3	0.8	3	1.0×10^4
	◎夏井川合流前	B	イ	7.1～7.9	11	2.5	33.3	3.1	4	5.1×10^4
藤原川	◎愛谷川橋	C	ハ	7.3～8.3	11	1.9	0	1.8	4	—
	島橋			7.4～7.7	8.5	5.6	33.3	6.5	7	—
	◎みなと大橋			7.3～7.7	6.2	3.1	8.3	3.3	8	—
蛭田川	◎小塙橋	C	ハ	7.3～7.7	10	3.9	25	3.0	5	—
	◎蛭田橋			7.1～7.4	8.5	3.5	0	4.4	5	—
大久川	◎蔭磯橋	A	イ	7.0～7.7	9.6	1.8	25	1.9	4	6.6×10^4
小久川	連郷橋	A	イ	7.3～7.5	11	1.7	16.7	1.7	6	1.8×10^4
仁井田川	霞田橋	A	イ	7.5～8.3	11	1.3	16.7	1.3	6	1.7×10^4
	◎松葉橋			7.3～8.3	10	1.6	16.7	1.8	7	3.7×10^4
鮫川	◎井戸沢橋	A	イ	6.8～7.8	11	1.0	0	1.1	3	5.5×10^3
	◎鮫川橋	B	イ	7.1～7.6	9.7	1.8	8.3	2.4	4	2.4×10^4
新川	古川橋	—	—	6.9～7.1	7.2	2.4	—	2.3	7	4.0×10^4
	一之矢橋	—	—	7.2～7.6	9.0	3.6	—	4.4	9	5.9×10^4
滑津川	高久橋	—	—	7.4～8.1	9.8	3.2	—	3.7	10	—
矢田川	矢田川橋	—	—	7.2～7.4	6.6	4.0	—	4.5	7	—
宝珠院川	藤原川合流前	—	—	6.7～7.1	7.3	8.9	—	11	12	—
四時川	小室橋	—	—	7.4～8.1	10	1.0	—	1.2	1	4.1×10^2
	鮫川合流前	—	—	7.4～7.7	11	0.7	—	0.7	4	8.2×10^3
境川	6号国道下	—	—	7.3～7.9	4.8	23	—	21	15	1.3×10^6
神白川	下神白橋	—	—	7.6～8.0	11	7.2	—	8.1	9	3.7×10^5
湯本川	藤原川合流前	—	—	7.5～8.0	7.8	4.6	—	5.5	7	1.1×10^5
渋川	植田橋	—	—	7.3～7.4	8.8	4.2	—	4.5	8	1.3×10^5

環境保全領域調べ

85 湖沼の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成15年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	COD 年平均値	COD 超過率 (%)	COD 75%値 (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
大川ダム貯水池	◎湖心	A	イ	6.4～8.1	9.2	1.8	0	2.1	4	2.6×10^2
尾瀬沼	◎湖心	A	イ	6.2～7.4	7.5	3.4	80	3.6	2	9.2×10
	長蔵小屋南西250m			6.9～7.4	8.6	3.4	80	3.6	1	2.9×10^2
奥只見貯水池	◎湖心	A	イ	6.7～7.5	9.5	2.1	0	2.2	1	2.5×10^2
田子倉貯水池	◎湖心	A	イ	6.7～8.6	9.9	1.9	0	2.1	1	2.5×10^2
沼沢沼	◎湖心	A	イ	6.8～7.5	10	1.4	0	1.7	1	5.7×10^2
猪苗代湖	◎湖心	A	イ	5.9～6.3	10	0.5	0	0.5	<1	2.5×10
	小石ヶ浜水門			6.1～6.4	9.8	0.6	0	0.6	<1	2.9×10
	天神浜			4.1～7.2	9.5	1.5	0	1.9	4	3.5×10^2
	安積疏水取水口			5.6～6.3	9.6	0.5	0	0.5	<1	1.8×10
	浜路浜			5.8～6.3	9.6	0.6	0	0.6	<1	4.3
	舟津港			5.9～6.4	9.6	0.7	0	0.7	1	2.2×10
	青松ヶ浜			5.9～6.3	9.6	0.7	0	0.7	<1	4.1
	高橋川河口付近			6.1～7.7	10	1.5	0	1.9	1	9.3×10^2
桧原湖	◎湖心	A	ロ	6.4～7.3	8.8	1.7	0	1.9	1	2.6×10^2
	湖北部			6.8～7.1	8.9	1.9	0	2.2	1	2.0×10^2
	湖南部			6.8～7.1	9.0	1.7	0	1.9	1	3.9×10^2
小野川湖	◎湖心	A	ロ	6.9～7.1	8.9	1.8	0	1.9	1	1.1×10^2
	湖東部			6.9～7.1	9.1	1.9	0	2.0	1	3.5×10^2
	湖西部			6.9～7.1	8.9	1.8	0	2.0	1	2.5×10^2
秋元湖	◎湖心	A	ロ	6.6～7.2	9.0	2.5	14.3	2.8	1	1.2×10^3
	湖東部			7.0～7.2	9.1	2.5	0	2.7	1	5.3×10^2
	湖西部			7.0～7.2	9.1	2.4	0	2.9	1	4.9×10^2
曽原湖	◎湖心	A	ロ	6.9～7.1	8.5	2.4	14.3	2.6	1	4.2×10^2
雄国沼	◎湖心	A	ロ	6.4～7.0	9.1	4.1	85.7	4.8	3	2.5×10^2
毘沙門沼	◎湖心	A	ロ	6.3～6.6	8.7	0.7	0	0.9	1	9.8×10
羽鳥湖	◎湖心	A	イ	6.6～7.3	9.5	1.8	0	1.8	1	8.1×10
東山ダム貯水池	◎東山ダムサイト	A	イ	6.4～8.0	7.5	2.5	0	2.7	2	1.3×10^2
千五沢ダム貯水池	◎千五沢ダムサイト	A	ニ	6.8～9.9	8.8	4.7	88.9	5.3	6	1.7×10^2
四時ダム貯水池	四時ダムサイト	－	－	6.7～9.0	8.1	2.1	－	2.3	2	2.5×10

環境保全領域調べ

イ 全窒素及び全燐(りん)に係るもの

(平成15年度)

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	全燐(mg/ℓ)	全窒素(mg/ℓ)
大川ダム貯水池	◎湖心	Ⅲ	イ	0.011	0.50
尾瀬沼	湖心	－	－	0.008	0.22
	長蔵小屋南西250m	－	－	0.007	0.16
奥只見貯水池	湖心	－	－	0.005	0.11
田子倉貯水池	湖心	－	－	0.011	0.14
沼沢沼	湖心	－	－	0.004	0.14
猪苗代湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.003	0.26
	小石ヶ浜水門			0.004	0.26

湖沼名	測定地点	類型	達成期間	全燐(mg/ℓ)	全窒素(mg/ℓ)
猪苗代湖	天神浜	Ⅱ	イ	0.012	0.30
	安積疎水取水口			0.003	0.25
	浜路浜			0.004	0.26
	舟津港			0.004	0.26
	青松ヶ浜			0.004	0.27
	高橋川河口付近			0.012	0.37
桧原湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.005	0.15
	湖北部			0.005	0.15
	湖南部			0.005	0.13
小野川湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.006	0.16
	湖東部			0.004	0.16
	湖西部			0.006	0.15
秋元湖	◎湖心	Ⅱ	イ	0.005	0.16
	湖東部			0.005	0.18
	湖西部			0.005	0.16
曽原湖	湖心	－	－	0.005	0.14
雄国沼	湖心	－	－	0.013	0.22
毘沙門沼	湖心	－	－	0.003	0.05
羽鳥湖	湖心	－	－	0.007	0.24
東山ダム貯水池	◎東山ダムサイト	Ⅱ	ニ	0.011	0.29
四時ダム貯水池	四時ダムサイト	－	－	0.013	0.40
千五沢ダム貯水池	◎千五沢ダムサイト	Ⅲ	ニ	0.060	1.1

(注)全燐、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。　　環境保全領域調べ

86 海域の水質測定結果

ア COD等に係るもの

(平成15年度)

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	COD 年平均値	COD 超過率(%)	COD 75%値(mg/ℓ)	油分(mg/ℓ)	大腸菌群数(MPN/100mℓ)
相双地区地先海域	◎釣師浜漁港沖約2,000m付近	A	イ	8.1～8.4	8.7	1.3	16.7	1.8	N. D.	3.3×10
	◎真野川沖約2,000m付近			8.1～8.3	9.2	1.1	0	1.5	N. D.	2.7
	◎請戸川沖約2,000m付近			8.0～8.3	9.0	1.1	0	1.8	N. D.	3.0×10^2
	東電第1原発沖約1,000m付近			8.0～8.3	9.3	0.9	0	1.1	N. D.	2.2
	東電第2原発沖約1,000m付近			8.0～8.3	9.2	1.0	16.7	1.0	N. D.	4.2
	東電広野火発沖約1,000m付近			7.9～8.2	9.0	0.9	0	1.0	N. D.	5.6
松川浦	◎漁業権区域区1号中央付近	A	イ	7.5～8.4	8.5	1.2	0	1.3	N. D.	4.5×10
	◎漁業権区域区3号中央付近			7.9～8.5	8.5	1.1	0	1.0	N. D.	6.7×10
	浦の出入口付近			8.0～8.3	8.2	1.1	0	1.1	N. D.	8.6×10
相馬港及び相馬地先海域	◎地蔵川沖約2,500m付近	A	イ	8.1～8.4	8.3	1.3	0	1.8	N. D.	3.3×10
	◎相馬港南防波堤屈曲部西約200m付近			8.0～8.4	8.1	1.2	0	1.5	N. D.	2.2

海域名	測定地点	類型	達成期間	pH	DO (mg/ℓ)	BOD 年平均値	BOD 超過率 (%)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	油分 (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
原町市地先海域	◎ 原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	A	イ	8.1～8.3	9.0	1.2	0	1.7	N. D.	2.7×10^2
	◎ 新田川沖約1,000m付近			8.1～8.3	8.9	1.3	0	1.8	N. D.	1.3×10^2
	◎ 新田川沖約5,000m付近			8.0～8.3	9.2	1.2	0	1.7	N. D.	1.8
いわき市地先海域	◎ 中之作港沖1,000 m付近	A	イ	8.1～8.3	8.8	1.2	0	1.4	N. D.	4.3
	◎ 豊間漁港沖約1,500m付近			8.1～8.3	8.7	1.2	0	1.3	N. D.	1.2×10
	◎ 夏井川沖約1,500m付近			8.1～8.3	8.7	1.3	0	1.7	N. D.	6.5×10
久之浜港	◎ A・B防波堤接部西約150 m	B	イ	8.0～8.3	8.6	1.4	0	1.8	N. D.	－
四倉港	◎ 埠頭先東約30m	B	イ	8.1～8.3	8.7	1.6	0	1.9	N. D.	－
豊間漁港	◎ 中防波堤先西約30m	B	イ	8.1～8.3	8.7	1.4	0	1.5	N. D.	－
	◎ 漁港内中央付近			8.1～8.3	8.2	1.5	0	1.7	N. D.	－
江名港	◎ 東内防波堤先北西約50 m	B	イ	8.0～8.3	8.3	1.5	0	1.8	N. D.	－
中之作港	◎ 西防波堤先南約200 m	B	イ	8.1～8.3	8.8	1.1	0	1.5	N. D.	－
小名浜港	◎ 4号埠頭先	B	イ	8.1～8.3	8.9	1.7	0	2.0	N. D.	－
	西防波堤第2の北約400m			8.0～8.3	8.9	1.9	0	2.2	－	－
	漁港区内			8.1～8.3	8.8	1.9	0	2.9	－	－
常磐沿岸海域	◎ 蛭田川沖南南東約2,500m	A	イ	8.1～8.3	8.8	1.4	0	1.7	N. D.	1.3×10^2
	◎ 鮫川沖南約2,000m付近			8.1～8.3	8.6	1.5	0	1.8	N. D.	1.0×10^3
	照島東南東約800 m			8.2～8.3	8.8	1.5	0	1.7	－	－
	蛭田川沖東約1,000 m			8.2～8.3	8.5	1.3	0	1.7	－	－
	勿来港外の漁港区内			8.1～8.3	8.6	1.3	0	1.5	－	－
	小浜港外の漁港区内			8.1～8.3	8.8	1.5	0	1.8	－	－
常磐沿岸海域（小名浜港沖）	◎ 番所灯台真方位245度線上2,000m	A	イ	8.1～8.3	8.8	1.1	0	1.2	N. D.	9.5
	◎ 八崎灯台真方位115度線上1,500m			8.1～8.3	9.0	1.4	0	1.7	N. D.	4.5×10^2

環境保全領域調べ

イ 全窒素及び全燐に係るもの

（平成15年度）

海域名	測定地点	類型	達成期間	全燐(mg/ℓ)	全窒素(mg/ℓ)
松川浦	◎ 漁業権区域区1号中央付近	Ⅱ	イ	0.027	0.21
	◎ 漁業権区域区3号中央付近			0.031	0.24
	浦の出入口付近			0.027	0.22
小名浜港	◎ 4号埠頭先	Ⅲ	ニ	0.034	0.57
	西防波堤第2の北約400m			0.039	0.87
	漁港区内			0.043	0.48

（注） 全燐、全窒素の測定結果は、表層の年平均値です。

環境保全領域調べ

87 水浴場の水質測定結果

(1) 遊泳期間前における水浴場の水質測定結果

(平成15年度)

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査月日	水質					判定	平成14年度
				ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ) 最小～最大 (平均)	COD (mg/ℓ) 最小～最大 (平均)	pH 最小～最大 (平均)	透明度 (m) 最小～最大 (平均)	油膜		
1	釣師浜	新地町	5/14 5/23	<2～3 (<2)	0.8～1.9 (1.3)	8.0～8.1	>1 (>1)	無	AA	AA
2	原釜・尾浜	相馬市	5/14 5/23	<2～2 (<2)	<0.5～1.6 (1.2)	8.0～8.1	>1 (>1)	無	AA	AA
3	右田浜	鹿島町	5/14 5/23	<2～3 (<2)	0.8～1.6 (1.4)	7.9～8.2	>1 (>1)	無	AA	A
4	北泉大磯	原町市	5/23 5/26	<2 (<2)	<0.5～1.8 (1.2)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	AA	AA
5	村上	小高町	5/14 5/26	<2 (<2)	0.6～1.2 (1.0)	7.9～8.2	>1 (>1)	無	AA	A
6	請戸	浪江町	5/14 5/26	<2 (<2)	0.8～1.3 (1.1)	7.9～8.2	>1 (>1)	無	AA	AA
7	双葉	双葉町	5/14 5/26	<2 (<2)	0.5～1.0 (0.8)	7.9～8.2	>1 (>1)	無	AA	AA
8	熊川	大熊町	5/23 5/26	3～20 (10)	1.4～1.9 (1.8)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
9	富岡	富岡町	5/23 5/26	<2～2 (<2)	1.3～1.6 (1.4)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	AA	AA
10	岩沢	楢葉町	5/23 5/26	<2～4 (2)	0.9～1.4 (1.2)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
11	波立	いわき市	5/13 5/20	<2～6 (4)	1.0～1.9 (1.5)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	AA
12	四倉	〃	5/13 5/26	2～100 (32)	1.4～2.2 (1.8)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
13	新舞子ビーチ	〃	5/13 5/20	2～4 (3)	0.8～1.9 (1.4)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
14	薄磯	〃	5/13 5/20	<2～4 (2)	1.0～1.8 (1.5)	8.2	>1 (>1)	無	A	A
15	豊間	〃	5/13 5/20	2～10 (5)	1.2～1.5 (1.4)	8.2	>1 (>1)	無	A	A
16	永崎	〃	5/13 5/20	6～85 (30)	1.1～1.5 (1.4)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
17	小浜	〃	5/13 5/20	2～16 (7)	1.4～1.7 (1.5)	8.2～8.3	>1 (>1)	無	A	AA
18	勿来	〃	5/13 5/26	<2 (<2)	1.3～1.9 (1.7)	8.1～8.3	>1 (>1)	無	AA	A
19	長浜	猪苗代町	5/19 5/28 5/29	<2 (<2)	0.7～1.8 (1.3)	6.2～7.0	1～>1 (>1)	無	AA	AA
20	天神浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5～0.9 (0.7)	4.6～4.9	>1 (>1)	無	AA	AA
21	志田浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5～0.8 (0.6)	5.9～6.0	>1 (>1)	無	AA	AA
22	上戸浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5～0.7 (0.6)	6.0～6.1	>1 (>1)	無	AA	AA
23	崎川浜	会津若松市	5/19 5/26	3～12 (6)	1.1～2.1 (1.6)	6.4～6.7	>1 (>1)	無	A	AA
24	中田浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	<0.5～0.5 (0.5)	5.9～6.0	>1 (>1)	無	AA	AA
25	小石ケ浜	〃	5/19 5/26	<2 (<2)	0.5～1.0 (0.8)	6.1～6.4	>1 (>1)	無	AA	AA
26	浜路浜	郡山市	5/13 5/19	<2 (<2)	<0.5～0.6 (0.6)	5.9～6.1	>1 (>1)	無	AA	AA

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査月日	水質 ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ) 最小～最大 (平均)	水質 COD (mg/ℓ) 最小～最大 (平均)	水質 pH 最小～最大 (平均)	水質 透明度 (m) 最小～最大 (平均)	水質 油膜	判定	平成14年度
27	よこさわはま 横沢浜	〃	5/13 5/19	<2 (<2)	0.7～1.0 (0.9)	5.9～6.2	>1 (>1)	無	AA	AA
28	たてはま 舘浜	〃	5/13 5/19	<2～5 (2)	<0.5～1.5 (1.0)	6.1～6.5	>1 (>1)	無	A	AA
29	ふなつはま 舟津浜	〃	5/13 5/19	<2～2 (<2)	0.7～2.0 (1.3)	6.1～6.6	>1 (>1)	無	AA	AA
30	ふなつこうえん 舟津公園	〃	5/13 5/19	<2 (<2)	<0.5～0.6 (0.6)	5.9～6.1	>1 (>1)	無	AA	AA
31	せいしょうがはま 青松ヶ浜	〃	5/13 5/19	<2～3 (2)	0.6～1.2 (0.9)	5.9～6.4	>1 (>1)	無	A	A
32	あきやまはま 秋山浜	〃	5/13 5/19	<2～12 (5)	0.5～1.8 (1.2)	5.9～6.6	>1 (>1)	無	A	AA

(注) 調査の実施主体は、11～18がいわき市、26～32が郡山市、それ以外は福島県です。環境保全領域調べ

備考 環境庁による判定基準((2)の表も同じ)

区分	項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出(検出限界2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
適	水質A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
可	水質C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm未満※

(注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。
4 「改善対策を要するもの」については、以下のとおりとする。
(1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。
(2) 常時油膜が認められたもの。

(2) 遊泳期間中における水浴場の水質測定結果

(平成15年度)

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査月日	水質 ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ) 最小～最大 (平均)	水質 COD (mg/ℓ) 最小～最大 (平均)	水質 pH 最小～最大 (平均)	水質 透明度 (m) 最小～最大 (平均)	水質 油膜	判定	平成14年度
1	つるしはま 釣師浜	新地町	7/23 7/28	5～21 (10)	3.2～3.6 (3.4)	8.1～8.3	>1 (>1)	無	B	B
2	はらがまおはま 原釜・尾浜	相馬市	7/23 7/28	5～12 (10)	2.6～2.7 (2.7)	7.9～8.3	>1 (>1)	無	B	B
3	みぎたはま 右田浜	鹿島町	7/23 7/28	8～15 (12)	2.6～4.0 (3.1)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	B	B
4	きたいずみおおいそ 北泉大磯	原町市	7/23 7/29	5～17 (13)	1.7～2.7 (2.2)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	B	B
5	むらかみ 村上	小高町	7/23 7/29	8～17 (11)	2.4～3.1 (2.7)	8.0～8.2	>1 (>1)	無	B	B
6	うけど 請戸	浪江町	7/23 7/29	3～19 (9)	1.5～2.3 (1.9)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A

番号	(ふりがな) 水浴場名	市町村名	調査月日	水質 ふん便性大腸菌群数 (個/100mℓ) 最小～最大 (平均)	水質 COD (mg/ℓ) 最小～最大 (平均)	水質 pH 最小～最大 (平均)	水質 透明度 (m) 最小～最大 (平均)	水質 油膜	判定	平成14年度
7	双葉	双葉町	7/23 7/29	1～5 (3)	1.7～2.3 (2)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	AA
8	熊川	大熊町	7/28 8/1	8～40 (22)	2.8～3.2 (2.9)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	B	B
9	富岡	富岡町	7/28 8/1	1～13 (6)	2.2～3.2 (2.6)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	B	A
10	岩沢	楢葉町	7/28 8/1	1～17 (7)	2～5.2 (3.4)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	B	AA
11	波立	いわき市	7/23 8/1	8～50 (22)	1.5～2 (1.9)	8.1～8.3	>1 (>1)	無	A	A
12	四倉	〃	7/29 8/5	10～150 (90)	1.6～2 (1.8)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
13	新舞子ビーチ	〃	7/23 8/1	2～10 (6)	1.5～2 (1.8)	8.1～8.2	>1 (>1)	無	A	A
14	薄磯	〃	7/23 8/1	10～50 (28)	1.6～2 (1.9)	8.2～8.4	>1 (>1)	無	A	A
15	豊間	〃	7/23 8/1	4～70 (38)	1.5～2.2 (1.9)	8.2～8.3	>1 (>1)	無	A	A
16	永崎	〃	7/23 8/1	18～113 (62)	1.4～2 (1.8)	8.1～8.3	>1 (>1)	無	A	A
17	小浜	〃	7/23 8/1	<2～100 (26)	1.1～2.1 (1.8)	8.2～8.3	>1 (>1)	無	A	A
18	勿来	〃	7/23 8/1	<2～90 (32)	1.1～2.2 (1.8)	8.2～8.3	>1 (>1)	無	A	A
19	長浜	猪苗代町	7/30 8/4	9～23 (16)	1.4～2.4 (1.8)	6.9～7.5	>1 (>1)	無	A	A
20	天神浜	〃	7/22 7/29	<2～2 (<2)	0.7～1.5 (1.1)	6.1～6.5	>1 (>1)	無	AA	A
21	志田浜	〃	7/22 7/29	<2～9 (5)	<0.5～1 (0.7)	6.2～6.3	>1 (>1)	無	A	A
22	上戸浜	〃	7/22 7/29	<2 (<2)	0.5～0.8 (0.6)	5.8～6.5	>1 (>1)	無	AA	A
23	崎川浜	会津若松市	7/29 7/30	<2～6 (2)	<0.5～1.5 (0.8)	6.4～6.8	>1 (>1)	無	A	A
24	中田浜	〃	7/22 7/29	<2 (<2)	0.5～0.9 (0.7)	6.3～6.9	>1 (>1)	無	AA	A
25	小石ヶ浜	〃	7/29 7/30	<2～2 (<2)	0.8～1 (0.9)	6.6～6.7	>1 (>1)	無	AA	AA
26	浜路浜	郡山市	7/22 7/29	<2～2 (<2)	<0.5～0.7 (0.6)	6.1～6.8	>1 (>1)	無	AA	A
27	横沢浜	〃	7/22 7/29	<2～6 (2)	0.8～1.3 (1.1)	6.5～6.9	>1 (>1)	無	A	AA
28	舘浜	〃	7/22 7/29	2～5 (3)	<0.5～0.8 (0.7)	6.5～7.6	>1 (>1)	無	A	A
29	舟津浜	〃	7/22 7/29	<2～5 (3)	<0.5～1.1 (0.8)	6.6～7.4	>1 (>1)	無	A	A
30	舟津公園	〃	7/22 7/29	<2～7 (3)	<0.5～0.7 (0.6)	6.4～7.1	>1 (>1)	無	A	A
31	青松ヶ浜	〃	7/22 7/29	<2～10 (3)	<0.5～0.6 (0.6)	6.5～6.9	>1 (>1)	無	A	A
32	秋山浜	〃	7/22 7/29	2～5 (3)	<0.5～1 (0.8)	6.6～7.0	>1 (>1)	無	A	A

(注) 調査の実施主体は、11～18がいわき市、26～32が郡山市、それ以外は福島県です。環境保全領域調べ

88 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

(単位:mg／ℓ)

項目	環境基準	判断基準
カドミウム	0.01 以下	検出されないこと(0.001)
全シアン	検出されないこと	検出されないこと(0.1)
鉛	0.01 以下	検出されないこと(0.005)
六価クロム	0.05 以下	検出されないこと(0.02)
砒素	0.01 以下	検出されないこと(0.005)
総水銀	0.0005 以下	検出されないこと(0.0005)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと(0.0005)
PCB	検出されないこと	検出されないこと(0.0005)
ジクロロメタン	0.02 以下	検出されないこと(0.02)
四塩化炭素	0.002 以下	検出されないこと(0.0002)
1,2－ジクロロエタン	0.004 以下	検出されないこと(0.0004)
1,1－ジクロロエチレン	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04 以下	検出されないこと(0.004)
1,1,1－トリクロロエタン	1 以下	検出されないこと(0.0005)
1,1,2－トリクロロエタン	0.006 以下	検出されないこと(0.0006)
トリクロロエチレン	0.03 以下	検出されないこと(0.002)
テトラクロロ*エチレン	0.01 以下	検出されないこと(0.0005)
1,3－ジクロロプロペン	0.002 以下	検出されないこと(0.0002)
チウラム	0.006 以下	検出されないこと(0.0006)
シマジン	0.003 以下	検出されないこと(0.0003)
チオベンカルブ	0.02 以下	検出されないこと(0.002)
ベンゼン	0.01 以下	検出されないこと(0.001)
セレン	0.01 以下	検出されないこと(0.002)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	検出されないこと(0.1)
ふっ素	0.8 以下	検出されないこと(0.08)
ほう素	1 以下	検出されないこと(0.02)

(備考)1 環境基準は年平均値で評価します。ただし、全シアンについてのみ最高値で評価します。
2 検出の有無の判断基準は、平成9年3月13日付け環境省告示第10号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること(検出されないこと)であり、その値は( )内の数値としています。
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とします。

89 排水規制対象特定事業場の立入検査結果の推移

	立入事業場数 A(B)	不適合事業場数 C	不適合率(%) C/(B)	延べ立入事業場数 D(E)	延べ不適合事業場数 F	延べ不適合率(%) F/(E)
平成12年度	657 (646)	105	16.3	789 (766)	123	16.1
平成13年度	604 (594)	72	12.1	651 (640)	82	12.8
平成14年度	594 (587)	76	12.9	693 (685)	89	13.0
平成15年度	643 (609)	73	12.0	726 (686)	81	11.8

(注) 1 「不適合事業場」とは、排水基準に適合しないか又はそのおそれのある事業場です。環境保全領域調べ
2 ( )内は排水規制対象事業場数を示し、内数です。
3 政令市(福島市、郡山市、いわき市)分を含みます。

90 管内別特定事業場数と規制対象特定事業場数

（平成14年度）

号番号	業種及び施設	県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	福島市（政令市）	郡山市（政令市）	いわき市（政令市）	計
1	鉱業・水洗炭業	— (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (1)
1の2	豚房・牛房・馬房	178 (—)	107 (3)	186 (1)	210 (—)	6 (—)	126 (1)	31 (—)	134 (—)	72 (4)	1,050 (9)
2	畜産食料品	19 (6)	3 (—)	2 (2)	6 (2)	— (—)	9 (2)	5 (3)	4 (3)	7 (4)	55 (22)
3	水産食料品	4 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	20 (2)	3 (—)	— (—)	82 (14)	109 (18)
4	農産保存食料品	16 (5)	4 (2)	10 (5)	94 (4)	34 (2)	10 (4)	9 (6)	3 (—)	11 (2)	191 (30)
5	みそ・しょうゆ・調味料	24 (2)	22 (—)	6 (—)	35 (2)	4 (—)	7 (—)	10 (2)	8 (1)	37 (—)	153 (7)
6	小麦粉	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0)
7	砂糖	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
8	パン・菓子・製あん	2 (—)	4 (—)	2 (—)	1 (—)	— (—)	6 (—)	3 (—)	— (—)	5 (2)	23 (2)
9	米菓・こうじ	3 (—)	— (—)	1 (1)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (2)
10	飲料	17 (4)	12 (2)	11 (3)	47 (9)	6 (—)	5 (—)	2 (—)	9 (3)	19 (—)	128 (21)
11	動物系飼料・有機肥料	2 (—)	2 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	3 (—)	— (—)	8 (0)
12	動植物油脂	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	1 (—)	— (—)	1 (—)	2 (—)	— (—)	5 (0)
13	イースト	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
14	でん粉・化工でん粉	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
15	ぶどう糖・水あめ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
16	めん類	2 (1)	8 (—)	— (—)	19 (—)	2 (—)	6 (—)	5 (2)	5 (—)	13 (—)	60 (3)
17	豆腐・煮豆	83 (—)	87 (—)	34 (1)	151 (—)	27 (—)	47 (—)	95 (1)	53 (2)	44 (—)	621 (4)
18	インスタントコーヒー	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
18の2	冷凍調理食品	4 (1)	2 (2)	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	11 (8)
18の3	たばこ	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	2 (0)
19	紡績・繊維製品	11 (10)	12 (1)	1 (1)	9 (2)	1 (—)	3 (1)	1 (—)	2 (—)	9 (2)	49 (17)
20	洗毛業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
21	化学繊維	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
21の2	一般製材・木材チップ	— (—)	2 (—)	2 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	5 (1)
21の3	合板	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	1 (0)
21の4	パーティクルボード	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
22	木材薬品処理	1 (—)	6 (—)	2 (—)	1 (1)	— (—)	5 (1)	2 (—)	3 (—)	32 (1)	52 (3)
23	パルプ・紙・紙加工品	— (—)	1 (—)	2 (2)	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	1 (—)	3 (2)	9 (6)
23の2	新聞・出版・印刷・製版	4 (—)	5 (1)	6 (—)	2 (—)	— (—)	2 (—)	20 (—)	6 (—)	4 (—)	49 (1)
24	化学肥料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	3 (2)	4 (3)
25	水銀電解か性ソーダ・カリ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
26	無機顔料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (3)	3 (3)

号番号	業種及び施設	県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	福島市(政令市)	郡山市(政令市)	いわき市(政令市)	計
27	その他の無機化学工業製品	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (2)	— (—)	4 (3)	— (—)	4 (4)	8 (6)	19 (16)
28	アセチレン誘導品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
29	コールタール製品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
30	発酵工業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
31	メタン誘導品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
32	有機顔料・合成染料	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	2 (2)	4 (4)
33	合成樹脂	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	2 (1)	4 (3)
34	合成ゴム	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
35	有機ゴム薬品	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
36	合成洗剤	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
37	その他の石油化学工業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	1 (1)
38	石けん	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
39	硬化油	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
40	脂肪酸	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
41	香料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	2 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	3 (2)
42	ゼラチン・にかわ	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
43	写真感光材料	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
44	天然樹脂	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
45	木材化学工業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 0
46	その他の有機化学工業製品	— (—)	1 (—)	1 (1)	1 (1)	— (—)	5 (5)	— (—)	4 (4)	9 (9)	21 (20)
47	医薬品	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	4 (3)	11 (10)
48	火薬	— (—)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (1)
49	農薬	1 (1)	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	2 (1)	— (—)	5 (3)
50	有害物質含有試薬	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
51	石油精製	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
51の2	タイヤ・工業用ゴム	— (—)	3 (2)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (2)
51の3	医療・衛生用ゴム	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	1 (0)
52	皮革	1 (—)	1 (—)	— (—)	1 (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (0)
53	ガラス・ガラス製品	2 (1)	23 (20)	12 (4)	11 (8)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	6 (4)	2 (1)	63 (45)
54	セメント製品	10 (—)	13 (2)	10 (2)	14 (2)	4 (—)	9 (—)	6 (—)	13 (1)	30 (2)	109 (9)
55	生コンクリート	14 (—)	11 (1)	5 (2)	24 (4)	11 (—)	11 (1)	9 (—)	6 (—)	21 (3)	112 (11)
56	有機質砂壁材	— (—)	1 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (1)
57	人造黒船電極	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (0)
58	窯業原料の精製	— (—)	— (—)	— (—)	4 (2)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (2)
59	砕石	2 (—)	3 (—)	7 (1)	4 (—)	7 (—)	9 (—)	— (—)	— (—)	8 (5)	40 (6)

号番号	業種及び施設	県北地方振興局	県中地方振興局	県南地方振興局	会津地方振興局	南会津地方振興局	相双地方振興局	福島市(政令市)	郡山市(政令市)	いわき市(政令市)	計
60	砂利採取	3 (−)	8 (−)	7 (−)	22 (4)	7 (−)	3 (−)	1 (1)	4 (−)	15 (2)	70 (7)
61	鉄鋼	2 (−)	2 (−)	− (−)	1 (1)	− (−)	− (−)	1 (1)	1 (−)	− (−)	7 (2)
62	非鉄金属	1 (−)	− (−)	3 (1)	7 (6)	− (−)	3 (2)	− (−)	2 (1)	5 (4)	21 (14)
63	金属製品・機械器具	19 (13)	19 (11)	18 (8)	6 (5)	1 (1)	6 (1)	5 (4)	7 (7)	19 (14)	100 (64)
63の2	空きびん卸売業	− (−)	− (−)	− (−)	1 (1)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (−)	− (−)	2 (1)
63の3	石炭燃料火力発電施設	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	2 (2)	− (−)	− (−)	− (−)	2 (2)
64	ガス供給・コークス	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (1)	− (−)	− (−)	1 (1)
64の2	水道・工業用水道	1 (−)	1 (−)	1 (1)	4 (3)	− (−)	4 (3)	2 (1)	2 (−)	8 (4)	23 (12)
65	酸・アルカリ表面処理	16 (10)	24 (16)	26 (21)	18 (12)	2 (−)	17 (8)	10 (3)	9 (5)	21 (16)	143 (91)
66	電気めっき	2 (2)	7 (7)	5 (5)	6 (6)	− (−)	7 (6)	5 (5)	9 (9)	7 (7)	48 (47)
66の2	旅館	106 (27)	164 (30)	120 (29)	770 (106)	409 (23)	215 (5)	190 (75)	160 (36)	361 (104)	2495 (435)
66の3	共同調理場	7 (3)	1 (1)	3 (3)	3 (1)	− (−)	1 (1)	4 (4)	2 (2)	6 (5)	27 (20)
66の4	弁当仕出屋等	1 (1)	1 (1)	− (−)	2 (2)	− (−)	− (−)	1 (−)	4 (3)	4 (4)	13 (11)
66の5	飲食店等	10 (2)	7 (2)	5 (2)	27 (14)	7 (7)	2 (2)	7 (3)	9 (−)	8 (5)	82 (37)
66の6	そば・うどん・すし店等	− (−)	− (−)	− (−)	1 (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (0)
66の7	料亭・バー・キャバレー等	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	0 (0)
67	洗たく	52 (7)	63 (8)	39 (6)	103 (20)	12 (1)	55 (8)	42 (10)	60 (15)	106 (9)	532 (84)
68	写真現像	6 (−)	9 (−)	6 (−)	22 (−)	4 (−)	9 (−)	10 (−)	14 (−)	12 (2)	92 (2)
68の2	病院	1 (1)	2 (2)	2 (2)	4 (4)	− (−)	1 (−)	− (−)	6 (5)	3 (1)	19 (15)
69	と畜・へい獣取扱	− (−)	1 (−)	1 (1)	4 (1)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (1)	2 (2)	9 (5)
69の2	中央卸売市場	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (−)	− (−)	1 (−)	2 (0)
69の3	地方卸売市場	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (1)	1 (1)	2 (2)
70	廃油処理施設	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (1)	1 (1)
70の2	自動車分解整備事業	− (−)	1 (−)	− (−)	2 (−)	− (−)	− (−)	2 (−)	7 (−)	− (−)	12 (0)
71	自動式車両洗浄施設	47 (−)	49 (2)	42 (2)	76 (−)	10 (−)	60 (1)	85 (−)	144 (2)	95 (12)	608 (19)
71の2	科学技術の試験・研究機関	4 (3)	7 (4)	5 (3)	10 (6)	2 (1)	12 (7)	17 (11)	15 (10)	17 (9)	89 (54)
71の3	一般廃棄物の焼却処理施設	2 (2)	5 (2)	1 (1)	1 (−)	2 (−)	4 (−)	3 (2)	2 (1)	2 (2)	22 (10)
71の4	産業廃棄物処理施設	1 (−)	− (−)	4 (1)	1 (−)	− (−)	2 (1)	1 (1)	3 (2)	3 (1)	15 (6)
71の5	TCE・PCE・DCMの洗浄施設	13 (12)	10 (10)	12 (11)	9 (9)	2 (1)	7 (6)	− (−)	11 (11)	4 (4)	68 (64)
71の6	TCE・PCE・DCMの蒸留施設	1 (1)	1 (1)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	− (−)	1 (1)	− (−)	3 (3)
72	し尿処理施設	24 (24)	52 (52)	68 (68)	42 (42)	11 (11)	35 (34)	33 (33)	44 (44)	45 (43)	354 (351)
73	下水道終末処理施設	4 (4)	5 (5)	4 (4)	19 (19)	3 (3)	15 (15)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	59 (59)
74	特定事業場排水の処理施設	− (−)	2 (2)	1 (1)	8 (7)	− (−)	1 (−)	1 (1)	4 (4)	− (−)	17 (15)
合計		724 (146)	779 (195)	676 (200)	1,811 (312)	578 (53)	759 (133)	634 (178)	802 (191)	1,182 (326)	7,945 (1734)

(注) 規制対象特定事業場数は( )内数値です。

環境保全領域調べ

土 壌 関 係

91 土壌の汚染に係る環境基準

（平成3年8月23日環境庁告示第46号）

項　　目	環　境　上　の　条　件	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	規格65.2に定める方法
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあっては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	規格67.2又は67.3に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	規格34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

騒音・振動・悪臭関係

92 騒音に係る環境基準

(1) 騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

ア 一般地域(道路に面しない地域)

地域の類型	基準値		本県における地域の類型の当てはめ地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日の6:00)	昭和56年4月 いわき市及び白河市指定 昭和57年3月 福島市、会津若松市及び郡山市指定 昭和60年3月 二本松市指定 平成4年10月 原町市、須賀川市、喜多方市、本宮町及び石川町指定 平成11年4月 西郷村指定
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域(県内では未指定)
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	Aを当てはめる地域:専ら住居の用に供される地域 Bを当てはめる地域:主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

イ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとなります。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められたときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

(注) 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知(平成10年9月30日付け環大企大第257号)により、次のとおり定められている。

1 幹線交通を担う道路:高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)等を表す。

2 幹線交通を担う道路に近接する空間:以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離によりその範囲が特定される。

・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15メートルまでの範囲
・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートルまでの範囲

(2)航空機騒音に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値	あてはめる地域	本県におけるあてはめ地域
I	70WECPNL	専ら住居の用に供される地域	未指定
II	75WECPNL	I以外の地域のうち生活環境の保全が必要な地域	平成6年7月 須賀川市、石川町及び玉川村の一部を指定

(注) 福島空港敷地、福島空港公園及び河川区域は除かれます。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(昭和50年環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値	本県におけるあてはめ地域(昭和52年12月指定、同52年12月指定、同61年4月一部見直し)
Ⅰ	70デシベル以下	14市町村(＊1)のうち、東北新幹線の軌道中心から両側へそれぞれ300m以内の地域(以下「沿線地域」という。)であって、原則として、都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域(＊2)であって新幹線の付近に住居が存在する地域
Ⅱ	75デシベル以下	沿線地域のうち、原則として、都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域外の地域(＊2)であってⅠ以外の地域

(注) トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されません。
＊1 「14市町村」とは、福島市、郡山市、白河市、須賀川市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、安達町、矢吹町、白沢村、天栄村、西郷村及び大信村です。
＊2 「用途地域以外の地域」とは、用途地域が定められていない都市計画区域、市街化調整区域及び都市計画区域外の地域です。

93 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例による騒音規制の概要

区分		騒音規制法	福島県生活環境の保全等に関する条例
工場・事業場騒音	特定施設	金属加工機械等11施設(資料－92)	左記11施設にガソリンエンジン等を追加した計15施設
	適用される地域	県内22市町村(※1)の指定地域内	県内全域(ただし、騒音規制法第3条に基づく指定地域内の法適用工場・事業場は除く)
	規制基準	地域及び時間区分別の敷地境界における音量基準(資料－88)	
	規制・指導主体	県内22市町村長	届出の受理は全市町村長、指導、勧告等は、法律に基づく指定地域を有する市町村の場合は当該市町村長、その他の市町村の場合は県の出先機関(※2)
建設作業騒音	特定施設	くい打機等を使用する作業等の8種類の作業(資料－94)	
	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ	左記以外の地域のうち、学校・病院等の周囲80mの地域
	規制基準	地域区分別の敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準(資料－89)	敷地境界における音量、作業を行う時刻、時間、期間等の基準(資料－89)
	規制・指導主体	工場・事業場騒音と同じ	
自動車騒音	適用される地域	工場・事業場騒音と同じ	
	規制基準	・自動車騒音の大きさの許容限度 ・指定地域内における自動車騒音の限度(区域区分、車線数、時間帯別)(資料－96)	
	規制・指導主体	県内22市町村長(道路沿線における騒音の測定及び関係機関への改善要請、意見具申に関する事務)	
拡声機騒音	特定施設		商業宣伝等のために用いられる拡声機の使用
	適用される地域		県内全域
	規制基準		拡声機の種類別の音量、使用方法等の基準及び一部地域での拡声機放送の禁止(資料－100)
	規制・指導主体		法律に基づく指定地域を有する場合は当該市町村長、その他の場合は県の出先機関(※2)
深夜営業騒音	特定施設		音響機器を使用する飲食店、喫茶店、カラオケハウス
	適用される地域		県内28市町村の深夜騒音規制地域内(資料－99)
	規制基準		夜10時以降の敷地境界の音量基準及び11時以降の音響機器の原則使用禁止(資料－99)
	規制・指導主体		県内28の市町村長

※1 「22市町村」＝福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、本宮町、鏡石町、柳津町、河東町、会津高田町、矢吹町、石川町、大越町、富岡町、西郷村及び泉崎村(最終改正:平成12年7月18日)

※2 「県の出先機関」＝県北、県中、県南、会津、南会津及び相双の各地方振興局

94 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼　間 (7時～19時)	朝・夕 6時～7時 19時～22時	夜　間 (22時～6時)	備　考
第1種区域	50	45	40	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域相当
第2種区域	55	50	45	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第3種区域	60	55	50	近隣商業地域、商業地域、準工業地域相当、用途地域以外の地域(条例の規制のみ適用)
第4種区域	65	60	55	工業地域相当
第5種区域	75	70	65	工業専用地域(条例の規制のみ適用)

(注) 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上です。
2 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です(ただし、第1種区域を除きます)。

95 騒音規制法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業騒音及び騒音指定建設作業騒音に係る勧告基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における騒音基準	作業時刻に関する基準	※作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

(注) 1 この基準が適用されるのは、騒音規制法に基づく指定地域(法律に基づく基準)及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域(条例に基づく基準)です。
2 第1号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1種、第2種及び第3種区域の全域並びに第4種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲80mの地域であり、第2号区域とは、法律に基づく基準が適用される地域のうち第1号区域を除く区域です。なお、条例に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時～19時の時間内のみであり、作業時間は1日10時間を超えないことのみが適用になります。
3 音量基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。
4 作業時間に関する基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しません。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合なども適用しません。

96 工場・事業場に係る振動規制法に基づく規制基準及び福島県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 区域の区分	昼　間 (7時～19時)	夜　間 (19時～7時)	備　考
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域相当
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域相当、工業専用地域、用途地域以外の地域(指針のみ適用)

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5デシベルを減じた値です。

97 建設作業に係る振動規制法に基づく規制基準及び県振動防止対策指針に基づく基準

基準種別 / 区域の区分	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	※作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間を超えないこと		

（注）1 この基準が適用されるのは、振動規制法に基づく指定地域（法律に基づく基準）及びその他の地域のうち、学校、病院等の周囲80mの地域（指針に基づく基準）です。

2 第1号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域であり、第2号区域とは、振動規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域です。なお、指針に基づく基準では、区域の区分はなく、作業時刻は7時から19時の時間内のみであり、作業時間では1日10時間を超えないことのみが適用になります。

3 振動基準を上回る振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、振動防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を※欄に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができます。

4 この基準には、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

98 騒音規制法に基づく地域別の騒音特定施設設置状況

（平成16年3月31日現在）

特定施設の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市（中核市）	いわき市（中核市）	合計
1 金属加工機械	460	256	182	48	30	280	147	1,403
2 空気圧縮機及び送風機	1,483	309	481	636	236	1,138	661	4,944
3 土石、鉱物用破砕機等	18	26	39	10	0	30	16	139
4 織機	695	12	0	52	0	0	0	759
5 建設用資材製造機械	14	9	9	4	3	10	17	66
6 穀物用製粉機	0	0	0	0	0	14	11	25
7 木材加工機械	96	22	96	116	62	109	169	670
8 抄紙機	0	0	0	0	7	1	0	8
9 印刷機械	303	27	65	41	31	203	137	807
10 合成樹脂用射出成形機	136	27	55	20	15	24	135	412
11 鋳型造型機	51	0	3	0	26	10	21	111
施設数合計	3,256	688	930	927	410	1,819	1,314	9,344
工場数合計	364	91	117	114	100	281	245	1,312

99 振動規制法に基づく地域別の振動特定施設設置状況

（平成16年3月31日現在）

特定施設の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市（中核市）	いわき市（中核市）	合計
1 金属加工機械	329	236	68	49	62	267	317	1,328
2 圧縮機	498	120	185	103	80	345	340	1,671
3 土石、鉱物用破砕機等	22	7	2	5	0	32	37	105
4 織機	797	12	0	19	0	1	0	829
5 コンクリートブロックマシン等	8	4	12	0	1	6	11	42
6 木材加工機械	5	0	2	10	4	2	26	49
7 印刷機械	126	25	8	6	4	62	38	269
8 ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	23	0	24	0	0	0	6	53
9 合成樹脂用射出成形機	215	27	28	22	27	43	114	476
10 鋳型造型機	63	0	3	0	0	6	43	115
施設数合計	2,086	431	332	214	178	764	932	4,937
工場数合計	164	50	43	55	45	129	183	669

100 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の実施状況(平成15年度)

(1) 騒　音

特定施設作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市(中核市)	いわき市(中核市)	合計
1 くい打機・くい抜機等を使用する作業	2	1	3	2	2	11	1	22
2 鋲打ち機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 削岩機を使用する作業	21	3	2	3	1	48	9	87
4 空気圧縮機を使用する作業	1	1	1	0	0	0	1	4
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	5	0	5
6 バックホウを使用する作業	3	1	1	0	1	2	4	12
7 トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
届出件数合計	27	6	7	5	4	66	15	130

(2) 振　動

特定施設作業の種類	県北	県中	県南	会津	相双	郡山市(中核市)	いわき市(中核市)	合計
1 くい打機を使用する作業	11	2	3	2	2	14	1	35
2 鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	1	0	0	0	0	0	1	2
4 ブレーカーを使用する作業	16	2	2	4	1	48	9	82
届出件数合計	28	4	5	6	3	62	11	119

101 平成4年中央公害対策審議会中間答申及び平成7年中央環境審議会答申において示された許容限度設定目標値

(単位:デシベル)

自動車の種別				許容限度設定目標値			施行年
				加速	定常	近接	
大型車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの		全輪駆動車、トラック及びクレーン車	82	83	99	平成13年
			トラック	81	82	99	平成13年
			バス	81	82	99	平成10年
中型車	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの		全輪駆動車	81	80	98	平成13年
			全輪駆動車以外 トラック	80	79	98	平成13年
			全輪駆動車以外 バス	80	79	98	平成12年
小型車	車両総重量が3.5t以下のもの	軽自動車以外	車両総重量が1.7tを超えるもの	76	74	97	平成12年
			車両総重量が1.7t以下のもの	76	74	97	平成11年
		軽自動車	ボンネット型のもの	76	74	97	平成11年
			キャブオーバー型(ボンネット型以外)のもの	76	74	97	平成12年
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの		乗車定員6人超えのもの	76	72	96 (100)	平成11年
			乗車定員6人以下のもの	76	72	96 (100)	平成10年
二輪自動車	小型二輪自動車		排気量0.250ℓを超えるもの	73	72	94	平成13年
	軽二輪自動車		排気量0.125ℓを超え、0.250ℓ以下のもの	73	71	94	平成10年
原動機付自転車	第二種原動機付自転車		排気量0.050ℓを超え、0.125ℓ以下のもの	71	68	90	平成13年
	第一種原動機付自転車		排気量0.050ℓ以下のもの	71	65	84	平成10年

(注) 1 ( )はリアエンジン車を示す。

2 施行年が平成10年の車種については平成8年12月20日、平成11年の車種については平成9年12月12日、平成12年の車種については平成10年12月8日、平成13年の車種については平成12年2月21日にそれぞれ告示された。

102 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分＼時間の区分	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

資料－102に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

（注） 1 車線とは、1縦列の自動車（2輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。

2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表します。

3 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、以下のように車線数の区分に応じて道路の敷地境界線からの距離により特定される範囲です。

・2車線以下の車線を有する道路　　15メートルまでの範囲
・2車線を超える車線を有する道路　　20メートルまでの範囲

4 区分の区域について

(1) a区域　専ら住居の用に供される区域
(2) b区域　主として住居の用に供される区域
(3) c区域　相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

103 振動規制法に基づく指定地域内における道路交通振動の要請限度

区域の区分＼時間の区分	昼間（7時～19時）	夜間（19時～7時）
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

（注） 区域の区分は資料－96と同じです。

104 平成15年度福島空港周辺の騒音測定結果

測定地点	測定時期	離着陸機数（機/週）	騒音の測定結果（単位WECPNL）	年間平均値（単位 WECPNL）	環境基準値（単位 WECPNL）
須賀川市雨田地区	春季	39	62	59	75以下
	夏季	14	56		
	秋季	18	61		
	冬季	8	54		
玉川村小高地区	春季	36	64	69	
	夏季	61	67		
	秋季	102	72		
	冬季	57	68		
玉川村川辺地区	春季	49	65	66	
	夏季	58	66		
	秋季	60	66		
	冬季	50	64		
石川町中野地区	春季	38	61	60	
	夏季	44	61		
	秋季	32	60		
	冬季	28	57		

（注） 1 離着陸機数は、各測定地点において航空機騒音と判断された音から推定した機数です。

2 騒音の測定結果は、1日ごとのWECPNL値をパワー平均したものです。

105 県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜営業騒音の規制概要

規制内容 / 区域の区分	音響機器の使用禁止時間帯	音量規制	
		時間帯	基準値(デシベル)
A区域	午後11時から翌日の午前6時まで	午後10時から翌日の午前6時まで	45
B区域			55

(注) 1 A区域:原則として第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、準住居地域及びこれに準ずる地域

B区域:原則として近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに準ずる地域

2 深夜騒音規制地域を有する市町村(最終改正:平成16年10月、同年11月施行)

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、伊達町、川俣町、本宮町、鏡石町、会津坂下町、西郷村、泉崎村、矢吹町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、三春町、小野町、大越町、船引町及び富岡町
(計27市町村)

106 県生活環境の保全等に関する条例に基づく拡声機の使用基準

区分 / 項目	移動放送(車両搭載)	移動放送以外(街頭など)	航空機からの放送
1 騒音のレベル等	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	音源直下の地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル以下	地上1.2mの高さで、音量の測定値の最大から3個のピーク値の算術平均値が70デシベル以下
2 使用時間	午前7時から午後7時まで	左に同じ	午前9時から午後5時まで(日曜、祝日は午前10時から)
3 使用場所等	幅員5m以上の道路	・幅員5m以上の道路 ・拡声機の中心線の延長と地表との交点は、拡声機直下から10m以内 ・拡声機の設置高さは地上10m未満	
4 放送時間	1地点における1回の連続放送時間は10分を越えないこと。	1回の連続放送時間は1時間を超えないものとし、かつ、使用時間1時間につき15分以上の休止時間を置くこと。	同一地域の上空における旋回は、2回以内とすること。
5 放送禁止場所	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	学校、病院等の施設の敷地の周囲80m以内の地域	

107 うつくしまの音30景

No.	音の名称	市町村名	季節・時期	分類
1	吾妻修験道の不動滝にしみいるエゾハルゼミの声	福島市町庭坂字神ノ森	6月上旬～7月中旬	昆虫
2	二本松のちょうちん祭り・祭囃子	二本松市旧市内	10月4日～6日	祭
3	霊山太鼓	霊山町内	8　月	祭
4	和紙の里　上川崎「紙を漉く音」	安達町上川崎字本仏谷	冬　期　間	産業・文化
5	県民の森の野鳥のさえずり	大玉村県民の森	通　　年	鳥
6	如宝寺のイボナシの鐘の音	郡山市堂前町	通年、朝6時・夕5時	鐘
7	古寺山松並木の松籟	須賀川市上小山田字古寺	初冬～早春	植物
8	二岐渓谷渓流の音	天栄村湯本字二俣	一　年　中	渓流
9	東野清流のせせらぎの音	玉川村四辻新田字東野	通　　年	川
10	古殿八幡神社「流鏑馬」と「笠懸」の駒が駆けゆく蹄の音	古殿町古殿八幡神社	10月第二土曜日	祭
11	三春の盆太鼓	三春町内全域	8月15日～16日	祭
12	東堂山の鐘の音	小野町東堂山	通年、朝5時50分頃	鐘
13	入水鍾乳洞の地下水の滝の音	滝根町菅谷字東釜山地内	通　　年	滝
14	烏峠の小鳥のさえずり	泉崎村烏峠	通年、特に春から夏	鳥
15	久慈川の清流とカジカガエルの鳴き声	塙町台宿字下川原	晩夏～夏	両生類
16	喜多方市の清流に生息するセキレイのさえずり	喜多方市内押切川、濁川、田付川	春～ 秋	鳥
17	裏磐梯の山鳴らしの葉音	北塩原村檜原字小野川原	初夏～初秋	植物
18	磐越西線一ノ戸橋梁の列車の通過する音	山都町木曽地内	通　　年	産業・文化
19	猪苗代湖の白鳥の鳴き声	猪苗代町白鳥ヶ浜、長浜、三城、潟浜、志田浜	12月～翌3月	鳥
20	圓蔵寺と奥之院の夕暮れに沈む鐘の音	柳津町本庁9区、阿久津	通年、日暮れ前	鐘
21	祇園祭　大屋台のかけごえ	田島町内	7月22日～23日	祭
22	前沢ふるさと公園の水車とバッタリが杵をつく音	舘岩村前沢ふるさと公園	冬期(覆雪時)を除く常時	産業・文化
23	尾瀬「三条ノ滝」の瀑布音	檜枝岐村燧ヶ岳	5月～11月	滝
24	恵みの森にざわめくブナの葉音	只見町布沢恵みの森	通　　年	植物
25	相馬野馬追　法螺貝の音	原町市内・相馬市内	7月23日～25日	祭
26	平伏沼のモリアオガエルの鳴き声	川内村平伏沼	6月中旬～7月上旬	両生類
27	大堀相馬焼貫入音	浪江町大堀地区	通　　年	産業・文化
28	じゃんがら念仏踊りの音	いわき市内	8月13日～15日	産業・文化
29	薄磯海岸の潮騒とかもめの鳴き声	いわき市薄磯海岸	通　　年	海
30	豊間海岸の鳴き砂の音	いわき市豊間海岸	通　　年	海

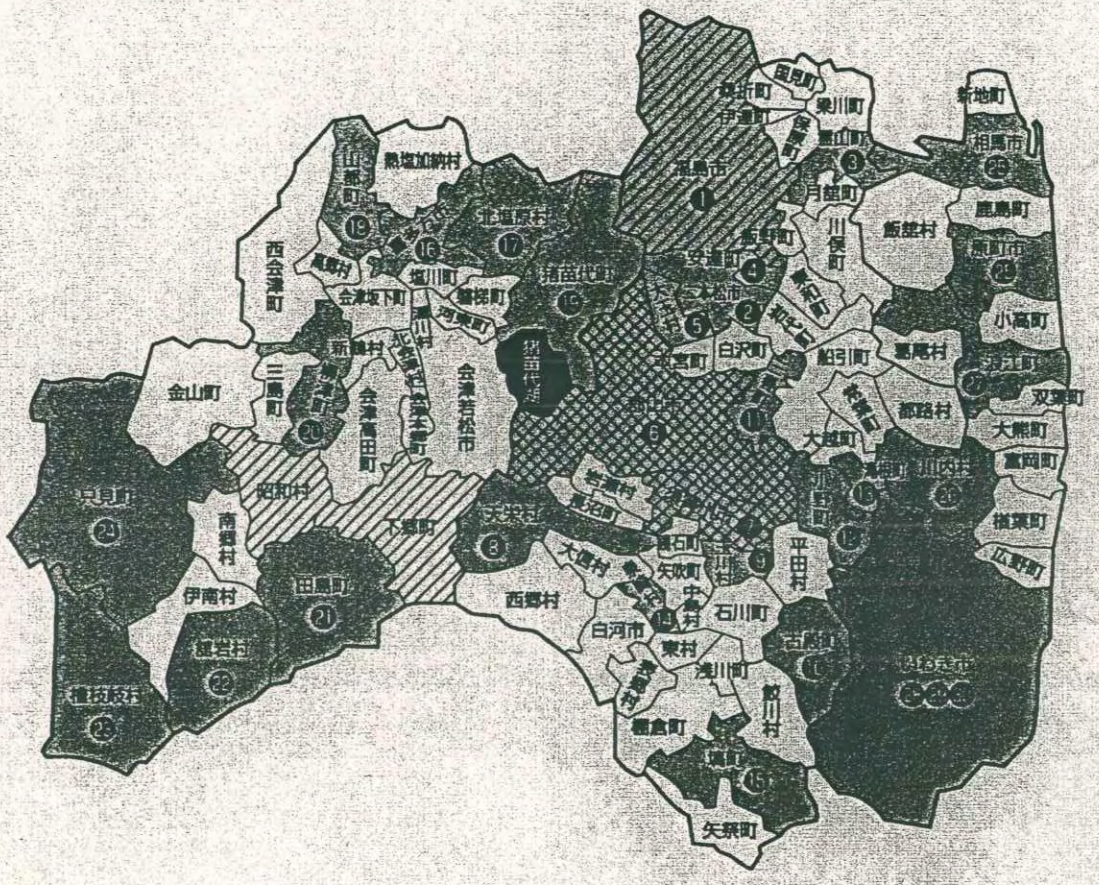
「うつくしまの音30景」（30件）　　平成９年12月24日公表

「環境省選定音風景100選」（３件）　　平成８年６月５日公表

「福島市小鳥の森」（福島市）
「大内宿の自然用水」（下郷町）
「からむし織のはた音」（昭和村）

「環境省選定かおり風景100選」（２件）　　平成13年10月30日公表

「須賀川牡丹園の牡丹焚火」（須賀川市）
「郡山の高柴デコ屋敷」（郡山市）



108 悪臭防止法に基づく規制対象物質

物質名	分子式	臭いの質	主な発生源	臭気強度に対応する濃度			排出口における規制基準	排出水中における規制基準
				2.5	3.0	3.5		
アンモニア	NH_3	し尿臭	畜産、化製場、し尿処理	1	2	5	有	
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐った玉ねぎ臭	パルプ製造業、化製場	0.002	0.004	0.01		有
硫化水素	H_2S	腐った卵臭	畜産、化製場、し尿処理	0.02	0.06	0.2	有	有
硫化メチル	$(CH_3)_2S$	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.01	0.05	0.2		有
二硫化メチル	$(CH_3)_2S_2$	腐ったキャベツ臭	パルプ製造業、化製場	0.009	0.03	0.1		有
トリメチルアミン	$(CH_3)_3N$	腐った魚臭	畜産、水産加工場	0.005	0.02	0.07	有	
アセトアルデヒド	CH_3-CHO	刺激性果実臭	化学工場、たばこ製造工場	0.05	0.1	0.5		
スチレン	$C_6H_5-CH=CH_2$	刺激性芳香族臭	化学工場、FRP製造工場	0.4	0.8	2		
プロピオン酸	CH_3CH_2COOH	酸っぱい刺激臭	油脂製造工場、染色工場	0.03	0.07	0.2		
ノルマル酪酸	$CH_3(CH_2)_2COOH$	汗くさい臭い	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.002	0.006		
ノルマル吉草酸	$CH_3(CH_2)_3COOH$	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.0009	0.002	0.004		
イソ吉草酸	$(CH_3)_2CHCH_2COOH$	むれた靴下臭	畜産、化製場、でん粉工場	0.001	0.004	0.01		
トルエン	$C_6H_5CH_3$	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	10	30	60	有	
キシレン	$C_6H_4(CH_3)_2$	ガソリン臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	2	5	有	
酢酸エチル	$CH_3CO_2C_2H_5$	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	3	7	20	有	
メチルイソブチルケトン	$CH_3COCH_2CH(CH_3)$	刺激的なシンナー臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	1	3	6	有	
イソブタノール	$(CH_3)_2CHCH_2OH$	刺激的な発酵臭	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	0.9	4	20	有	
プロピオンアルデヒド	CH_3CH_2CHO	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.05	0.1	0.5	有	
ノルマルブチルアルデヒド	$CH_3(CH_2)_2CHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.03	0.08	有	
イソブチルアルデヒド	$(CH_3)_2CHCHO$	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.02	0.07	0.2	有	
ノルマルバレルアルデヒド	$CH_3(CH_2)_3CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.009	0.02	0.05	有	
イソバレルアルデヒド	$(CH_3)_2CHCH_2CHO$	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	焼付け塗装工程を有する事業場等	0.03	0.006	0.01	有	

(注) 「臭気強度に対応する濃度」の欄の単位はppm。
臭気強度は、次の6段階臭気強度法による表示を用いました。

0:無臭
1:やっと感知できる臭い(検知閾値濃度)
2:何の臭いかわかる弱い臭い(認知閾値濃度)
3:楽に感知できる臭い
4:強い臭い
5:強烈な臭い

109 県内の悪臭防止法による悪臭の規制

(1) 規制地域の区域区分

区域の区分	あてはめ地域
A区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域
B区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域
C区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要のある地域

(2) 規制地域の指定状況(最終改正:平成16年10月告示、同年11月施行)

区分	市町村数	市町村名
A、B、Cの3区域を指定	31	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、原町市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、川俣町、本宮町、鏡石町、塩川町、会津坂下町、会津高田町、会津本郷町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、小高町、西郷村、玉川村
A、Bの2区域を指定	6	浅川町、古殿町、表郷村、東村、泉崎村、鮫川村
A、Cの2区域を指定	1	河東町
Bの1区域を指定	1	平田村
合計	39	(10市22町7村)

(3) 規制基準の指定状況(最終改正:平成12年3月告示、同年5月施行)

特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域	特定悪臭物質名	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	トルエン	10	30	60
硫化水素	0.02	0.06	0.2	キシレン	1	2	5
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	酢酸エチル	3	7	20
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	メチルイソブチルケトン	1	3	6
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	イソブタノール	0.9	4	20
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
スチレン	0.4	0.8	2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	イソバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01

(注) 1 アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド及びイソバレルアルデヒドについては、この表のほかに排出口に係る規制基準も設定しています。

2 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルについては、この表のほかに排出水中における規制基準も設定しています。

110 福島県悪臭防止対策指針に基づく基準

(平成10年9月施行)

区域の区分	工場等の敷地境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の排出口における基準		
		5m～30m	30m～50m	50m以上
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

(注) 1 表中の数値の単位は、臭気指数です。

・臭気指数＝10×log$x$

x(臭気濃度):三点比較式臭袋法で求めたパネルの悪臭判定最大希釈倍率。

2 第1種区域とは、悪臭防止法に基づくA区域並びに都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域をいいます。

3 第2種区域とは、悪臭防止法に基づくB区域並びに都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及び用途地域以外の地域をいいます。

4 第3種区域とは、悪臭防止法に基づくC区域並びに都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域をいいます。

5 工場等の排出口における基準は、排出口の実高さが5m未満のものについては適用されません。

111 悪臭発生源実態調査

(平成15年度)

NO	業種	地区	悪臭防止対策指針における区域の区分	臭気の質	試料採取場所	採取月	臭気指数	適用基準	適否
1	工業用プラスチック製品加工業	県北	第2種	薬品臭	敷地境界(西側)	9月	11	15	適
2	養豚業	県中	第3種	豚小屋臭	敷地境界(東側)	8月	15	18	適
				豚小屋臭	敷地境界(北東側)	8月	15	18	適
3	アスファルト製造工場	会津	第3種	アスファルト臭	敷地境界(東側)	12月	<10	18	適
				薬品臭	排出口	12月	37	36	不適
				薬品臭	排出口	12月	40	36	不適
4	養豚業	相双	第2種	豚小屋臭	敷地境界(南側)	10月	22	15	不適
				豚小屋臭	敷地境界(南東側)	10月	23	15	不適
5	有機質肥料製造業	相双	第2種	アンモニア臭	敷地境界(東側)	10月	27	15	不適
				アンモニア臭	敷地境界(南東側)	10月	50	15	不適
6	有機化学工業製品製造業	いわき	—	厨芥臭	敷地境界(北側)	10月	<10	—	—
				汚泥臭	敷地境界(南側)	10月	12	—	—
7	産業廃棄物処理業	いわき	—	こげ臭	敷地境界(南側)	10月	<12	—	—
				こげ臭	敷地境界(北側)	10月	17	—	—

(注1)基準は、「福島県悪臭防止対策指針(平成10年9月施行)によるものです。
(注2)いわき地区は「福島県悪臭防止対策指針」の適用地域でないため、同指針の基準は適用されません。

112 環境汚染を伴う事故の発生件数の推移

	大気汚染					水質汚濁					悪臭					合計				
	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15	11	12	13	14	15
県北地方振興局							10	8	2	8						0	10	8	2	8
県中地方振興局						2	1	12	2	2						2	1	12	2	2
県南地方振興局						2		6	1	2						2	0	6	1	2
会津地方振興局						1	4	2		2						1	4	2	0	2
南会津地方振興局							1	2								0	1	2	0	0
相双地方振興局				1			8	9	1							0	8	9	2	0
いわき市		1				1	5		1							1	6	0	1	0
郡山市		3	2			2	27	7		3						2	30	9	0	3
計	0	4	2	1	0	8	56	46	7	17	0	0	0	0	0	8	60	48	8	17

113 公害防止管理者等選任届出の状況

(平成16年3月31日現在)

業種＼項目	選任特定工場	公害防止統括者	主任管理主任管理者	公害防止管理者 合計	大気関係 計	大気関係 第1種	大気関係 第2種	大気関係 第3種	大気関係 第4種	水質関係 計	水質関係 第1種	水質関係 第2種	水質関係 第3種	水質関係 第4種	騒音関係	振動関係	特定粉じん関係	一般粉じん関係	ダイオキシン類関係
鉱業	3	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
製造業	371	336	26	564	198	38	18	32	110	202	31	120	16	35	11	8	2	130	13
電気供給業	6	7	2	15	7	0	0	7	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	0
ガス供給業	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱供給業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	381	346	28	583	206	38	18	39	111	206	35	120	16	35	11	8	2	137	13

公害対策関係

114 工場立地件数

区分 / 業種	平成15年1月～12月			平成14年1月～12月		
	特定工場	その他工場	計	特定工場	その他工場	計
食料品	1	3	4	1	2	3
飲料	0	1	1	1	1	2
繊維工業	0	1	1	－	－	－
衣服	－	－	－	－	－	－
木材・木製品	0	2	2	2	1	3
家具・装備品	－	－	－	－	－	－
パルプ・紙	3	0	3	1	－	1
印刷	2	2	4	0	2	2
化学工業	7	1	8	8	1	9
石油・石炭	－	－	－	－	－	－
プラスチック	2	0	2	5	1	6
ゴム	0	1	1	－	－	－
皮革	－	－	－	－	－	－
窯業・土石	3	0	3	2	0	2
鉄鋼	2	0	2	－	－	－
非鉄金属	1	0	1	0	1	1
金属	3	1	4	2	4	6
一般機械	2	1	3	3	3	6
電気機械	0	1	1	4	1	5
情報通信機械	2	0	2			
電子部品・デバイス	5	0	5			
輸送用機械	4	0	4	3	1	4
精密機械	0	1	1	1	0	1
その他	1	1	2	0	2	2
計	38	16	54	33	20	53

(注) 1 特定工場 (敷地面積 9,000㎡以上、又は建築面積 3,000㎡以上)　　地域経済領域調べ
2 その他工場 (敷地面積 1,000㎡以上9,000㎡未満)
3 平成14年10月より産業分類の改正があったため、平成15年は新分類による。

115 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 / 年度		典型7公害							小計	典型7公害以外	合計	前年比(%)
		大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染				
苦情件数	11年度	244	66	95	5	144	0	2	556	95	651	3.0
	12年度	272	127	90	7	152	0	3	651	116	767	17.8
	13年度	278	113	130	12	202	0	4	739	181	920	19.9
	14年度	190	69	113	4	165	0	4	545	143	688	△ 25.2
	15年度	151	76	107	17	148	0	1	500	107	607	△ 11.8
構成比(%)	11年度	37.5	10.1	14.6	0.8	22.1	0.0	0.3	85.4	14.6	100	
	12年度	35.5	16.6	11.7	0.9	19.8	0.0	0.4	84.9	15.1	100	
	13年度	30.2	12.3	14.1	1.3	22.0	0.0	0.4	80.3	19.7	100	
	14年度	27.6	10.0	16.4	0.6	24.0	0.0	0.6	79.2	20.8	100	
	15年度	24.9	12.5	17.6	2.8	24.4	0.0	0.2	82.4	17.6	100	

116 典型7公害以外の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 / 年度		通風障害	光害	電波障害	土砂の散乱	土砂の流出	不法投棄	ふん・尿の害	害虫等の発生	火災の危険	動物死骸放置	その他	合計
苦情件数	11年度	－	－	3	1	1	19	7	12	3	－	49	95
	12年度	1	2	－	－	4	15	9	18	3	3	61	116
	13年度	－	－	2	1	－	76	3	15	4	1	79	181
	14年度	1	2	3	－	－	47	4	13	9	－	64	143
	15年度	－	－	1	1	2	40	3	3	5	1	51	107
構成比（%）	11年度	0.0	0.0	3.1	1.1	1.1	20.0	7.4	12.6	3.1	0.0	51.6	100
	12年度	0.9	1.7	0.0	0.0	3.4	12.9	7.8	15.5	2.6	2.6	52.6	100
	13年度	0.0	0.0	1.1	0.6	0.0	42.0	1.6	8.3	2.2	0.6	43.6	100
	14年度	0.7	1.4	2.1	0.0	0.0	32.9	2.8	9.1	6.3	0.0	44.7	100
	15年度	0.0	0.0	0.9	0.9	1.9	37.4	2.8	2.8	4.7	0.9	47.7	100

117 公害の発生源別苦情件数（平成15年度）

		典型7公害								典型7公害以外	合計	構成比（%）
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計			
農業	耕種農業	16	1	－	6	－	－	19	42	5	47	7.7
	畜産・養蚕農業	－	8	－	－	－	－	12	20	3	23	3.8
	農業・園芸サービス業	－	－	－	－	－	－	2	2	－	2	0.3
鉱業	非金属鉱業	1	2	－	－	－	－	－	3	－	3	0.5
建設	総合工事業	11	1	－	21	5	－	4	42	1	43	7.1
	その他の工事業	19	－	－	12	4	－	3	38	－	38	6.3
製造業	食料品・飲料等製造業	2	9	－	3	－	－	5	19	－	19	3.1
	木材・木製品製造業	9	2	－	5	－	－	1	17	1	18	3.0
	出版・印刷・同関連産業	－	－	－	－	－	－	1	1	1	2	0.3
	化学工業	5	－	－	2	－	－	22	29	－	29	4.8
	窯業・土石製品製造業	3	3	－	4	1	－	2	13	－	13	2.1
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業	4	－	－	5	3	－	4	16	1	17	2.8
	機械器具製造業	－	－	－	－	－	－	1	1	－	1	0.2
	その他の製造業	8	2	－	－	－	－	3	13	1	14	2.3
電気・ガス・熱供給業		－	－	－	1	－	－	1	2	－	2	0.3
水道業		－	1	－	－	－	－	1	2	－	2	0.3
運輸・通信	鉄道業	1	1	－	1	1	－	－	4	－	4	0.7
	道路貨物運送業	4	1	－	3	－	－	－	8	－	8	1.3
	その他運輸・通信業	1	－	－	1	－	－	－	2	－	2	0.3
再生資源卸売業		－	1	－	2	－	－	－	3	－	3	0.5
卸売・小売業		3	1	－	5	－	－	4	13	－	13	2.1
飲食店		－	4	－	2	－	－	8	14	1	15	2.5
飲食店のカラオケ		－	－	－	3	－	－	－	3	－	3	0.5

		典型7公害								典型7公害以外	合計	構成比(%)
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計			
サービス業	洗濯・理容・浴場業	−	−	−	2	−	−	2	4	1	5	0.8
	駐車場業	2	−	−	−	−	−	−	2	−	2	0.3
	生活関連サービス業	−	−	−	1	−	−	−	1	−	1	0.2
	旅館・その他宿泊所	1	−	−	−	−	−	2	3	−	3	0.5
	娯楽業	−	−	−	1	−	−	1	2	1	3	0.5
	自動車整備業	1	2	−	6	−	−	3	12	−	12	2.0
	機械・家具等修理業	1	2	−	−	−	−	−	3	−	3	0.5
	廃棄物処理業	3	−	−	1	−	−	4	8	4	12	2.0
	医療業・保健衛生	2	1	−	2	−	−	−	5	−	5	0.8
	社会保険、社会福祉	1	−	−	−	−	−	−	1	1	2	0.3
	教育・学術研究機関	−	−	−	1	−	−	−	1	−	1	0.2
	その他のサービス業	−	1	−	2	−	−	2	5	−	5	0.8
公務		−	−	−	1	−	−	−	1	−	1	0.2
家庭生活		43	9	−	3	1	−	17	73	5	78	12.9
家庭生活のうちペット		−	−	−	1	−	−	1	2	−	2	0.3
事務所		2	−	−	−	−	−	−	2	1	3	0.5
道路		1	1	−	2	2	−	−	6	10	16	2.6
空地		2	−	−	1	−	−	1	4	47	51	8.4
神社・寺院等		1	−	−	−	−	−	2	3	1	4	0.7
その他		−	8	1	3	−	−	3	15	19	34	5.6
不明		4	15	−	4	−	−	17	40	3	43	7.1
合計		151	76	1	107	17	−	148	500	107	607	100

118 典型7公害に係る都市計画法上の地域別苦情発生件数の推移

区域／年度		都市計画法による都市計画区域										小計	都市計画区域外	合計
		住居地域	近隣商業地域	商業地域	商業地域計	準工業地域	工業地域	工業専用地域	工業地域計	市街化調整地域	その他の区域			
苦情件数	11年度	232	14	19	33	38	53	9	100	96	41	502	54	556
	12年度	227	19	21	40	39	70	22	131	92	84	574	77	651
	13年度	278	18	40	58	57	65	16	138	107	104	685	54	739
	14年度	222	12	16	28	44	55	9	108	67	73	498	47	545
	15年度	188	16	39	55	47	49	8	104	79	34	460	40	500
構成比(%)	11年度	41.7	2.5	3.4	5.9	6.8	9.5	1.6	18.0	17.3	7.4	90.3	9.7	100
	12年度	34.9	2.9	3.2	6.2	6.0	10.8	3.4	20.1	14.1	12.9	88.2	11.8	100
	13年度	37.6	2.4	5.4	7.8	7.7	8.8	2.2	18.7	14.5	14.1	92.7	7.3	100
	14年度	40.7	2.2	3.0	5.2	8.1	10.1	1.6	19.8	12.3	13.4	91.4	8.6	100
	15年度	37.6	3.2	7.8	11.0	9.4	9.8	1.6	20.8	15.8	6.8	92.0	8.0	100

119 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

年度＼種類		健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	11年度	1	7	6	525	17	556
	12年度	1	0	8	622	20	651
	13年度	18	12	12	666	31	739
	14年度	4	13	12	477	39	545
	15年度	2	5	10	437	46	500
構成比（%）	11年度	0.2	1.3	1.1	94.4	3.0	100
	12年度	0.2	0.0	1.2	95.5	3.1	100
	13年度	2.5	1.6	1.6	90.1	4.2	100
	14年度	0.7	2.4	2.2	87.5	7.2	100
	15年度	0.4	1.0	2.0	87.4	9.2	100

120 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

地区＼年度	件数								構成比（%）							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
11年度	98	210	85	61	1	32	164	651	15.0	32.3	13.1	9.4	0.1	4.9	25.2	100
12年度	88	254	114	47	1	70	193	767	11.5	33.1	14.9	6.1	0.1	9.1	25.2	100
13年度	87	276	166	91	8	48	244	920	9.5	30.0	18.0	9.9	0.9	5.2	26.5	100
14年度	53	201	119	98	4	28	185	688	7.7	29.2	17.3	14.2	0.6	4.1	26.9	100
15年度	53	181	75	96	5	33	164	607	8.7	29.8	12.4	15.8	0.8	5.4	27.0	100

121 公害苦情処理係属件数の推移

区分＼年度	公害苦情処理係属件数 (A)＝(B)＋(C)＋(D)－(F)	受理件数			処理件数				処理率 (E)÷(A)×100(%)
		新規直接受理件数 (B)	他から移送 (C)	前年度から繰越 (D)	直接処理 (E)	他へ移送 (F)	翌年度へ繰越 (G)	その他 (H)	
11年度	732	645	6	83	634	2	91	7	86.6
12年度	853	755	12	91	756	5	64	33	88.6
13年度	963	900	20	51	874	8	71	18	90.6
14年度	749	677	11	69	650	8	87	12	86.8
15年度	647	596	11	51	598	11	44	5	92.4

(注)1 (H)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

2 前年度の(G)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(D)欄の「前年度からの繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、その後の苦情が発生しないため既に解決したこととして取り扱うものなどがあるからです。

122 市町村別公害苦情件数(平成15年度)

市町村名		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計
県北	福島市	6	13	1	13	2		10	7	(0) 52
	安達町	1								(0) 1
小計		(0) 7	(0) 13	(0) 1	(0) 13	(0) 2	(0) 0	(0) 10	(0) 7	(0) 53
県中	郡山市	38	3		31	5		31	39	(0) 147
	須賀川市	11	1		5	1		9	1	(0) 28
	長沼町		(1)							(1) 0
	平田村		(1)							(1) 0
	三春町								3	(0) 3
	大越町	1								(0) 1
小計		(0) 50	(2) 4	(0) 0	(0) 36	(0) 6	(0) 0	(0) 40	(0) 43	(2) 179
県南	白河市	(1) 7	(1) 5					2	1	(2) 15
	西郷村	(1)	(2) 7						1	(3) 8
	東村		1					3	1	(0) 5
	泉崎村				1					(0) 1
	矢吹町	(1)	2		1			6	30	(1) 39
	鮫川村							1		() 1
小計		(3) 7	(3) 15	(0) 0	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(0) 12	(0) 33	(6) 69
会津	会津若松市	36	(1) 15		18	5		14	5	(1) 93
	磐梯町								(1)	(1) 0
	会津本郷町								(1)	(1) 0
小計		(0) 36	(1) 15	(0) 0	(0) 18	(0) 5	(0) 0	(0) 14	(2) 5	(3) 93
南会津	田島町	(2)								(2) 0
	下郷町		(1)					(1)		(2) 0
	只見町				(1)					(1) 0
小計		(2) 0	(1) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(5) 0
相双	原町市	7			2			(1) 3	7	(1) 19
	相馬市		(3) 3		1					(3) 4
	広野町		1					1	1	(0) 3
	富岡町				1				2	() 3
小計		(0) 7	(3) 4	(0) 0	(0) 4	(0) 0	(0) 0	(1) 4	(0) 10	(4) 29
いわき市		39	15		33	4		64	9	(0) 164
計		(5) 146	(10) 66	(0) 1	(1) 106	(0) 17	(0) 0	(2) 144	(2) 107	(20) 587

(注) 1 ( )は各地方振興局で受け付けた件数です。
2 苦情がなかった市町村は掲載していません。

123 用語解説

【い】

一酸化炭素（CO） 炭素又は炭素化合物の不完全燃焼などにより発生する。一酸化炭素は血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。

一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の二つに分類している。一般廃棄物とは産業廃棄物以外のすべての廃棄物であると定義されているが、具体的には、し尿や家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどを指している。

【か】

環境基準 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の環境上の条件について健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、国が定めたもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質） ホルモン類似作用を持ち、生体内に取り込まれて内分泌系に影響を及ぼして健康や生体影響を生じるおそれのある化学物質を環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）と呼んでいる。ノニルフェノールやビスフェノールAなど、環境ホルモンとして疑われている物質の濃度と人体への影響や生態系への影響など不明な点が多く、その解明が急がれている。

【こ】

公害 環境基本法では「公害」を次のとおり規定している。

「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。」

これらの７公害を通常「典型７公害」と呼んでいる。

国立公園/国定公園 国立公園は、自然公園法に基づき、「保護」及び「利用」を目的として、優れた自然の風景地のうち、特に我が国を代表する火山景観、山岳景観、海岸景観などの傑出した地域について、国により指定される。国定公園は、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として、都道府県の申し出を受けて環境大臣が指定し都道府県が管理する公園である。国立公園や国定公園などの自然公園は、優れた自然の風景地及びその環境を保全するとともに、自然観察や野外レクリエーション、野生体験等の自然とふれあう場として重要な役割を果たしている。

【さ】

最終処分場 廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立又は海洋投入処分により環境中に放出される。最終処分は埋立が原則とされており、処分の大部分は埋立により行われている。最終処分場は、埋立処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、コンクリート製の仕切りで公共の水域及び地下水と完全に遮断される構造の遮断型処分場、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類等の産業廃棄物の飛散及び流出を防止する構造の安定型処分場、一般廃棄物及び遮断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物の浸出液による汚染を防止する構造の管理型処分場の三つのタイプに分けられる。

産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、多くは処理に特別な技術を要する。

【し】

ＣＯＤ（化学的酸素要求量） Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。単位は mg/ℓで表される。

自然環境保全地域 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湿原等の区域など良好な自然環境を有する地域で一定の要件を満たす地域で環境大臣が自然環境保全法に基づき指定した地域をいう。

都道府県においても、条例に基づき、周辺の自然的社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを、都道府県自然環境保全地域として指定することができる。

ステムを構築することを目指すというもの。

【そ】

総量規制 大気汚染や水質汚濁の防止を図るため、工場・事業場が集合し、ばい煙等の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法で、地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準より厳しい基準が設けられる。

【た】

ダイオキシン類 ダイオキシン類とは、有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、物の燃焼過程等で非意図的に生成される。ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い 2,3,7,8－TDCC については、人に対する発がん性が確認されている。

ダイオキシン類は、炭素・酸素・水素・塩素が熱せられるような工程で非意図的に生成され、ごみの焼却による燃焼工程等の他、金属精錬の燃焼工程や紙などの塩素漂白工程など、様々なところで発生する。また、森林火災、火山活動など自然界でも発生する。

【ち】

窒素酸化物(NOx)　物が燃える際に、空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物（NOx）が必ず発生する。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなど高温燃焼の際に一酸化窒素（NO）が発生し、その後さらに酸化されて安定な二酸化窒素（NO_2）となる。通常、この一酸化窒素（NO）と二酸化窒素(NO_2)とを合わせて窒素酸化物（NOx）と呼ぶ。窒素酸化物は、それ自体が人の健康に影響を与えるほか、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

【て】

デシベル（dB）　音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は刺激の強さに比例して反応せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧の尺度として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルを表す。振動についてもデシベルが用いられる。

ＴＥＱ（毒性等量）　ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い 2,3,7,8－四塩化ジベンゾーパラージオキシンを基準として換算した量のこと。

【と】

土壌汚染　土壌汚染は、汚染物質が直接土壌に混入する場合と、大気汚染や水質汚濁を通じ間接的に土壌を汚染する場合がある。土壌汚染は一旦生じると農作物や地下水等に長期にわたり影響する蓄積性があり、改善は非常に困難になる。また、有機塩素化合物等による土壌汚染は、地下水汚染につながることが多く、水質汚濁の問題と密接に関わっている。

トリクロロエチレン　トリクロロエチレンは、有機塩素系の化学物質でトリクレンとも呼ばれている。常温では液体で蒸発しやすく、様々な有機物質を溶かす力が強いため、油分や繊維製品のよごれを溶かす目的で、工場や事業所などで広く使用されてきた。しかし、トリクロロエチレンは、環境中で分解されにくい化学物質で、肝臓や腎臓に障害を及ぼすとされ、動物実験では、がんを引き起こす恐れのある物質であることがわかってきた。また近年、トリクロロエチレンによる地下水汚染が、各地域で顕在化している。

【に】

二酸化硫黄（SO_2）　石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分（S）が燃焼により、空気中の酸素（O_2）と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

二酸化炭素（CO_2）　有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や醗酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

二酸化窒素（NO_2）　主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素（NO）がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると数時間の内に鼻や喉さらには胸の痛み、呼吸が困難になることもある。また、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【は】

ばい煙　燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質を総称してばい煙という。ばいじんとは、ボイラーや電気炉などから発生するすすなどの粒子状の物質を言い、有害物質とは、物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう。

【ひ】

ｐＨ（水素イオン濃度指数）　水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指数であり、中性の水はpH７で、７より小さいものは酸性、７より大きいものはアルカリ性という。通常の淡水はpH７前後で、海水はややアルカリ性でpH８前後である。

ＢＯＤ（生物化学的要求量）　Biochemical Oxygen Demandの略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く、汚れていることを示す。

非メタン炭化水素　光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗装や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車などである。

【ふ】

浮遊粒子状物質　大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが１０μm（マイクロメーター：1mmの1000分の１）以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質量（懸濁物質）（ＳＳ）　水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）・ＢＯＤ・ＣＯＤが高くなる原因になる。

【よ】

溶存酸素（ＤＯ）　水中に溶けている酸素量をmg/ℓで表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。

【れ】

レッドデータブック　野生動植物の中から絶滅のおそれのある種をリストアップし、これらの分布、生息状況などを明らかにしたデータ集。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が、世界的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その現状を明らかにした資料として作成している。(1966年初版発行)。その本の表紙が赤色であったため、以後、こうした内容を持つ資料集がレッドデータブックと呼ばれるようになった。国内では、環境庁が動物のレッドデータブックを、また、(財)日本自然保護協会と(財)世界自然保護基金（WWF）日本委員会が植物のレッドデータブックを作成している。

レッドリスト　絶滅のおそれのある野生生物の種

のリスト。レッドリストに掲載された種について生息状況等をとりまとめ、編さんしたものがレッドデータブックである。レッドリストは生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し選定したもので、絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として広く活用されることを目的とするものである。

【重さの単位】

kg（ｷﾛｸﾞﾗﾑ）	10^{3} g
g（ｸﾞﾗﾑ）	
mg（ﾐﾘｸﾞﾗﾑ）	10^{-3} g（千分の１ｸﾞﾗﾑ）
μg（ﾏｲｸﾛｸﾞﾗﾑ）	10^{-6} g（100 万分の１ｸﾞﾗﾑ）
ng（ﾅﾉｸﾞﾗﾑ）	10^{-9} g（10 億分の１ｸﾞﾗﾑ）
pg（ﾋﾟｺｸﾞﾗﾑ）	10^{-12} g（１兆分の１ｸﾞﾗﾑ）

【濃度の単位】

ppm（parts per million）
100 万分の１を１ppm という。
大気汚染物質の場合は、１m^{3}中の１cm^{3}のガス容量を表している。なお、大気中の炭化水素類については、炭素原子数で換算した ppmc で表す。

ppb（parts per billion）
10 億分の１を１ppb と表している。
１ppm の 1000 分の１を表している。

ppt（parts per trillion）
１兆分の１を１ppt と表している。
１ppb の 1000 分の１を表している。